

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

1 日 時 令和8年6月22日(月) 開会： 10時00分 閉会： 16時15分
水道局、福祉保健部、経済部

令和8年6月23日(火) 開会： 10時00分 閉会： 14時22分
病院局、建設部、都市政策部

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 井垣 伸子、大田 敏司、小林 隆司、清水 祐希、田中 陽三、田邊
学、新見 浩明、西村 慎太郎、萬谷 竹彦

4 事務局職員 前田 紀子、起本 一生

5 説 明 員

吉本副市長

【水道局】 宮崎水道事業管理者、福田業務課長、藤井工務課長、中西浄水課長、
中島料金担当課長

【福祉保健部】 讃井福祉保健部長、岡村福祉総務課長、藤岡高齢者支援課長、小熊
高齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター
所長、松尾こども政策課長、山野井こども政策課保育指導担当課長兼
学校教育課幼児教育指導担当課長兼浅江東保育園長、森永こども家
庭課長兼こども家庭センター長、清水健康増進課長

【経済部】 岡村経済部長、山田商工振興課長、影土井農林水産課長、弘中有害
鳥獣対策課長兼有害鳥獣対策センター長、岩崎農林水産課技術担当
課長、温品観光・シティプロモーション推進課長、秋友農業委員会事務
局長

【病院局】 桑田病院事業管理者、佐古病院局管理部長、坪井光総合病院事務
部長、国広大和総合病院事務部長、海老本経営企画課長、西村病院
局経営企画課経営改善担当課長、田中光総合病院医事課長、吉岡光
総合病院総務課長、高木大和総合病院総務課長、原田大和総合病院
業務課長

【建設部】 西村建設部長、沖本建築担当次長兼本庁舎建設準備室技術担当課
長、山本土木課長、小林建築住宅課長、中本下水道課長、藤岡下水道
課下水道技術担当課長

【都市政策部】 松並都市政策部長、北川都市政策課長、山本都市政策課公園緑地担当課長、秋山公共交通政策課長、吉永都市施設マネジメント課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他（傍聴） 報道2社

1 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

報告：①令和7年度光市水道事業決算見込みについて

説 明：福田業務課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

おはようございます。それでは、給水収益のところ、今の報告でもありましたとおり、減少しているといったところがあります。それで、給水収益以外の収益の確保、その取組状況について教えてください。

○福田業務課長

給水収益以外の収益確保策の取組状況についてでございます。

水道局では、これまでに周南市熊毛地区への送水業務や山口県企業局への自家用工業用水の卸供給業務の実施によりまして、給水収益以外の確保に努めてきたところでございます。

現時点におきましては、このほかの有効な収益確保の具体策というところは持ち合わせておりませんが、周南市熊毛地区への送水業務や山口県企業局への卸供給業務といった事例を参考としながら、近隣地域等との連携などによる様々な収益機会の確保の可能性について、引き続き、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ほんとにどんどん人も減って、この給水収益が減っていくと。しかし、当たり前のことですが、管の整備事業とかそういった維持をしていくというところは変わらず、人が減ってもやっていかなきゃいけないと。となると、給水収益が人口減少とともに減っていくので、それ以外の収益をどんどん取っていかないと、どんどんここは経営が苦しくなっていくというのが、将来的に見込みが大きいというところがあります。

そういったところで、なので、まず一つとしては、この給水収益以外の収益をどんどん模索して、アプローチしていただきたいということが一点、そして、新産業団地がこれからできると。そこで、今、ほんとに世界的に半導体工場、データセンター含めてどんどんアメリカ中心にできると。

そこでも、ただ、なかなかできないのが、水がないから増やせないというところがあって、そういったかなり水を使う企業の誘致というのが、この新産業団地のところで、私は期待が持てるんじゃないかなと思っておるんですが、この新産業団地が新しくできるといふところでの水道収益の増加の期待というのはどのぐらい、今、考えられているんでしょうか、教えてください。

○福田業務課長

新産業団地の整備に伴う水道料金収益の増加に対する期待というところでございますが、光市におきましては、工場用水を多く御使用いただいております大口需要者の存在があるため、有収水量全体の約4割を工場用水の使用水量が占めているというような特徴がございます。

この点から考えますと、やはり多く水道をお使いいただく工場様、企業様が進出いただけると、水道料金収入の増加につながると考えておりまして、水道局といたしましては、そういった点に期待をしているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ほんとこれは僕も期待しているところなんですけど、しかし、例えば半導体工場も含めなんですけど、大量に水を使うと、そういった仮に大きな需要が見込めた場合に、そもそも供給体制が可能なのか、そういったところをちょっと教えてください。

○藤井工務課長

超過する量が少量であれば、給水方法の検討、協議によって対応が可能かとは考えるところでありますが、能力を大幅に超えるような水量であれば、現施設ではかなり厳しいと考えております。

ただ、大幅に超えるような、使用量を必要とする企業が進出したいという場合は、恐らく水道事業単体で考えるものではなく、市全体で考えていくものであろうかとも考えております。その中で、誘致したいという方向で話が進むのであれば、どのような施設整備を行うのか、また、それに対する費用の考え方をどうするのか、それが本当に可能なかどうかというところを水道局としては、積極的に検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○清水委員

分かりました。私は本当にこの光の新産業団地では、もちろん雇用が新たに見込めるというところはあるんですが、この水を工業団地に関しては、かなり水を使うところに対してはアドバンテージ取れるんじゃないかと思ってます。

ですので、ぜひ、県とも連携を取っていただいて、PRしていただいて、水を使うところっていうのは、この新産業団地で非常にメリットあると思うよというところも含めてできたら、今の答弁で、大幅に超える場合は、またやり方を変えなきゃいけないと、市で考えていかなきゃいけないということもあったので、私としてはそうなりといいなと思っておりますので、ぜひ、この辺りも、しっかりとちょっと県のほうにもアプローチしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○藤井工務課長

申し訳ございません。先ほどの質問に対する回答の中の補足をさせていただきます。

そのような検討を積極的に進めていくわけですが、まず第一優先に、周辺の地域住民へ供給している水道、これの確保が最優先の上での検討というところにもなろうかと思しますので、その点を付け加えさせていただきます。

○井垣委員

光市の水道は、島田川の伏流水から取っていますが、山が荒れると、伏流水とか地中の水脈がかれたり、そういうことを心配しなきゃいけないと思うんですけど、今のところ、水量としては減ったりするような現象は起きてないですか。

○中西浄水課長

伏流水は、地下の水脈で、これを取水していますが、近年、水量が減少している傾向はございません。

以上でございます。

○田中委員

1点、ちょっと直接、今の業務に関わるところじゃないですけど、確認で教えていただきたいんですけど、全国的にこの物価高騰対応の重点支援地方創生交付金の活用として、全国的には水道料金の引き落とし口座に直接数万円振り込んだりとか、数か月基本料減免するという取り組む自治体もあったんですけど、光の水道局でもし行う場合は可能なのかどうか、お聞かせいただけたらと思います。

○福田業務課長

国の物価高騰対応重点支援交付金のお尋ねについてでございます。

交付金の活用方法といたしましては、光市全体としてその活用方法を決定していくものというふうに承知をしておりますが、今、委員さん言われましたような基本料金の減免というところであると、今、県内では下関市、宇部市、山口市と実施をしているというふうに認識をしております。

光市においても、水道料金の基本料金数か月分を減免するというようなことをするとした場合には、水道局としましても、対応は可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

スピード感とか手数料という部分で、かなり優位性があるということで取り組まれているんですけど、光市の場合は上下水道局じゃなくて、今、公営企業会計になっているんですけど、その辺りでの違いとか、今、リクエストがあればできるようなお話で、そ

の辺は特に問題は、変わらないという理解でいいんですか。

○福田業務課長

水道局といたしましては、独立採算の公営企業会計でありますので、独立採算でやってございます。その中で、基本料金を減免するというような交付金の活用の仕方をするときには、やはりこれは水道料金の財源からは使用しないということになるとは思いますが。

県内の先ほどのやっております事例も、水道料金の基本料金というところでの減免というところであると理解をしておりますので、そういった面では水道局単独であっても、そういった交付金の活用の仕方に対する対応というのはできるというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

理解しました。ありがとうございました。

○小林委員

1点、ちょっと質問させていただきます。例えば、地下で漏水が発生した場合に、地上には水が出てこないことも多くて、発見前に時間を要して、その間も大量に水が排出されてしまう、こういうケースが全国でも起きているというふうに認識をしています。こうした漏水というのは、利用者にとって気づきにくい一方で、検針の段階になって初めて多額の水道料金が判明をし、大きな負担になることがこれまで全国各地で起きているということです。

ただ、一般的には、給水装置の適正な管理に努めていたにもかかわらず、発生した地下漏水については、申請に基づいて水道料金や下水道使用料の一部を減免する制度を設けている自治体も多くあって、本市においても、水道料金の減免措置が設けられているというふうに認識をしておりますが、対象の範囲や減免率、申請手続などの概要についてお示しをください。

○中島料金担当課長

漏水による水道料金の減免の対象範囲、減免率、申請手続についてお答えいたします。

まず、申請手続でございますが、地下給水管破損等による発見困難の漏水により、使用水量が増加した場合、光市水道局指定給水装置工事事業者で修理を完了していただいた後、所定の様式にて水道局に申請いただくこととなります。

対象の範囲でございますが、使用用途が家事用水のみとなっております。

申請をいただきまして、減免するということが認定された場合、漏水したと推測される2分の1の水量の水道料金を減免前の水道料金から差し引くこととなります。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく理解できました。2分の1の減免率の中で、家事用水が対象になっていることで理解いたしました。

こういうケースっていうのは、光市内で起こっているのかなというところも推察をいたしますので、ちょっとこの申請の手続がよく分からないという御意見もあったので、もう少し分かりやすい形で市民に分かるような工夫というところも、今後、必要なのかなと思っていますので、この部分について、ぜひ御検討のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○大田委員

要は漏水してから、道路の陥没とか、湧水の吹き上げとかいう問題、全国的に起こっているのですが、光市としての今、心配というか、その検査というか、そういうような状態はどのようになっちゃるんか教えてもらいたいんですが。

○藤井工務課長

漏水の確認等につきましての御質問に御回答いたします。

通常、維持管理につきましては、重要管路などの路線につきまして、パトロールを定期的に行っております。また、バルブの点検や、空気弁の点検など、パトロール及び点検を行い、管路の状態を確認しているところでございます。

以上です。

○大田委員

それで、老朽管が、今、水道工事として入替え工事を常にやっておられるんですが、これはもう一生続くんですかね、それとも、ある程度の目安ちゅうのはつけられるんですか。

○藤井工務課長

既に老朽化した管路がかなりの量ございます。これを年間数kmずつ更新しているわけですが、更新していく一方、次の管が老朽化していくというふうな巡りになっておりますので、永遠に続く整備事業と考えております。

以上です。

○大田委員

以前、その辺の話聞いたら、100年間の対応する管ができて、それをやりよるとかいうことをお聞きしたことがあるんですが、それを使えば、ある程度でけりがつくんではないかと思うんですが、そういうようなところはありませんか。

○藤井工務課長

今の管の寿命は確かに100年といわれる管もございますが、100年の間も老朽化してまいりますので、都度、更新は続けていかなければならないものと考えております。

○大田委員

それで、今、送水管が昨年は0.9km着工されて、たしか四、五年で、今年度が完成の見込みというふうにお聞きしているんですが、その送水管については、今後、どのような進み具合があるか教えてもらいたいんですが。

○藤井工務課長

送水管整備事業の進捗状況として御説明をいたします。

この送水管整備事業は、今年度、最終年度となりますが、現時点では工期に影響を及ぼすような課題はなく、順調に進捗しているところでございます。

具体的に申し上げますと、昨年、発注いたしました送水システムの機能増設工事及び送水システムの電気計装設備工事、これにつきましては、機器の製作をはじめ、清山配水池の電磁流量計の配線工事などを実施するとともに、関係工事との工程調整を行うなど、現在進めているところでございます。

次に、本年度発注する3本の工事につきましては、林浄水場内を現場とする清山送水管布設替工事（第1工区）及び県道光玖珂線を現場とする送水管布設替工事（第2工区）につきましても、どちらも準備工段階ではございますが、現在は施工スペースの確認のための試掘作業を行っているところでございます。

最後に、清山配水池に接続する清山送水管布設替工事（第3工区）につきましては、現在、業者の選定中であります。決まり次第、速やかに打合せを行い、着手に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○大田委員

その第3工区というのは、最後の、私が道路上から見ると斜路のところになっているんですが、あれはもう今年度中に、今、選定中であって終わりそうな感じのものをお聞きしたんですが、それはどういう工法でやって、どのぐらいで終わる計画なのかを教えてください。

○藤井工務課長

清山配水池へ上るのり面の工事の工法につきましては、現段階では、機械掘削で行う予定にしております。工法としましては、機械掘削でのり面を掘削した後に管を布設、その後、落石等の対応を行うため、コンクリートで全て管を覆い尽くすと、そういった形で進めていき、この工事を2月いっぱいまで十分完了することができる工期算定となっております。

以上です。

○大田委員

私が考えますには、あそこの斜路を工事するのは大変難しい工事だろうというふうに私は感じておるわけですね。それで、埋めて、コンクリートで固めて工事をされるといふふうにお聞きしたんですが、これは、完全に地中に埋めるんですか、それとも半分ぐらい表面に出るんですか、それとも全面に出るんですか。

○藤井工務課長

これは、完全に土の中に埋めます。
以上です。

○大田委員

それと、この工事はあれだけの斜路で傾斜角があるということにおいて、工事の安全性に対してすごい心配しているわけなんです、そういうような工法というのはもう十分な検討をされていると思うんですが、もう一度、ちょっと詳しく教えてもらいたいです。

○藤井工務課長

今回ののり面につきましては、角度41度ということで、40度を超えるかなり急傾斜なのり面となっております。実際行っているところの現場等を見学し、安全性や施工性を確認し、今回の工法を選定しております。

現在の想定といたしましては、セーフティークライマー工法といたしまして、上からワイヤーで重機をつり、人間がそこに行くことはなく、掘削を行うという工法で掘削を行います。

管につきましては、ラフタークレーンでつるという方法もあろうかと思いますが、かなり高低差のある現場でございますので、現段階では、モノレールで管を運び、そのモノレールで管をつって、掘った穴の中に下ろします。接続していく場合は、作業員がその場に行かなければなりません、その辺につきましては、安全対策をしっかりと施し、対応を図ります。

また、急傾斜掘削するため、県道のほうに落石等が落ちていく可能性がございますので、落石防護柵を歩道に設置し、通行者の安全も確保するよう、現在、検討しているところでございます。

以上です。

○大田委員

そういうふうに通行の人の安全を確保するために防護壁を造るという、あるいはそうなると、片側交互通行のような感じの交通安全対策をされるんですかね。

○藤井工務課長

施工中は、どうしても片側交互通行ということが発生いたします。ただ、施工中のみ

の片側交互通行で、施工終了後につきましては道路を開放する予定としております。御質問ありました安全防護柵につきましては、歩道の中に打ち込みますので、道路の規制等は図らず、片側交互通行を行うことがなく施工できるものと考えております。

以上です。

○大田委員

今、41度と言われたように、急傾斜でありますから、すごい工事には気を遣ってもらって、重機も入れられるということでございますので、大変難しい仕事だと思いますので、そのところは十分安全に気を遣って、工事を進めてもらいたいと思っております。よろしくお願いします。

また、水道料金について、今、山口県下で4番目に安いとかいうふうにいわれておるんですが、これは大体、私、基本料金というのは 20m^3 を基準としてやると思うんですが、1人家庭の場合でも 20m^3 の基本料金で徴収されるんですかね。それとも、1人の場合は 5m^3 しか使わんじゃったら 5m^3 だけの徴収をされるのか、そのところをどのようにやっているのか教えてもらいたいんですが。

○福田業務課長

水道料金についてのお尋ねでございます。

まず、基本料金につきましては、世帯ごとの人数ということではございませんでして、各家庭に設置をされております水道メーターの口径の大きさによって変わっております。それから、世帯ごとの使用水量に応じた従量料金となるんですが、こちらのほうは当然、お使いいただいた水の量に応じて、料金がかかってくるというふうな内容になっております。

以上でございます。

○大田委員

俗に言う、我々は基本料金以内というふうに私たちは思うんですよ。となると、それが多分 20m^3 単位で大体そこを基本にされているから、基本料金 20m^3 までだろうと思っておるわけなんですけど、そうすると、各家庭によっていろんなタイプの水道料金が発生するという考えになるんです。

そうすると、今までどおり 20m^3 やったら、山口県、下から数えて4番目なのですが、そのような少量の水の人もやっぱりそのぐらいの山口県、下から数えて4位ぐらいの水道料金設定になっているんでしょうか、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○福田業務課長

山口県内での料金の順番というところでございますが、委員さん言われますように、光市の水道料金が県内で安いほうから4番目であるということをいろいろな場面で御説明させていただく機会があるんですけども、これにつきましては、まず、口径が13mmで1か月に御使用いただいた水量が 20m^3 と、こういった条件設定をいたしまして、金

額の順位の比較というところを行ってございます。

これは先ほど申し上げましたように、基本料金と従量料金で水道料金は請求させていただくことになるんですけれども、その基本料金の金額の設定であったり、従量料金の部分で 1 m^3 をお使いいただいたらどれだけの金額というところが、事業体によって、当然異なってきます。

そういった事情もありますので、今は1か月あたり 20 m^3 使用というところを一つの基準として発信のほうを行っているんですけれども、委員さん言われますとおり、その水量を変えていくと、今、光市は4番目だといってる順位も変わってくるというような状況になっております。

以上でございます。

○大田委員

20 m^3 ちゅうのが大体発表の設定になってるんですが、結構1人世帯とか、2人世帯とか、特に老人なんかは、独居老人といわれておるんですが、今の発表では、山口県内で下から4番目といわれるんですが、そのようなところも4番目に数えられるんですかね。

○福田業務課長

使用水量が少ない場合のときを比較した場合の水道料金の順位というところですが、先ほど、今、 20 m^3 というところで比較をしているというところでお話しさせていただいたんですけれども、例えば、半分の1か月当たり 10 m^3 御使用になられた場合の条件設定をいたしまして、県内の料金水準比較いたしますと、こちら、光市は安いほうから2番目の結果ということになります。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうには、 20 m^3 から 10 m^3 で山口県下が2番目となると、そうなる、やっぱりそういうような少人数世帯においては水道料金も安いよという、今後はそういうような、皆さんに来てもらうためには、広告ちゅうんですかね、皆さんにお知らせする機会もあってもいいんじゃないかと思うんですが、そのところはどういうふうに思っておられるんですかね。

○福田業務課長

近年、ライフスタイルの多様化に伴って、世帯それぞれの使用される水量っていうのが、例えば、世帯人数が一緒でも、お仕事とかで日中留守にされることが多い場合と1日おうちで過ごされる場合、そういった場合でも、使用の水量というのは変わってくると思いますし、そういった面でいくと、なかなか一般的な使用水量というところで独自に設定するのが難しいので、そういったところで、今、 20 m^3 というところでの比較を行っておるんですけれども、委員さんの言われますとおり、使用水量の設定を変えて比

較をすると、4 番目っていうのが、実は2 番目に安い使用水量の区分もあるんだということで、P Rになるとは思いますので、そういった点も今後は考慮しながら、情報発信の仕方、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひ検討してもらって、移住定住にも関わってくると思うんですよね。そういうふう
に基本料金20m³ではなくて、10m³で2 番目に安い、まずは5 m³やってもまだ安い
かも分かりませんが、そのようなのもやっぱりおいしい水を使っていたくためには、料
金設定がこういうふうになってますよちゅうのも皆さんにP Rするのも、移住定住なん
かでも一つの役立つ手じゃないかと思うので、ぜひとも、そのような活動をしてもら
いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第38号 光市大和老人憩いの家設置条例の一部を改正する条例

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

昭和61年3月に建築されたと、それで、大体40年近くたってきたから老朽化したというふうに言われておるんですが、これを復元しようとする気持ちはあったんですか、なかったんですか。

○藤岡高齢者支援課長

この間、建設以降は、必要な修繕も繰り返しながら利用をしていただいておりますが、先ほどもちょっと説明の中にも触れさせていただきましたが、他のこれまで進めてきました9施設と同様でございますが、光市公共施設等総合管理計画における今後の方向性において、老人憩いの家は地域の集会所的な利用状況もあることから、施設を自治会が建設するという旧光市における自治会、集会所の在り方を踏まえ、施設が必要であれば地域へ譲渡、必要がない場合は施設を用途廃止、除却していくことを基本方針として取り組んできたところでございます。

したがいまして、今回の廃止に至る過程の中では、新たに修繕等を施して改修をするというような考えは持っていないというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

以前にもお聞きしたんですが、そこで、大体の目的は老人憩いの家と、足腰の弱った方たちの憩いの場ということで、交通手段もあまりなくて近くにあるということで、ずっと大和地区には十二、三箇所あったんですが、それに伴って、老人クラブの所有にはならないから、近くの自治会に譲渡するというふうな説明でまいつてきたわけですが、この本来の目的は、老人たちの集まる憩いの場としてというふうに一番最初の設置でされているわけなんです。

その人たちが無くなると、どこに集まるかということを以前聞いたことがあったら、近くの民家に集まればいいのかという答弁もあったわけなんです。そのような、極端に言えば、私は、無責任な言い方だった、答弁だったと思っておるんですが、今現在、第三老人憩いの家が無くなる。そしたら、集まる場所というのはどのような場所を想定しておられるんですかね。また、要するに、近くの民家に集まればいいのかというふうに思っておられるんですかね。

○藤岡高齢者支援課長

今回の当該施設、三輪第三老人憩いの家につきましては、既存の利用団体が大きく4団体ございました。地元の自治会、それから老人クラブ、それからサロンの活動をしておられる、具体的にはカラオケ、それから生け花教室、この2団体ございまして、合計4団体でございました。

やはり委員がおっしゃるように、新たな活動場所、移動も大変だということは十分、我々も理解をしておりますので、廃止に当たっては、即座に、直ちに取り壊すようなことはせずに、新たな活動場所の確保、ここを一緒に考えていきながら進めてきたところでございます。

具体的には、この4団体、これも説明の中で少し触れさせていただきましたが、ある程度確保ができたということの確認が取れました。自治会につきましては、もともと譲渡は受けないというところは、第一段でお聞きをしておったところなんです、今後については、大和コミュニティセンター、あるいは近隣の自治会、あるいは書面決議等で対応したいということでお聞きをしております。

それから、老人クラブについても同様に、これまでも三輪第三老人憩いの家だけではなくて、ほかの地域の場所も活用しながらやってこられた。具体的には、コミュニティセンターや三輪福祉会館。直近、この間、12月から利用休止しておりましたので、直近どこでやっておられるのかということをお聞きしましたら、共和の自治集会所を利用されているということでお聞きをしました。

カラオケのサロンにつきましては、ここもやっぱり音を出しますので、いろいろ候補地をこちらからもお示ししながら、代替地、新たな活動場所を探ってきたわけなんです、最終的にはこちら共和の自治集会所、こちらで、今後、活動されるということでお伺いしております。

最後、生け花教室につきましても、これも三輪福祉会館をはじめ、いろいろ候補地をお示ししながら進めたんですが、最終的には、会員の御意向もあって、会長の御自宅のほうを活動場所を選択をされたということでお聞きをしております。

以上でございます。

○大田委員

各種カラオケとか、生け花とかいろいろあるんですが、それは一応、老人クラブの一活動の中の一つなんです。団体といわれますが、老人クラブの中の一活動なんです。老人クラブの会長の方やらにはそういうような説明はなかったんですが、後からそこんところはどうかちゅうて聞いたら、そういうふうな団体さんには御連絡しましたと、こういうふうに言われるわけですよ。

それをまとめておられるのは老人クラブなんですよ。それを行って、取り仕切っておられるのは、老人クラブの各部の部長さんなんですよ。なぜ、老人クラブのほうに直接、まず、話がなかったのかちゅうのも不思議なんですよ。そのところはこういうふうにご考えておられるんですかね。

○藤岡高齢者支援課長

各利用団体、それぞれやられている活動内容も違いましたので、すみません、私が、委員がおっしゃられる老人クラブが取りまとめておられた、そこをちょっとよく理解できていなかった部分もあるので、そこは大変申し訳ないと思うんですが、一方で、各団体が結局は活動するのはそれぞれ個別で活動しているという実態に鑑みまして、やはりそこを集中的に聞き取り等、御相談等をさせていただいたという経緯でございます。

最終的に、その活動場所については確保ができたというところで、特に支障が生じているという認識は、私どもにはなかったもので、ちょっとその部分がどういう順序が必要だったのかというのは、ちょっと理解をしておりませんでした。そこについては申し訳ありません。

経緯としては、以上でございます。

○大田委員

責めるんじゃないんですが、高齢福祉の課長さんが、老人クラブの活動の一環の中に、カラオケクラブやら、生け花教室やら、触れ合い活動するのがあるというのを知っちゃうはずなんですよ。それをまた知らなければいけないのに、私、知らなかったじゃ、済まないんですよ、それは。

老人クラブの活動の中に、各クラブにそういうような部長さんを決めて、そこで一緒に活動しよるんですよ。それを知らなかったちゅうのは、それは、根本中の根本を知らないというふうにしか見えないんですが、それで、老人クラブの人たちと一緒に活動して、その近くのところの今、第三老人憩いの家、第二老人憩いの家とかいうんで全部活動しよったんです。

自治会は、その老人憩いの家へ引き取ってもええや、老人クラブで引き取れない、それは分からんでもないんですが、だから、昔の町営、今は市営で運営してきよったんです。その中身をそういうふうに知らないような言い方されて、それで、管理計画に基づいて古くなったから撤去しようというのは、それはあまりにも、言い方悪いかも分かりませんが、稚拙な考えじゃろうと私は思っておるんです。

皆さん、それから老人の人は、当然、免許証返還せえとかいうことで返還したりしている、足回りも全然なくなってきた。そこにおいて、そういうような地域にあるということは大変ありがたいことだったんですが、それがなくなると、また足を確保しなくちゃいけないと。

今、みんなで乗り合わせていくとなかなか支障が出るということも、一般常識の中では出てきておるんですよ。そういうのは確保しなくちゃいけないと思うんですが、いや、施設を見つただけだからいいんじゃないかと、あなたたちが勝手に見つけてきたんじゃないから、それでいいんじゃないかというふうな言い方をされても、また大変心外なんですけどね、そういうところをもう一遍お聞きしたいんですが。

○藤岡高齢者支援課長

活動場所の確保というところに、1つ施設をなくすわけですから、これまで活動してきた施設をなくすということは、当然、活動場所を、新たなものを確保しなきゃいけない

いですし、やっぱり利用者の中には、移動手段の制限があつて、新たな活動場所があつたとして、そこまでの移動距離に応じて、ひょっとしたらそこにも難しいっていうことが生じるかもしれない。そういったところも含めて、私どもとしては、御相談、お話しをしてきたつもりでございます。

そうした中で、比較的近隣に場所が確保できたというところで御理解をいただいたということで、私どもとしては、合意形成を図りながら進めてきたつもりではございます。以上でございます。

○大田委員

何遍も言うようですが、老人憩いの家っていったら、老人の触れ合いの場、サロンなんかも設けて、そこで集まってやるという大変貴重な集まり場所、憩いの場所なんです。それを何ら補填せずに、違う場所を見つけたからそれでいいよというんじゃ、私はもう少し福祉を大事にされているんじゃったら、市の方針が、建物管理計画でなくす目的でやってこられたと思うんですが、そういうんじゃないと思うんですよ。

やっぱり足腰の弱った免許証の返還せないけない、乗り合わせていったら、交通事故なんかあったときなんかどうなるのかという問題も起こってくる、そこまで市のほうが考えてもらって、そういうような廃止とかいうのはしっかりと考えて、市の方針が管理計画に基づいちゃうから、もうこれは古いからのけようというふうなものじゃないと私は思っておるんで、そのような方針をこれからどのようにまた持っていくか。

もう少し基準ちゅうか、基準ちゅうのはないんかも分かりませんが、なるたけなら、不便をかけないようにしていくのが市の方針じゃろうと私は思っているんですが、これじゃったら、全く逆の方向に持っていくようになっているというふうに感じておるんですが、そのこのところをもう一度、繰り返すかも分かりませんが、教えてもらいたいんですが。

○藤岡高齢者支援課長

やはり活動されていた場所を廃止するという、これも繰り返しになりますが、活動場所がなくなってしまうというところは、委員のおっしゃるとおりかもしれません。

しかしながら、一方で、先ほどから、すみません、計画を頭出しをさせていただいて、なかなかちょっとそこが私の説明不足かもしれませんが、やはり今後の公共施設の在り方を考えたときに、この大和老人憩いの家建設の背景言いますと、高度経済成長期を中心に整備されてきて、その時代からもう50年近くが経過をして、これはもう老人憩いの家に限った話ではありませんが、公共施設全体で老朽化が進んでいる、あるいは、それらの施設の更新時期を迎えている中で、やはり人口減少ですとか、少子高齢化、経済情勢の不透明さも相まって、なかなかこの公共施設に対する市民ニーズの変化に対応した施設整備、今回のところ言えば、保有している総量の適正化が必要であると市として判断をして、そこからスタートだったというふうに私は認識をしております。

もちろん福祉の視点を全くないままに、ただひたすら、目標があるからそれに沿ってというつもりは、職員は思っておりませんし、だからこそ、即座に廃止をするのではな

くて、これを機会に活動がなくなってしまうということは絶対に避けなきゃいけないと、そういう視点を持って、繰り返しとなりますが、利用団体とお話合いの場を設けまして、御理解を得られるように、活動が続けられるように、新たな活動場所の確保に努めてきたところでございます。

市全体的な話になってしまいますので、私が1人でなかなかこの場で申し上げるのは難しいんですが、光市公共施設等総合管理計画、こちらに基づいてというところは、繰り返しとなりますが、そういった視点も含めて考えてきたというところでございます。

今後も、この課題というのはずっとついて回りますので、そういった背景、あるいはそういう視点を持ちながら、一方で、高齢者福祉というその視点も併せ持ちながら、今後も事業を展開、進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○大田委員

幾ら言っても、方針をそこで曲げて、直線じゃなくて90度ぐらい曲げてくださいというお願いをしようんですが、なかなかできないみたいですが、東部憩いの家でもそうなんですよ、あれも廃止されて、その人たちにどういうふうに活動されるかちゅうのも、初めから計画を立てて、もし第三老人憩いの家だって初めから計画を立てて、そうしたら、こういうふうな代替措置がありますというふうなんで話し合いながら、その団体だけではなくて、老人クラブが一応そこで、皆さん、カラオケ教室とか、生け花教室とか、いろいろな教室を設けてやっておるんですから、しっかりと計画を立てて、その代替措置なんかもちょうんと立てられるような、廃止だけじゃなくて、福祉の面からそういう面を一生懸命私は考えられてやるのが当然だろうと思うんですよ。

そこまで考えるのが、市の方針でやっていくべきだろうと思うんですよ。福祉、老人とかいわれておられるんだったら、絶対そうすべきじゃないかと思っておりますので、今後はよろしくお願いしますよ。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第32号 令和8年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

副食費と物価高騰対策支援事業、県が837万5,000円、そのまま837万5,000円支出になっているんですが、これは事務費やらかからないですか。

○松尾こども政策課長

本事業は、先ほどの説明の中にもございますけど、毎年、県の補助金を使って活用して、保育所に給付をさせていただくものですが、事務費等についてはございません。以上でございます。

○大田委員

今、ちょっと聞きにくかったんじゃが、かからないと言われたんですね、事務費は。

○松尾こども政策課長

事務費というものはございません。

○大田委員

そうなるとこれ、全額、極端に言ったら、父兄に払戻しじゃないが、徴収が少なくなるということになるんですが、これに事務費がかからないという、837万5,000円全部、負担者に戻すということ。

○松尾こども政策課長

この副食費等の物価高騰対策支援事業費補助金は、保育所のほうにお支払いをさせていただき補助金になります。保育所に支出をする補助金となります。

○大田委員

教育費のほうに回すと。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○松尾こども政策課長

本補助金については、通常の業務の中で実際に保育所等から請求書等をいただいて、それをお支払いをするというような形になっておりますので、特別、事務費というものを確保するという形にはなってございません。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第33号 令和8年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（２）その他（所管事務調査）

質 疑

○新見委員

それでは、旧みたらい保育園の今後のスケジュールについてお伺いいたします。

旧みたらい保育園は、令和８年度予算に建物内の残存物の撤去、処分費として194万円が計上されております。また、本年３月には、解体工事設計業務についても入札が実施され、落札業者が決定していると承知しております。

解体工事設計業務の入札については、予定より遅れが出たのではないかと考えておりますが、残存物の撤去、処分、解体設計業務、解体工事の予算の提案、工事の着手完了、そして跡地売却まで、今後、どのようなスケジュールで進めていく御予定なのか、現時点での見通しをお伺いいたします。

○松尾こども政策課長

旧みたらい保育園の処分に係る御質問をいただきました。

委員が御説明いただいたとおり、本年３月に入札が終わりまして、その後、３月中に契約をさせていただきました。これは解体工事の設計業務委託の契約になります。現在はその契約に基づきまして、解体工事設計業務を進めている最中でございます。その設計業務と並行して、建物に残存する物品の処分をするために、厨房機器の処分委託であるとか、備品等の処分委託に関する入札の準備を現在進めております。

解体工事設計業務委託の契約期間が、あと２か月程度で終わりますので、その後、問題がなければ、その設計に基づき、速やかに工事自体に係る予算について皆様にお諮りをして、本年度中に解体工事に着手ができればというふうには考えてございます。

実際、解体工事の期間がいつからいつまでかというのは、はっきり現時点ではお答えすることはできませんけれども、解体工事の終了後、普通財産とした上での売却というふうになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○新見委員

今後のスケジュール等、理解いたしました。現在、物価の高騰もしております。まずは除却まで円滑に業務が進められるよう、取組のほう、お願いいたします。

以上です。

すみません。引き続いて、もう一点質問をさせていただきます。認知症カフェについ

てお伺いいたします。

認知症カフェの実施状況と効果の把握についてですが、認知症カフェにつきましては、地域団体や医療・福祉関係者の協力により、市内数か所で開催されていることは重要な取組であると考えております。

一方で、市の直営ではないからこそ、参加数や相談件数、認知症本人・家族・地域住民の参加状況、地域包括支援センター等の支援につながった事例などを、市としてどのように把握されているのかが重要になってくるのではないかと考えております。現在、市では、認知症カフェの実施状況や利用状況、効果をどのように把握しているのかお尋ねいたします。

○小熊高齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長

本市の認知症カフェは、認知症の人及びその家族への支援の活動実績があるなど、要件を満たしている法人、市民団体等が自主的に運営をしております。

認知症カフェの状況とその把握方法のお尋ねと思いますので、まず、実施状況や利用状況については、令和8年6月現在、市民団体、法人の3団体が、浅江、室積、光井、三井地区に各1か所、島田地区に2か所の市内6か所で、月1回開催をされています。

1回当たりの参加者数は認知症カフェごとに異なり、7人から20人程度で、参加に当たり認知症ということを伝える必要はないため、運営者が把握している範囲で、認知症の人は各カフェに1人程度、家族は多いカフェで4人程度の参加があると聞いております。

そして、認知症カフェの効果については、介護保険サービスの利用に抵抗感を持たれている方に認知症カフェを紹介して、参加され、その後、時期を見て、介護保険サービス利用につながる事ができています。

また、参加されている家族は、同じ立場の家族同士で話をしたり、専門家等に相談することができるので、不安や介護負担軽減、孤立防止になっております。

また、認知症カフェは、認知症に対する知識を持った人が運営していますので、認知症の人やその家族も安心して参加でき、交流する中で、地域の住民も認知症について正しく理解するきっかけとなり、お互いを理解し合う場、支えられる関係ではなく、支え合う環境がつくられています。

次に、その把握方法については、補助金の申請時やそのほか運営団体の方とお話をする機会にお聞きしたり、カフェに参加した職員からの報告により、それぞれの状況を把握しております。

以上です。

○新見委員

認知症カフェの実施状況、それから効果等、理解いたしました。

続いての質問ですが、地域団体等による継続的な運営への支援ということで、認知症カフェの継続的な運営には、担い手の確保、専門職との連携、会場の確保、広報、運営費などの支援が必要であり、特定の団体や個人には負担がかからない仕組みも重要

なのではないかと考えております。

本市として、認知症カフェの運営団体に対し、どのような支援を行っているのか、また、今後の担い手確保や継続的な運営に向けた支援をどのように考えているのかお伺いいたします。

○小熊高齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長

まず、認知症カフェの運営団体に対する支援としましては、事業費の一部補助、カフェへの職員派遣、カフェの周知などを行っております。

具体的に申しますと、事業費の一部補助は、光市認知症カフェ運営補助金として、認知症カフェを自主的に運営する法人、団体、個人等に対して、1か所当たり3万円を上限に参加者1人当たり100円を補助しております。基幹型地域包括支援センターの職員を必要なカフェに派遣をし、介護や認知症等の相談に対応するほか、レクリエーションを行うなど、運営の支援を行っております。

次に、今後の運営に向けた支援についての考えですが、今後の担い手確保は大きな課題であると認識をしております。認知症カフェの継続的な運営に向けては、それぞれの運営団体と情報交換や連携を図り、それぞれのカフェの抱える課題を把握して、その解決に向けては、運営団体とともに考え、協働していきたいと考えております。

以上です。

○新見委員

支援の状況、理解いたしました。ボランティア団体、それから医療法人等団体が運営されているということですが、ボランティア団体につきましては、補助金などがしっかり活用できるよう寄り添った制度設計のほうをお願いいたします。

続いてですが、現在の認知症カフェは、地域団体や医療・福祉関係者の協力によって運営されておりますが、開催場所が市内全域を網羅しているわけではないのではないかと考えております。地域によっては、参加しづらい方もおられるのではないかと思います。

認知症の方や介護の家族にとっては、身近な場所に安心して集える場所があることが重要です。そこで、認知症カフェが現在開催されていない地域について、本市や地域包括支援センターが立ち上げ期に関わり、ボランティアを育成しながら、将来的には地域での運営に引き継いでいく、このようなお考えがあるかどうかお伺いします。

○小熊高齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長

認知症カフェがない地域についての市の関わり方等の考え方についてお尋ねかと思いますが、認知症カフェは参加者の対象地区を設定していないことから、どこの地区の方でも参加は可能です。しかし、開催場所が遠い地域もあることは認識をしております。

本市においては、認知症カフェは自主的に運営する法人、市民団体等に対して、先ほども申しましたように、市は、事業費の一部補助や運営に際しての職員の派遣等の支援を行っております。また、認知症カフェが地域の社会資源の一つとして、それぞれの運

営団体の強みを生かしながら運営していただけることも大切であるというふうに考えております。

こうしたことから、現状と同様に新規立ち上げの意向がある団体等に対しまして、基幹型地域包括支援センターが補助金や既存のカフェの状況等の説明、事前の打合せを行うなど、立ち上げに向けての支援を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○新見委員

理解いたしました。現在、空白の地域につきましては、ぜひ、立ち上げ支援と人的支援しっかりしていただきまして、担い手育成にも取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○井垣委員

サスケという装置がありまして、独居老人が、例えば、倒れそうになったときに持っているものを操作すると、固定電話につながって、それで緊急の連絡が行くべきところに行くという装置ですけども、何かの省略でサスケってなってると思うんですけども、その装置が、最近、もう固定電話を持たなくてスマホしか持っていないという御家庭が多いんですね。そうすると、サスケが取り付けることができないと。

ところが最近、近隣の市で、要は固定電話なしでも、スマホ持っているだけでもサスケが導入することができるということをちょっと聞いたんですけども、光市ではやっぱり固定電話なしでも、今はサスケが使えるようになっているのでしょうか。

○藤岡高齢者支援課長

緊急通報装置の件ですが、今年度から新たに、ちょうど更新時期ということもありまして、その見直しを図りました。

委員がおっしゃっていただきましたように、最近はやっぱ詐欺被害も多いということで、固定電話を撤去する家庭も増えてきたと。そこが一つ、我々としても懸案材料でありましたし、お声としても強く御要望もいただいております。また、申請時には、各地域の民生委員のほうにもご協力をいただいておりますが、そちらのほうからの強いお声もいただいておりますので、今年度から、今言われた固定電話なしでも、これまでは固定電話回線に接続というところが、言ってみれば絶対条件であったんですが、今年度から新たに携帯型といわれるものも導入いたしまして、こちらについては、固定電話回線がない御家庭でも、設置といいますか、機械の貸与が可能という対応をさせていただいております。

以上でございます。

○井垣委員

うれしいニュース、ありがとうございます。4月からということで。市民の皆さんへの告知はどのように広報されているのでしょうか。

○藤岡高齢者支援課長

まず、ホームページにはそういった記載をさせていただいておりますが、ただ、例えば、広報等で呼びかけ等ということは今は行っておりません。というのも、対象者が限定的であるという部分もちろんそうなんです、先ほど少し触れさせていただきましたが、申請時には、管轄といいますか、担当地区の民生委員のほうで窓口になっていただいております。

したがって、民生委員さんのほうには、地区の民生委員・児童委員協議会のほうにお邪魔をして、制度の周知ですとか、申請に対しての御協力というのは、毎年行っておりますが、このたび新たに変わるというところで、そこについては重ねて周知をさせていただきました。

そういった対象になる方、高齢者が誰しもがということではなくて、さっきこれも委員のほうがおっしゃっていただきましたように、例えば、おひとり暮らしの高齢者であるとか、あるいは高齢者のみの世帯であるとか、身体的、あるいは生活上、やっぱりちょっと不安要素がある方、ここを民生委員さんに立ち会っていただいて、実情を把握していただいた上で対象者とみなされるというところであれば、申請をしていただくという事務手続の流れを取っておりますので、繰り返しとなりますが、周知に関しては、大々的というところはさせていただいてないんですが、逆に言えば、対象者が漏れないように、これはもうちょっとお願いばかりなんです、民生委員のほうにその辺りは御協力をお願いしているというような背景がございます。

以上でございます。

○清水委員

スマートフォンとかタブレットのことなんですけど、こちらの子育て世代もかなり広く普及していて、乳幼児の段階から動画視聴やゲームに触れる機会というのが増えております。

その一方で、子供の発達への影響を懸念する声も多くありまして、例えば、アメリカでは3歳から5歳児を対象としたMR I 研究、これにおいて、スクリーンタイムが長い子ほど、言語能力や読み書き能力に関係する脳の白質発達、その白質発達との関連が報告されていたり、またWHOでも、2歳から4歳児についてスクリーンタイムを1日1時間以内とすることを推奨としておったりしております。

もちろん、スマートフォンやタブレットを否定するものではありません。日本でも、GIGAスクール構想などもありまして、タブレットは重要な位置づけというのは理解してます。しかしその一方で、睡眠時間、運動不足、親子の会話時間の減少などを通じて、発達に影響を及ぼす可能性が高いと指摘されております。

そこで、光市では、乳幼児健診やまたこども家庭課などにおいて、こういったスマートフォンやタブレットの長時間利用、これが子供の発達に及ぼす影響について、どのような見解を持っているのか教えてください。

○森永こども家庭課長兼こども家庭センター長

乳幼児健診やこども家庭課などにおいて、スマートフォン、それからタブレットの長時間利用が子供の発達に及ぼす影響についてのお尋ねをいただきました。

スマートフォンやタブレットをはじめとする情報通信機器の画面を長時間近くで見るということは、近視の原因の一つと言われておりまして、令和5年4月の改正母子保健法施行規則において、母子健康手帳の中の2歳から6歳の各年齢の記録欄に、テレビやスマートフォンの長時間の視聴に関する質問が新設されております。

子供の健やかな発育のために、子供の情報通信機器の使用を周囲が注意して管理することは重要なことだと考えておりまして、日頃から保健指導を通じて助言指導をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。母子健康手帳の記録欄に新設されたというところと、日頃から健康指導を通して指導しているところではありますが、例えば、就学後にゲーム依存だとかスマホ依存が原因で昼夜逆転したり、それで寝不足ということとかで悪影響が出ていることもあると聞いております。そういったところで積極的な情報提供や周知啓発が私は必要だと思っておるんですが、本市としてはどのように考えられているんでしょうか、教えてください。

○森永こども家庭課長兼こども家庭センター長

早い時期からのスマートフォン、それからタブレット等の時間利用が、子供の発達に及ぼす影響を周知というのは必要だというふうに考えております。現在、先ほどもちょっと御紹介いたしましたが、母子健康手帳のほかにも、1歳6か月健診、それから3歳児健診の問診票、それから5歳児発達相談時の相談票の中にも、このスマートフォンやテレビの視聴時間に関する質問を入れさせていただいておりまして、現在、これらの回答状況に基づきまして、個別に助言指導を行っております。

一方で、子供の育ちや親子の愛着形成には、スキンシップが大変重要でございます。赤ちゃん訪問をはじめとする様々な機会、親のメディアコントロールの必要性についても伝えていくことが大切だと考えておりまして、触れあい遊びの資料等を活用しながら、子供との関わり方が増えるような視点で助言指導も継続して行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。おっしゃるとおり、親子のスキンシップが非常に重要と。だから、本当にスマホとかそういったテレビ、ユーチューブとか、よく本当に見るのが、私の周りとかでも、飲食店に行ったら子供にタブレット渡してずっとユーチューブ見させておくみたいな、だったらちょっと静かになってみたいな。

でも、これが本当に、今、世界中で特に先進国でいわれているのが、スクリーンタイムが長ければ長いほど脳に与える影響があると。実際に日本でも、アメリカでも研究論文が、ここ二、三年で毎月のように出されているんです。それで、スマホのスクリーンタイムが脳に与える影響、悪影響というのを発表していて、その結果、脳が萎縮して鬱や発達障害とか精神疾患につながるという指摘の論文もかなり多く実際に出ていますので、また国のほうでも、とはいえまだまだエビデンスがはっきりしていないというところもあるとはいえ、国でも長時間利用を避けるとか就寝前の利用を控える、フィルタリングを活用するとか家庭内ルールをつくる啓発とかは行っておりますので、そういったところをおっぱい都市宣言のまちとして情報をしっかり取って行って、先進的な取組というか、そこを積極的にどんどん行ってほしいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

○田中委員

光市では健康受診率の上昇とかがん検診の受診率の向上に向けて取り組まれていることと思うんですけど、国保の今回健康受診の案内が来て、その中で今まで市内で大口で健診とかがん検診を受けていたところの病院とか、個人病院でもがん検診が減っていたという状況がちょっと見れたんですけど、今の検診の市内の状況、今年ちょっと変わったと思うので、どういった変化があったのかというところの状況と、それと、またそれに向けてどういった状況変化への対応を行ったのかを教えていただけたらと思います。

○清水健康増進課長

ただいま光市におけるがん検診の受診状況ということで御質問いただきました。

光市委託におけるがん検診は、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診を行っております。医療機関で実施する個別検診もしくは検診車両による集団検診で実施をしております。

御質問の医療機関が減ったというところは、これは乳がん検診の検診機関というところかと思われます。

乳がん検診の実施は、医療機関における個別検診でこれまで実施しておりました。令和7年度中に4医療機関から8年度には2医療機関に減るということで、医療機関のほうから申出がございました。

令和8年度についてもこれまで例年と同程度の乳がん検診を実施することに対応するために、まず現実実施している医療機関に受診者、受検する数の枠の確保のほうをまず行っております。増やしてほしいということでのお願い。それと、新たに検診車両による集団検診、これを5日程分を実施することといたしました。これでおおむね同程度の受検枠を確保できた状況であり、集団検診については6月1日よりお申込みを受け付けております。現在4割超の申込みをお受けしている状況でございます。

医療機関で実施分については、これは他市町の検診や企業団体分の受付をしているため、光市民だけの受付状況というのは手元に数字は持っておりませんが、早い日程から順次申込みは受け付けているということでお聞きしております。

以上でございます。

○田中委員

状況についてお聞かせいただきました。乳がんのほうが今回4から2に減って、枠を増やしてほしいというお願いと集団検診を5日程度増やしたよということで聞かせていただきました。

その中で、私のほうにもちょっと声があった部分でお聞きするんですけど、乳がんで特にマンモグラフィーとかがいつも受けているところだと経過が分かって比較もできてお話を聞けるというところを言われるんですけど、集団検診のときとかは経過観察というか、前年のやつと比較して、今後にはなってくると思うんですけど、そういったものの指導とかも受けることは可能なんですか。病院での診察と同じような前年との比較とかのアドバイスとかもいただけるようなものになるんですか。

○清水健康増進課長

基本的には問診等で状況はお聞きするんですけども、これまでの経過と比較ということであれば、個別に申し出ていただければそういった対応もできるのではないかと思います。

以上でございます。

○田中委員

できるのではないかとということなので、ということは過去のデータを集団検診のときも準備してあって、それでそれとの比較、アドバイスをいただけるという理解でいいんですか。

○清水健康増進課長

確實なところというのはちょっと申し上げられませんが、過去のデータ等をお持ちいただければそれとの比較等はできるものではないかと思われます。

以上です。

○田中委員

要は本人が持参しないといけないということになるんですか。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○清水健康増進課長

改めてお答えをさせていただきます。

乳がん検診は2年に1回の受検となります。結果は都度判定を行っております。その結果に御不安な方につきましては、検診結果等をお持ちいただいて専門医療機関のほうへ御受診いただくようになります。

以上でございます。

○田中委員

理解させていただきます、それで。

じゃあ、次の質問に行かせていただけたらと思うんですけど、視覚障害者の同行援護事業についてお聞きできたらと思うんですけど、近年全国的にこの同行援護事業の確保が難しくなっているとお聞きしているんですけど、光市の現状についてお聞かせいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

委員お示しのとおり、全国的に同行援護の事業、サービスの提供が難しい状況になっておりまして、本市におきましても令和7年度末をもって1事業者が事業を休止されております。そのことから、利用者や相談員から今後の利用の不安についての御相談が寄せられているところではあります。

本市の現状といたしましては、市外の事業者や御家族の支援の可能性も含めて視力障害者の方が安心して外出ができるよう調整を行っており、必要な外出ができないということは現状ではないと認識をしておりますが、今後もそのような状況がちょっと続くようなことが考えられますので、介護保険事業者の中で障害福祉サービスの指定を受けていない事業者がありますので、そのような事業者へ同行援護の指定の働きかけ等対応してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○田中委員

光市でも厳しい状況があるということでお聞きしたんですが、この同行援護事業自体が国の方針もあってガイドヘルパーという講習を受けてからじゃないとできないというところもあるんですけど、なかなか事業者のほうも余分にガイドヘルパーの講習を受けて事業をやっていくという部分が収支的にもなかなか難しいという部分でお聞きはしているんですけど、市町によってはその確保のためにガイドヘルパーの講習費を助成したりとかそういった取組をしているところもあるんですけど、その辺の考えはいかがですか。

○岡村福祉総務課長

他市において、同行援護の従業者養成研修というんですけれども、こちらの研修の助成をされているところがあるというふうには聞いておりますが、本市においては御存じのとおりまだ実施しておりません。この辺については事業者の方の考えとかも含めていろいろ調査して、今後の対応を研究してまいりたいとは思っています。

以上です。

○田中委員

承知しました。確保についてはやはりちょっと時間がかかるというところがあるんですけど、私も当事者の会の人たちからちょっとお声聞いて相談にも行かせていただいた部分でいろいろお聞きしていると、現状ではぎりぎりマッチングできているというお話をお聞きするんですけど、やっぱり当事者の方たちから言うと、家族の健康状態が変わって、今まで付添いしていただいていた分ができなくなるとか、視力がどんどん落ちていく中で将来的な物すごい不安を抱えていらっしゃるというのがあるので、確保をして将来的にちゃんと体制ができるんだというところを示すことがやっぱり当事者の方たちの安心につながってくると思いますので、現時点はぎりぎりということなんですけど、将来的に確保が早急にできるように支援制度も含めてやっていただけたらと思いますので、そのことをお願いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林委員

何点か質問させていただきます。

まず一つ目としましては、令和8年からスタートしましたのんびりママカフェ事業について伺いをいたします。

まず、これまでの開催回数、そして延べの利用者数、相談件数など、把握している実績をお示しをください。加えて、参加者アンケートやスタッフの振り返りから見えてきた利用者の声、事業効果の手応え、課題等があればお聞かせをください。

○森永こども家庭課長兼こども家庭センター長

のんびりママカフェ事業についての御質問をいただきました。

まず、これまでの開催回数でございますが、2回開催をさせていただいております。延べ人数、延べ利用者数は9組18人、母が9人、子が9人という形になっております。

その中で、相談の件数でございますが、お母様9人全員から何かしらの御相談をいただいて、その都度スタッフが対応させていただいているというような状況でございます。

利用者の声を少し御紹介させていただきます。「ほかの参加者と話ができて、楽しい時間を過ごせた」でありますとか、簡易な体操を取り入れて時間をお過ごしいただいたんですが、「体操によって体のゆがみを整えることができた」というような御意見、それから「母子保健推進員さん等から「子供がかわいいね」と言ってもらえたり、「子育てを頑張っているね」と褒めてもらえてうれしかった」というような感想をいただいております。

それから、事業効果の手応えという御質問をいただきましたが、まだ開催回数が2回でございますので大きなことというのは言えないんですが、参加者同士や支援者との交流というところが、先ほどのアンケートの中でも反応があったように「こういった交流によって気持ちが楽になった」、それから「ゆっくりできた」という声もいただいております。精神的な安定と孤立の解消につながっているのではないかというふうに考えております。また、子供と母子保健推進員と一緒に過ごす様子を見ることで、母親が子供の成長を客観的に見ることができる、それから母子保健推進員の存在を身近に感じていただいているのではないかというふうに考えております。

それから、課題という御質問もいただきました。こちらについても、まだ始まったばかりなので大きな課題というのはまだ感じてはいないんですが、利用者のニーズ、人数的なところにはなるんですが、利用したいという方の人数と回数、それから1回の定員等のバランスというのが今後ちょっと注視しないといけないかなというところで考えております。固定のメンバーとならないような工夫というのにも必要になってくるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員

これまでの実績の部分でいくと2回開催をしたというところで、9組の方が、18名の方が、延べで参加をされたというところ、非常にうれしい声として、やっぱり賞賛をしていただくことによって、その参加者のお母様方のお喜びにつながった、自信にもつながったという部分や、やはり精神的な安定と孤立の解消、こういうところにつながっているのは非常にこの事業としてはいいポイントだというふうに理解をいたしました。

まだまだ課題の部分についても、すごく大事な視点で、固定のメンバーとならないようにというところでいくと、やはり事業の公平性とかという観点からすれば非常にいい視点を持たれているというふうに理解をいたしました。

あと、もう一つ加えての質問なんですけど、こののんびりママカフェ事業というものが既存の子育て支援の取組とどのように連携をして、どこに特徴や強みを置いているのか、この部分についてお示しをください。

○森永こども家庭課長兼こども家庭センター長

既存の子育て支援の取組との連携、それから特徴や強みについての御質問をいただきました。

まず特徴や強みでございますが、この事業ならではの特徴や強みとしましては、先ほどから御紹介しましたように、母子保健推進員による直接的な支援や地域の事業所等による応援、こちら具体的には、お弁当やお菓子をちょっとカフェの中で使わせていただいているんですが、こちらの購入をさせていただいた事業所から子育て中のお母さんに向けて応援メッセージを紙に一言いただいております、こういった取組を通じて、地域の事業所等の応援にも支えられてこの事業を実施できているところが特徴かなというふうに思っております。

一方で、既存の子育ての支援との連携につきましては、光市子育て支援センターチャイベビステーションの紹介や、各園の園解放、園庭解放の情報提供、それから地域の子育て支援の情報や行政の情報等も、会場の一角に情報コーナーを設けて、そういったところで周知をしながら情報共有をさせていただいているというところでございます。

以上になります。

○小林委員

今、実際の子育て支援、今の既存の支援のシステムとの連携というところでもしっか

りと連携できていること、よく理解できました。

やっぱり特徴の部分、母子保健推進員さんと直接触れ合えるというところや、あとは地域の事業所としっかりと連携を組まれているということ、これについてもすごく素晴らしいと思っています。

私もかねて子育てをしている人たちとお話をする中で、やっぱり同じ子育てに対する悩みを共有するような場が欲しいと以前からも聞いていましたので、今回のんびりママカフェ事業が令和8年から発進したというところでいくと、非常にそのニーズにはすごく合致をしているので、今の実績を踏まえても非常に今いい方向で進んでいますので、引き続き実際の参加者の声も聞きながら進めていっていただけたらというふうに思います。

あともう一点、毛色の違う質問なんですけど、本年の3月議会において、私の一般質問において公立幼保施設の現状と再編に向けた考え方について質問をして、再質において、子供の数の減少をはじめ、社会インフラが目まぐるしく変化していく中で、縮充の観点からの施設整備や公立保育施設が担うべきさらなる要件の検討などが必要というふうに考えておりました、公立幼保施設の今後の在り方について示してほしいという質問をしました。その答弁において、「国の動向やさらなる少子化等を踏まえつつ、保育ニーズや今の時代の求めにあった公立幼保施設となるよう、再編を含めた将来の在り方や整備の方針についてさらに検討を進めていく」、こういうような御回答があったということで少し振り返らせていただきました。

あれから3か月たちましたけど、例えば、4月から都市政策部に都市施設マネジメント課という新たな部署ができて、公立幼保施設の再編を含めた市内の公共施設の在り方等について協議が開始されたのではないかとというふうに推察をいたしますが、現時点において公立幼保施設の再編や整備の方向性に係る協議の状況についてお示しをください。

○松尾こども政策課長

ただいま委員から公立幼保施設の再編の協議の状況ということで御質問いただきましたけれども、御紹介がありましたとおり、3月の議会の一般質問では、私どもは公立幼保施設に係る縮充の観点から再編の整備の必要性というものについて十分に認識をしておりますことから、さらに検討を進めていくという回答をさせていただきました。4月以降に、新たに設置されました都市施設マネジメント課とも何度か協議の機会を持ちまして、公立幼保施設の再編の必要性について意識の共有を図ってきたところではございます。

現在、本市で進められている事業というのが施設整備等に係るもの数多くございますので、そうした中で都市施設マネジメント課とか財政課とか、それとともに公立幼保施設の再編について、事務レベルではございますけれども協議を続けているという、そういう最中ではございます。

以上でございます。

○小林委員

今の答弁で、その協議の中には財政課も、こういうものも入っているということで、大事な要素である施設整備等に必要な費用がかかる部分についても同時に検討がされているというふうに思いますので、例えば再編に係る具体的な内容について協議がなされているんだらうということは少し推察はされましたので、少し安心いたしました。

であるならば、昨年の内容の見直しがあって、有利な起債として期待されている公共施設等適正管理推進事業債の活用ということが市の財政を考える上で大変重要だというふうに私は考えておりまして、この公適債を活用するために早期に方針を定めて実行に移すことが必要というふうに思いますが、そのあたりについてはどのように考えていますか。

○松尾こども政策課長

委員からは公適債の活用を見据えた方針の決定とか実行といったような御質問をいただきましたけども、確かに本市が公立幼保施設の再編や整備を行う場合においては、現在のところ公適債の活用というものが財源的には一番有利となると考えられます。

ただ、現行の制度における公適債の活用につきましては令和8年度の着手事業までとなっておりまして、その後の延長等について現在のところ示されたものがございません。そのため、公適債の活用ができなかったという場合のことも加味しながら、方針等について協議・決定していく必要があるのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○小林委員

今の部分について理解ができました。であるならば、やっぱりこれだけ物価とか人権費が高騰して、市の財政が逼迫する状況というところと、人々の考え方が多様化してさらなる少子化が進んでいる中においては、この問題というのはやっぱり喫緊の課題だというふうに私は認識をしております。なので、一日でも早い再編に向けた方針決定が必要だということに考えております。先ほど答弁にもありましたとおり、今後この公適債が使えなかったところのことも踏まえながら考えないといけないという視点も理解ができますが、やっぱりこれを活用することは私は少し必要なのではないかなというふうに思いました。

あともう一点、こども政策課が所管する施設、わかば児童館があるというふうに思いますが、これまで同僚議員がわかば児童館の現状について尋ねてきた中で、登録利用者のほとんどが浅江地区、特に周辺の施設の子供であるということがまた分かりまして、あと加えて施設の耐震化というところに少し課題があるということも理解をしています。

こういう状況を踏まえて、こども政策課としてこの施設をどのように考えているのか。例えば耐震化していない現施設を耐震化し修繕等もしながら今後運営していくかとか、それとも建て替えを検討しているか、いろんなバリエーションがあると思うんですけど、これについてはいかがですか。

○松尾こども政策課長

わかば児童館についてということで御質問いただきましたけれども、現在、国では障害の有無とか国籍の違いなどに左右されることなく、全ての子供・若者が身近な地域で居場所を見つけることができる社会の実現というものを目指しております。そのためには、地域の中に多種多様な場が存在しているということが大変重要となります。

18歳の子供までが利用が可能な児童館については、国が進めるこどもの居場所づくりというものにおいて代表的な、第一に上がってくるような居場所ということになっているんです。そうした中で、私たち、児童館機能の充実を図っていくことについての検討の必要性というのも認識はしておるんですけれども、委員が先ほど御紹介していただいたとおり、わかば児童館については耐震化というものが現状なされておられませんし、また老朽化というのも相当進行しております。そのため、現在本課においてわかば児童館の在り方というものについて検討を始めておりまして、公立幼保施設の再編とか整備に係る協議と併せまして、都市施設マネジメント課や財政課等とともに協議を行って、今後方針を決定していければというふうには思っております。

以上でございます。

○小林委員

わかば児童館のそういう状況というところも理解ができました。その上でやはり、先ほどと繰り返しになってしまいますが、やっぱり物価とかいわゆる人件費が急騰している中で、あと市の財政状況も一層厳しさが増している中で、限られた財源を持続可能な行政運営に持っていくこと、こういうことがすごく必要だというふうに私は思っています。なので、やっぱりこういう方針決定の部分というところをすごくそんないろんなプロセスがあることは理解はしていますが、しっかりとその中で議論をした上で方針決定のほうを早くしていくこと、こういうことが非常に重要になってくるというふうに私は思いますので、あと、もしそういうものが出てきたときにはしっかりと私、一委員としても勉強して、その議論にちゃんとベースが合うように頑張っていきたいと思っていますので、なので、繰り返しになりますが、やはり今の財政の状況と社会の状況を踏まえて、方針の決定というのは可能な限り早めにやっていただけたらというふうに思います。

以上です。

○大田委員

まず、公共施設等総合管理計画、公共工事マネジメントで、それに伴い第三老人憩いの家を解体するというふうな答弁であったんですが、これは平成28年から20年計画でやることになっておって、今、令和7年度で8%達成するというふうに計画でうたっているんですが、第三老人憩いの家を解体することによってその8%ちょうのは達成できたんでしょうか。どうでしょうか。

○藤岡高齢者支援課長

全体的なところというのを私も全て、すいません、把握をできておるわけではありませんが、少なくとも大和老人憩いの家のみをもってそれが目標達成に至るというふうに

は認識をしておりません。

以上でございます。

○大田委員

福祉部門としての８％達成というふうに一応考えておるんですが、それを８％達成できたかどうかちゅうのをお伝え願えませんでしょうか。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○藤岡高齢者支援課長

申し訳ありません。部局ごとでの目標設定というのはちょっと持ち合わせておりません。計画に沿って進めてきたというところは先ほど来から申し上げているとおりでございます。

以上でございます。

○大田委員

もう少しはっきり言ってほしかったんじゃないかな。そういうふうにはマネジメントで８％と、全体で８％でやっておられる。その中でも福祉部門がこのところに上がっていったって何％になるかちゅうのは、もう把握の上で今後は進めていってもらいたいと思っておりますので、そこのところはよろしくお願いします。そこのところはよう思っちゃってくださいね。

次に、議案集の１１ページの報告の４号において、繰越明許がうたってあるんです。民生……

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

総合福祉センター運営事業で１，６００万円という金額が載ってるんです。それはどういう事業でなぜこうなったか、また今後の完成予定教えてください。

○岡村福祉総務課長

繰越明許で１６０万円の繰越についてのお尋ねだと思いますので、それについてお答えをさせていただきます。

１６０万円の繰越につきましては、南側執務室の工事に係るものでございます。入札等が３月に完了しまして契約が３月１７日であったため、１２月補正で計上させていただいた１６０万円全額を繰越しさせていただいております。

工事の進捗については、現在壁の撤去の工事に入っておりまして、９月末をめどに工事が完了するよう、今、工事を進めているところでございます。

以上です。

○大田委員

その下の事業において1,890万円とついている。それがまだ600万円何がしというふう
に載ってるんですが、いつ頃終わる予定があるんでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

物価対応策子育て事業1,800万円のうちの600万円ということになっているんですが、
いつ頃終わるつもりなんですか。その事業内容もう一遍言ってください。

○松尾こども政策課長

物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、メインが令和7年度で実施をし
た事業でございますけれども、どうしても3月末に出生をした子供であるとか、手続が
どうしても3月中にはできなかった方というのがおられますので、その分について、4
月以降に繰越しをせざるを得なかった部分を本年度に入って実施をしたものでございま
す。実際はもう5月中に全ての事業は終了しております。

以上でございます。

○大田委員

今現在、福祉のほうで子育てきゅっと相談窓口というのをやっておられます。以前か
らお聞きしておったんですが、現在大分増えたと思っておるんですが、何件ぐらい増え
た、どういう内容が今後出てきたか教えてもらえませんか。

○森永こども家庭課長兼こども家庭センター長

こども家庭センターきゅっとで受けている相談件数と内容の御質問であったかと思い
ます。

まず相談件数でございますが、令和7年度の速報値でお答えいたします。1万3,288
件となっております。具体的な相談の内容ということでございますが、子育ての悩みを
御相談される方から、市の制度についてのお問合せ等もこういった件数の中に含まれて
おります。

以上でございます。

○大田委員

その中には、こないだニュースでもいろいろ話題になったんですが、家庭内暴力とい
いますか、しつけといいますか、それなんがあって、きゅっとのほうにもそういう相談
が結構あったんじゃないかと思うんですが、そのときに189ですかね、児相への電話、
それなんも相手方にお伝えして、そのような御相談を実際にしてもらったことがあるか
どうかちゅうのは、あったかどうかちゅうのをまた教えてください。

○森永こども家庭課長兼こども家庭センター長

こども家庭センターきゅっとで受けた相談の中から「いちはやく」への相談を促したケースがあったかというような理解でお答えをさせていただきます。

そういう具体的などころできちっとお答えする情報は持ち合わせてないんですが、189、児童相談所虐待対応ダイヤル189、「いちはやく」ですね。こちらと、あと緊急性が高い場合は警察のほうの電話というのを常日頃から何かあったときには使ってくださいということで周知啓発に努めています。

相談レベルであれば、こども家庭センターきゅっとでありますとか、児相に直接相談される方もおられますし、県では、つながるやまぐちやSNS相談といって、LINE登録によって24時間365日チャットで相談できるようなツールもございまして、こういった情報をその都度提供しながら、一番相談しやすい、必要なところを御利用者さんのほうに選んでいただいているので、きゅっとに相談が入って、それは児相に相談してくださいとかというような流し方は基本的にはしていないというふうにお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○大田委員

その段階において、きゅっとの相談員の方がその家庭のほうに相談の窓口となってお伺いするというのも多数あったと思うんですが、そのような件数は、大体おおよそでいいんですが、何件ぐらいあったか教えてもらいたいんですが。

○森永こども家庭課長兼こども家庭センター長

家庭訪問をした件数という今ちょっとお尋ねをいただいたんですが、大変申し訳ありません。今持ち合わせている数字等がございませんので、お答えすることが難しいです。また、相談件数とかそういったものも含めて、今から詳細な分析をしてお答えできるような数字を作っていくようになりますので、今日のところはちょっとお答えすることができません。

○大田委員

持ち合わせてないという、そうすると、そこに家庭相談に行ったかどうか、それも複数回行ったかどうかちゅうのは、それは把握しておられると思うんですが。

○森永こども家庭課長兼こども家庭センター長

御相談をいただいて家庭訪問する必要があるというふうに判断できれば、そこは家庭訪問も対応の中の一つに入っておりますので、行ったことはございます。

以上でございます。

○大田委員

行ったことがあると。

○森永こども家庭課長兼こども家庭センター長

はい、行ったことはあります。

○大田委員

そういうふうに関係相談いろいろな問題があると思うんですが、やはり家庭内のことでいろいろ複雑な問題が上がってくると思うんですよ。そこは対応が大変難しかろうと思うんですが、せっかく光市はきゅっとという相談窓口を受けているんだから、もっと親密に丁寧な対応をお願いしたいと思っておりますからよろしくお願いします。

それで、今、保育園、認定こども園、幼稚園というふうに光市にはあるんですが、それに対する入所者数、未就学児ですからゼロ歳から5歳までかな、就園されていると思うんですが、それが各年ごとの就園者数というのを把握しておられると思うんです。そのところで、光市に住んでおられて生まれた方の各年齢層も分かっておると思うんですが、そのところを分かっておったらお知らせして教えてもらいたいと思うんですが。

○松尾こども政策課長

今、保育所、認定こども園、幼稚園に入所されている光市民の方というような御質問だったと思いますけれども、実際生まれた方と入所の方がイコールになることはちょっとないんですけれども、光市民の方で入所をされている方、それは何歳児別というふうに言われましたので、この3つの園に入所されている方、ゼロ歳児からお伝えをさせていただきますと、光市民の方で光市内の施設に入所されている方がゼロ歳児で77名、1歳児で155名、2歳児で235名、ごめんなさい、これは令和7年度の数字になります。3歳児で280名、4歳児で288名、5歳児が321名、光市民の方で光市内の施設に入所された方という数字になります。

出生された方ということでなんですが、出生者というのがいろいろ公表されている数値というのはございますが、県が発表している数字ということでお伝えをさせていただきましたらと思うんですが、それもゼロ歳児から御報告させていただきますと、ごめんなさい、これは県ではなく市です。市で、年度でということでお伝えをさせていただきますと、ゼロ歳児が226名、令和7年度の末に出た数字ですけども、ゼロ歳児が226名、1歳児が230名、2歳児が231名、3歳児が303名、4歳児が295名、5歳児が297名、これは参考ですけども、6歳児については336名ということになります。

どうしても保育所等については4月1日現在が何歳かということで学年というか、クラスが決まってくるので、必ずしも人口と合うということではないんですけれども、参考までに6歳までお伝えをさせていただきました。

○大田委員

今、光市の入園者ちゅうか入所者ちゅうのが77名、155名、235名、280名、288名、321名と今お聞きしました。また、出生者も226名、297名までずっとおられるんですが、

それに対する、光市に住まれても親の人が市外において市外のほうに入れとるというふうにも捉えるんですが、大体この園児は定数ちゅうか、入園者数ちゅうのが決まっと思うんですが、それは把握しておられますか。

○松尾こども政策課長

各園の利用定員というようなことかと思いますが、それぞれ保育所、認定こども園、幼稚園、それぞれ利用定員があることは把握しております。

○大田委員

それで、今、入所者数が足したら千三百何人になるんですが、定員というか、入所者数、それはもう満杯ですか、それとも余裕があるんですか、それとも定員オーバーしちゃうんですか。

○松尾こども政策課長

令和7年度の数値で申しますと、市内にある全ての施設の利用定員を足しますと1,483という利用定員数になりますが、そうした中で昨年度入所された人数、これは市内の方と市外の方含めて児童の入所数ですけれども1,398ということになりますので、トータルで言えば定員をオーバーして入所しているという状況ではないということでございます。

○大田委員

三田尻保育園ですかね、あれも閉鎖されたし、周防にある保育園も閉鎖されて、今市営であるのは2つかな、残ってるんです。その定員がそこに、あそこはほとんど定員割れしてると思うんですが、そこに入ってもらふようなという考えは、それは選択肢によるんでしょうが、定員割れしなくてもいいようになると思うんですが、それはやっぱり先生というか、あれが少ないから入られないんでしょうかね。何かそのところ、市のほうはどういう理由で入られないかちゅうのを考えておられるか、お示しできたらと思うんですが。

○松尾こども政策課長

入所を希望されない理由という意味合いでしょうか。定員が割れているところに入所をされない理由ということでお答えをさせていただきますと、幼稚園、保育所という違いはあるかと思いますが、現状で言えば、傾向で言えば皆さん、共働きの世帯が多いので保育所を御希望される世帯が多いということは全国的にございます。そうした中で、幼稚園については利用定員を割れることが結構多いのが現状でございます。

保育所につきましても、御自分の通勤経路であるとか、住んでいる地域であるとか、そういったことが関係してどこに入れたいというような御希望がございますので、その中で希望の園に入れないということが分かった段階でほかの園を選ばれる。第2希望、第3希望をされてという方はもちろんおられますけれども、基本的に御自分のライフス

タイル等に準じた園を御希望されるということで、無理やり空いている園にお勧めするという事はなかなかこちらではできかねるという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

結構大和は定員というか、大和保育園、あれは大体ほぼ満員状態で入っておられるんですが、やよい幼稚園なんか特に少ないようにお聞きしているんですが、それなんかもやっぱり何かの理由があるんじゃないかと思うんですよね。そういうような理由というのは、もっと入ってもらいたいと私は思うんですが、そのようなあれを考えられたことはありますか。

○松尾こども政策課長

先ほどもちょっと申しましたけれども、今共働きの世帯が多い中で言えば、なかなか幼稚園を選択される方というのはいらっしゃらないというのが現状でございます。そうした中で保育所については利用定員に近い人数、またはちょっと超える場合もたまにはございますけれども、それは園のほうの判断で受け入れる場合は超えて少し受け入れる場合もございますけれども、保育所に御希望される方が多いので、どうしても幼稚園については利用定員までなかなかいかない場合が多いというふうに認識しております。

○大田委員

私立の場合は割合に送迎バスが走っている。市立の場合はそれがなくて、全部親の送迎なんかでやっていると。ほんたら市立の場合も送迎バス走らせたらいいんじゃないかと思うんですが、それをもし走らせると、民間業者の圧迫とかいう問題が出てくるというふうにもお聞きしてるんですが、ある程度やっぱり定員確保してそこに来て学んでほしいと思うわけですが、そのところがなかなか矛盾した考えになるんかも分かりませんが、その確保ちゅうのは私は何か努力すべきだと思うんです。そこんところはそういうような確保の努力ちゅうのはできないもんですかね。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

現在の保育園、幼稚園なんかには、そのそれぞれの立場というのがいろいろあると思うんですが、皆さんが希望するところに入ってもらうような努力を市のほうもしてもらいたいと思っておってこういう質問をさせてもらったんですが、なかなかそこにおいていろいろな難しい問題があるようにお聞きしております。それでも、やっぱり希望するところに一応皆さんが入ってもらうような要望ちゅうんですかね、希望するところに入ってもらうようにしてもらいたいと。私は、幼稚園にしたっていろいろ問題があるかも分かりませんが、そのところに気安く立ち寄れるような幼稚園をつくってもらいたいと思っておりますので、今後とも市の方針としましては、希望どおりに入れるような

体制づくりをつくっていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願
いいたします。

○委員長

先ほど大田委員から「三田尻」とありましたが、「みたらい」でよろしいですか、大
田委員。

○大田委員

私は「みたらい」と言うつもりなんですけど、どうも皆さんからお聞きすると「三
田尻」と言うみたいで、「みたらい」に訂正します。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

3 経済部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第39号 光市本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

説 明：山田商工振興課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第32号 令和8年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：弘中有害鳥獣対策課長兼有害鳥獣対策センター長～別紙

質 疑

○大田委員

これは補正予算で今年付いたものですが、以前緊急銃猟業務を行ったときには、どねえなっておったんですか。

○弘中有害鳥獣対策課長兼有害鳥獣対策センター長

当市においては、昨年度までは緊急銃猟の対応ではなく、今年度から始まる緊急銃猟に対するハンターの補正予算となります。

以上です。

○大田委員

以前2件ほどあったように記憶をしているんですが、それは銃猟を使っていなかったんですかね。

○弘中有害鳥獣対策課長兼有害鳥獣対策センター長

緊急銃猟は去年から制度としては始まっていますが、光市におきましては今年度整備をいたしまして今年度からスタートということで、そのために今回補正予算を組ませていただいているわけでございます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（２）その他（所管事務調査）

質 疑

○新見委員

それでは、スマート農業機械の購入支援事業についてお伺いします。

3月の委員会で、補助率税抜き本体価格の3分の1以内、1件あたり50万円を上限として、年間4年間程度を想定していること。また、対象機器として農業用ドローン、自動実装トラクター、スマートセンシング機器、補助管理・生産管理システムなどを想定されていることを確認させていただきました。その後、スマート農業機械購入支援事業について、4月から今月の25日で募集が終了されているかと思います。その状況についてお伺いいたします。

まず、相談件数や応募結果についてお伺いいたします。

応募件数、相談件数、相談のあった機械の種類、また個人農家、農業法人の別など、状況をお示してください。

○影土井農林水産課長

スマート農業機械購入支援事業の募集の概要につきましては、市内の認定農業者をはじめ、水田作1ha、または畑作50ha以上など、一定の規模要件を満たす耕作者で50万円を上限に税抜き金額の3分の1を補助する制度でございます。

本事業の実施にあたりましては、活用を希望される農業者の皆様には、できるだけ不平等感が生じることのないよう、一定の公平性を担保するため、令和8年4月24日から5月25日までの約1か月間の申請期間を設け、申請の総額が予算額を超えた場合には、抽せん等により採択をする旨、こうしたご案内をしたところです。

申請期間の当初より、購入希望の機械が補助対象となるか、購入までの期限があるかなど、申請書の書き方等とともに、10件程度のお問合せをいただいたところです。

その結果、現時点までの状況ですが、農業法人から2件、個人の農家さんより2件の計4件の申請を受け付けたところです。

申請総額は約170万円で、残予算は現在30万円程度であり、予算額200万円の範囲内でありましたことから、抽せん採択とはならず、4名の申請者の方々に先日、補助決定通知したところです。

それと申請のあった4件の機械の種類でございますが、農薬散布等に活用する農業用ドローンが1件、それと人工衛星等による位置測位技術を活用し、水田を水平に整地するレベリングシステムが2件。それとビニールハウス内の気温や湿度、日照、二酸化炭素濃度を測定し、暖房機や換水装置等と連動させる環境モニタリングシステムが1件、計4件でございます。

以上でございます。

○新見委員

1 か月程度の申請期間を設けられて、現在4件の申請の受付があったということを理解いたしました。

現在の状況としまして、申請額が200万円のうち170万円ということで、30万円まだ予算内ということで残予算があるとのことのお答えでしたが、その残予算の取扱いについては、今後先着順とするのか、導入効果や必要性を踏まえて選定されるのか、具体的な考え方がありましたらお示してください。

○影土井農林水産課長

現在、約30万円の残予算であり、こうした残予算への申請受付の取扱いにつきましては、当初申請において約1か月間の募集期間を設け、一定の公平性は担保できたものと考えております。今後の申請につきましては、予算の範囲内において、先着順という形で受付けていきたいと考えております。

そうした中でも、審査の過程におきましては、本事業の趣旨や導入の効果等はしっかりと確認をしながら、追加申請に対する交付決定をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

残予算については、追加申請については先着順とするということを理解いたしました。続いての質問ですけれども、導入後の効果検証についてお伺いいたします。

本事業は、人手不足の解消や労働負担の軽減、農作業の効率化、省力化を目的とするものですが、補助を受けて導入されたスマート農業機械について、作業時間を短縮、労働負担の軽減、作業面積の維持、拡大など、導入後の効果についてどのように把握し、今後の制度改正や復旧規範につなげていくお考えなのか、お示してください。

○影土井農林水産課長

スマート農業機械の導入に対する将来的な考え方でございますが、現在の農業従事者が直面する担い手不足や農業従事者の高齢化といった課題の解消、また農作業の効率化や省力化、特に夏場の酷暑など、日々の労働負担の軽減にも本事業はつながっていくと思っております。委員も言われますように、こうした取組が将来的な耕作面積の維持や拡大にも、大いに期待をしているところです。

また、効果の検証でございますが、このたびスマート農業機械を導入いただいた農業者の皆様への聞き取りや実用の現場への立ち会いもしたいと考えております。

そうした中で、導入の検証や効果の把握に努めていくとともに、こうした内容を様々な機会を通じて、市内の多くの農業者の皆様へ情報提供するなど、スマート農業の技術が本市において幅広く認知され、また、活用されるよう、機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

よく分かりました。農業事業者との意思の疎通をより一層を図っていただきながら、来年度以降の制度改革に取組のほうよろしく願いいたします。

続いての質問をさせていただきます。一般質問でも取り上げさせていただきましたが、稼げる観光について引き続き質問させていただきます。

稼げる観光を進めていくためには、観光客数だけでなく、周遊性や滞在時間、観光消費額などを意識したマーケティングの視点が重要であると考えております。また、議場では観光協会や所管課におけるDMOの機能強化についてお尋ねいただきましたが、その点につきましては、現在具体的なお考えはなかったと受け止めてさせていただいております。しかしながら、収入性の向上や滞在時間の延伸といった指標の重要性については、認識を共有できたのではないかと考えております。そうしたことから本市において、室積や虹ヶ浜海岸、伊藤公関連施設、石城山、冠山総合公園など魅力ある観光資源が存在しており、これらを結びつけながら周遊性を高めていくことが重要であると考えています。

そのような中、全国では観光客の周遊促進や二次交通の確保を目的として、シェアサイクルを導入する自治体が増加しています。本市において、観光資源のネットワーク化や収入性の向上の観点から、観光資源をつなぐ移動手段の一つとして、シェアサイクルをどのように評価しているのか、また観光振興における活用の可能性についてどのように認識しているのか、お聞かせください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

こんにちは。お尋ねのシティサイクルについては、町の中に自転車の貸出しや返却ができる拠点を複数設置するという仕組みについて、現在、国が生活の利便性の向上と観光の振興の両面から普及を図っているものと認識しております。

こうした中で本市の観光振興においても、現在、総合計画において観光資源によるネットワーク化の形成を施策展開の一つと掲げておりますことから、委員御提案のシェアサイクルが本市において観光客の回遊性の向上や滞在時間の延伸につなげることができるか、まずは情報収集からしてみたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

点在する観光スポットを点から線に、線から面にするためには、シェアサイクルは非常に有効だと考えております。また、本市の強みである日照時間の長さを生かせる点、バスの本数、タクシーが少ないなどの交通の弱みをカバーできる点からも適している施策と考えておりますので、ぜひ検討のほうをお願いいたします。

続いて、もう1点お伺いさせていただきます。

実証実験の可能性についてですが、シェアサイクルは自治体単位で整備、運営するだけでなく、民間事業者との連携により比較的低コストで導入している事例も見られます。本市においても、例えば光駅、虹ヶ浜、冠山総合公園、室積地区などを結ぶ移動

手段として活用できれば、観光客の回遊性の向上や滞在時間の延伸につながる可能性があると考えております。

まずは、観光振興の観点から民間事業者との連携によるシェアサイクルの実証実験や試験導入について検討されていく考えがあるのか、また導入に当たっては課題をどのように認識しているのかお聞かせください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの民間事業者との連携による試験的な実施に当たりましても、民間事業者の協力を依頼するに当たっては、その前提としてニーズの把握や課題の整理、こういったものが必要になると考えております。

現在全国的なサイクリングやこれに関する種目の参加人口については、レジャー白書などによりますと直近10年間で約3割の減となっている状況でございます。

また課題としては、シェアサイクルの導入や持続可能な事業として展開を開始するための専門的な知識や人材の確保、育成、こういったものが必要であること。また拠点づくりとして市有地であったり、民地であったり、こういった場所の占用や、設置に当たり、道路法や都市公園法をはじめとした法令に基づく申請行為、計画への位置づけが必要であるなどの課題がございますから、導入に当たってはそういった様々な課題はあるものと考えております。

以上でございます。

○新見委員

理解いたしました。

芳岡市長が掲げるみたらいうまいもんエリア構想、それから山口県が進めているサイクル県やまぐちプロジェクト、こういった施策とシェアサイクルは非常に親和性の高い施策だと考えておりますので、引き続き研究をよろしく願いいたします。

以上です。

○清水委員

それでは省エネ補助金のところでちょっとお伺いします。

進捗状況などは、同僚議員の一般質問でもありましたが、ここの対象品目の確認と、あと今後の見込みはどうか教えてください。

○山田商工振興課長

光市エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金のお尋ねでございます。

対象品目は、エアコン、LED機器、冷蔵庫、冷凍庫、温水機器でございます。それぞれの申請状況ですが、先週の時点でエアコンが35件、LED機器が22件、冷蔵庫、冷凍庫が3件、温水機器が4件でございます。

現在、予算の執行につきましては予算額5,550万円に対し、予算執行率は約4割の状

況でございます。申請の受付が4月24日から始まり、約2か月が経とうとしておるところで約4割という状況でございます。残りの約2か月弱日数残っておりますので、PR等をしていきながら、可能な限り事業者の方に行き届くよう適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。今、まだ4割ということで、今、課長からもあったように、残り2か月でしっかりということなんですけど、もう届かなかつたら、これってどうするんですか、その予算とか。

○山田商工振興課長

予算が消化しなかった場合ということでございます。

先ほど申し上げたとおり残り2か月少々申請期間が残っておりますので、まず商工会議所や商工会などを通じてPRに努めることに尽きると思います。

仮に、その後予算に達しないという状況となる場合は、申請期間の延長の検討も含め、支援を必要とする事業者の方に可能な限り行き届くように、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。

続いて、虹ヶ浜にぎわい創出事業のところなんですけど、今回、2社との連携が決まったということだったんですけど、最初募集のときに光の花火大会との連携というか、コラボをするというのが要項であったと思うんですけど、この2社はこういった内容のものをコラボとして、連携としてやるのか教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出の採択事業者となりました、アミューズ様とアクト・スリー様の花火大会に対する取組でございます。

委員、今お示しいただきましたように、事業者の募集段階から、花火大会が開催された場合には貢献できる事項を提案していただくよう求めていたところでございます。

このたび、採択した2事業者の花火大会との連携のイメージでございますが、現在はまず子育て世代向けの遊び場や体験イベントを展開する合同会社アクト・スリー様は、花火大会を一日滞在型のビーチフェスと位置づけて、日中から子供たちがはだしで遊べるプレイパークを実施いただく予定となっております。

それからペダルを漕いで自由に会場散策ができる水上モビリティを楽しむ事業を展開いただく株式会社アミューズ様は、花火大会当日につきましては水上モビリティの上から花火を鑑賞できる特別プランを検討されております。

さらには、両事業者とも翌日の清掃活動にもそれぞれの立場から積極的に御協力いただけるというふうにお聞きしておりまして、花火大会「虹はなび」が花火以外にも幅広い世代が楽しめるものとなるようこれから実行委員会の皆様と連携して準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。非常に新しい取組で、水上モビリティの上から花火が見れるというのが何かすごくいいなというのは思いました。

あとは今回の花火の収益、ちょっとどういうふうに収益を上げていくかというところも考えていかなきゃいけない時期だなとは思っておりますので、それが他市の事例とかを見ると駐車場代として取っていくのかとか、そういうのも含めてちょっと検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○井垣委員

J R 光駅の前にある観光看板、すごい大きいもの2 m×2 mぐらいのもの。あれと伊藤公の資料館の前にある同様の観光看板が傷んでいるという指摘をずっとしているんですけども、あれはいつちゃんとしていただけるのでしょうか。

もう1つ気になっているのが、188の国道沿いのひかりソフトパークというすごい大きな看板なんですけど白い、黒くなってまして、ものすごく汚いんです、あれが。毎日あれを見て残念に思うんですけど、あれもなんとかならないのでしょうか。その点、お尋ねします。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

まず光駅前と伊藤公資料館の前の看板についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、老朽化が激しくなっております。こうした老朽化は、街のイメージの低下とか、治安の悪化にもつながる恐れがあると認識しておりますことから、当初予算において撤去に必要な費用を計上しているところでございます。

お尋ねの撤去の時期につきましては、10月の開催の山口デスティネーションキャンペーンまでには撤去を完了したいと考えております。

また伊藤公記念公園付近にあるさわやかトイレでございますが、そちらに高校生の意見を取り入れつつ、地域おこし協力隊員の小原隊員がデザインするポスター型の観光地図を掲載しようと考えているところでございまして、若者や移住者の視点化を取り入れた観光情報の発信に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山田商工振興課長

続きまして、国道188号線に設置しておりますひかりソフトパークの案内看板でござ

います。

委員御案内のとおり、経年劣化により視認性が低下しております。そこで更新するための予算を今年度当初予算で計上しております。

先般、中国地方整備局に看板の更新申請を行いまして、6月10日に許可がおりました。現在、発注業務に取りかかっておりまして、可能な限り早期の更新を行う予定でございます。

以上でございます。

○田中委員

先ほどの民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業についてということで花火大会等の連携のお話でしたが、夏に向けて準備を進めるということで、一般質問のほうにも回答があったんですけども、多くの人に知っていただいて巻き込んでいきたいという思いで、お披露目会とか体験会とかそういったものをいつごろ計画されているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

委員から事業実施のお披露目の機会というふうに御質問いただきましたけども、今現在は想定しておりませんが7月18日からの海水浴場開設期間中には採択した2事業者を中心に、虹ヶ浜を一つのにぎわいのエリアと見立てた展開を考えているところでございます。

なお、株式会社アミューズ様からは、事業の実施に際してペダルを漕いで自由に海上を散策できるというアクティビティでございまして、これを市内の小学生に御覧いただいて、何かしたいことなどをヒアリングする機会を設けさせていただきたいという申出をいただいておりますので、7月の海水浴場開設までに事業者と連携して進めてみたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

新しい事業でそれ自体も見ただことのない子が多いと思いますので、そういったことでイメージも膨らんで実際の虹ヶ浜の体験というほうにもつながっていくと思いますので、ぜひ進めていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

それに合わせて、松林の保全緊急対策事業の進捗状況について、今年度増額して取り組むことになっていきますので、進捗状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

松林保全緊急対策事業の進捗についてのお尋ねでございます。

近年多発する海岸松林の幹折れ、枝折れを要因とした物損事故の発生を防ぐため、本年度におきましては、御案内のように道路などのインフラ施設の周辺のほか、駐車場やキャンプ場など、海岸利用者や地域の方々が集う場所などにおきまして、近接する危険

な松の枝打ちや伐採を集中的に実施し、安全安心な海岸松林の整備に取り組むこととしております。

進捗状況についてでございますが、対策を行う区画ごとに説明させていただきますと、まず、虹ヶ浜キャンプ場の区画内におきましては、病虫害により食害を受けた松などの伐採や落下の危険性がある枝の伐採を実施することとしておりまして、こちらにつきましては、海水浴場開設前までの完了を目指して、現在、作業を進めているところでございます。

続いて、昨年度、物損事故が発生しました虹ヶ浜2丁目5の区画におきましては、これまでの駐車場利用により松の根には大きな負担が生じており、倒木の原因となりました腐朽菌の侵入に対応できないほど弱っているといった意見を樹木医からも受けていることに加えて、近隣には自治会館や公園が存在し、昨年度と同様の倒木が発生した場合、重大な事故につながりかねないことから、樹勢の弱った松や傾いた松など倒木が懸念される危険な松を集中的に伐採することとしており、こちらにつきましては秋頃までの伐採完了に向けて発注事務を進めているところでございます。

さらに、虹ヶ浜キャンプ場から西の河原川までの道路や電線などのインフラ施設に近接する松林において、道路にはみ出た枝や傾いた松の伐採を実施することとしており、現在、伐採作業の分担等について電線の占有者と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

状況について把握しました。ちょうど今、キャンプ場周辺をラミネートしたもののでも、期間をお知らせされているので、ちょうど海水浴までにその辺りはやられるよということで、今からちょうどにぎわいを創出していくという部分で安全確保がやっぱり一番だと思いますんで、その辺でしっかり取り組んでいただけたということで安心しました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、虹ヶ浜に新しく新設するバーベキュー場について、一般質問のほうでもお尋ねをしましたが、スペースを確保してということで御案内がありました。ちょっと詳細についてお聞きできたと思うんですが、使用料とか水場があるのかどうか、管理のへんも含めて詳細をお聞かせいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

本会議で市長がお答えいたしましたように、光駅から真つすぐ海に出て、少し左側に寄ったところの1,000平米程度を今バーベキューエリアとして確保する予定としております。

また使用料でございますが、基本的にはこのバーベキューでは、誰でも利用が可能で無料で開放したいと考えております。

それから水場につきましては、このバーベキューエリア専用の水場として新設する予定はございませんが、付近に手洗い場とトイレがあるというのが現在の状況でございます。

それから管理と言われましたけれど、利用に当たりましてはまずオンライン等で利用の申込みをしていただいて、連絡先などを登録させていただく予定としております。その際には応答としまして、深夜の利用に関する注意喚起やごみの処分の責任、利用に関する注意事項について、しっかり周知したいと考えております。

また、清掃についても本会議で少しお答えいたしましたけども、基本的にはエリアに重点的に事業者を委託いたしまして、特に利用が多くなる夏であったり、秋、ゴールデンウィーク等々につきましては、重点的に清掃をさらに加重して実施する予定としております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございます。1点、もう少し詳しくお聞きしたいのが、やっぱり炭についてすごい心配する声があって、砂浜側というところで植物が生えていたりという部分もありますし、使い終わった炭を、例えば砂に埋められるとはだして歩いている人がやけどしたりとかいう事案も出るかと思うんですが、使った炭とかの処分とか、そういったことについてはルールみたいなものがあるのでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

炭の取扱いについては、基本的にバーベキューエリアは誰でも利用できるように開放するということで、ごみや食材は基本的には自分たちで持ってきていただいて、自分たちで持って帰っていただくというのが前提でございます。

そうした中で、炭につきましては、エリア付近にドラム缶のようなもので炭を入れるような容器を配置しようと思っておりますが、基本的には各自の判断で、各自で持ってきて、各自で持って帰っていただくということを前提としたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。他市で取り組まれているところもありますので、今回初めてチャレンジするという部分もありますし、様子を見ながら適所を対応していただけたらと思いますので、お願いいたします。

もう一つが、虹ヶ浜に今既存のキャンプ場を夏だけオープンさせているところがあると思うんですけど、そのキャンプ場の宿泊対応が今年なくなるというようなお話をちょっと耳にしたんですけど、その状況についてお聞かせをいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

虹ヶ浜海岸につきましては、海水浴場を開設期間中に限ってキャンプ場を開設しているところでございます。こうした中、虹ヶ浜海岸のキャンプ場の利用状況でございますが、管理運営しております観光協会によりますと、新型コロナウイルスが感染拡大した令和2年度からはテントなどの貸出しは中止しており、テントを持ち込んでキャンプを

楽しんでいただくという仕組みになっております。

そうした中で、近年の利用状況としては9割程度がデイキャンプと、デイキャンプの利用がほとんどというところがございまして、宿泊キャンプの利用があまりないというところから今年の夏につきましては、虹ヶ浜海岸のキャンプ場についてはデイキャンプのみの利用とし、経費の削減に努めたいということでございます。

宿泊キャンプを利用される方は、基本的にキャンプ用品の持込みなどの関係上、車で会場入りされる方もいらっしゃるでしょうから、この夏はキャンプ場付近に車を駐車でき、海が見える立地の中で十分なスペースのある室積海水浴場のキャンプ場へ誘導、集客に努めたいということを考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

室積のほうはそのまま残るということで、理解をしました。

ただ、入り口は違う都市政策のほうになるんですけど、光の駅から虹ヶ浜にぎわい創出で、共同事業提案制度で今年間通してにぎわいづくりやっているとと思うんですけど、その中でやっぱりキャンプ場が活用されていないのがもったいないということで、宿泊も含めた活用をイベントも通しながら、今発信して取り組まれているところがある中で、ちょっとこういう方向性になったというのが、どういう話からそうなるのかなという不思議に思っている部分もあります。先ほど経費削減と言われたので、どのぐらい実際それで経費が削減されるのかなというところも気になるところではあるんですけど、金額的なものがもし分かればというところと、そういった行政も一緒になって取り組んでいる、にぎわい創出に取り組んでいるところとの整合性というか、どういう話合いの上でなったのかが分かれば教えていただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

委員御指摘のとおり、今虹ヶ浜を民間活力を使ってにぎわいを創出しようと観光所管として考えているところは、先ほど御説明したとおりでございます。

経費削減がどれぐらいかとお尋ねですけど、照明配線の設営と撤去で合わせて約20万円から25万円ぐらいがかかるというところでございます。観光協会はキャンプ場、海水浴場の開設は市という役割分担でこれまでも連携してやっておりますし、まず今年の夏は観光協会から経費を削減して観光協会の運営に努めたいという意見がございましたので、ちょっと今年はそれでやるとして、言われるようににぎわい創出を今後しっかりやっていきますので、ニーズなどが増えてまいりましたら、キャンプ場の設営について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○田中委員

何か照明もなくなるということで、なおさみしいなというような感想を今持ったんですけど、そのへんも含めて、一方のにぎわいを創出するために努力されている団体もい

ますし、行政とも関係してやっていますので、その辺はよく話し合いながらやっぱり同じ方向を向いて取り組んでいただけたらと思いますので、そのことはお願いしておきたいと思います。

次の質問になるんですけど、毎年楽しみにしています光のひまわりプロジェクトについて、今年の実施についてお聞きできたらと思いますので、まずは状況についてお聞かせをいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

ひまわりプロジェクトの本年度の実施ですが、本年度で4年目を迎え、まず3月25日から4月24日にかけて、毎年ではありますが、光ひまわりおひろめ隊の隊員を募集しまして、現在までに市民隊員で9名、市内小学校6校にも参画いただき、計15隊員を認定し、ひまわりの種を配付したところです。

現在まで各隊員の皆様がそれぞれの農地で種まき、育苗に取り組んでおり、順調にいけば早いところで7月中旬にも開花するものと見込んでおります。

こうした取組につきましては、これから随時、市のホームページやInstagram等でしっかりと配信していくとともに、本年も7月中旬から8月下旬にかけて、ひまわりを皆さんに見て回っていただける、写真も撮っていただける周遊フォトラリーや、ひまわりフォトコンテストの実施につきましても、広く告知させていただき、本年も市内外の多くの皆様に本市のひまわりを見て回って楽しんでいただける、こうした機会の創出を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

一つの観光としても本当に明るいニュースなので、今年もにぎわうことを期待しております。

その中で、先日この委員会で香川県のまんのう町というところに視察に行ってきたんですけど、その中でこれまたまだあったんですけど、ひまわりの種をひまわり油にして活用して特産品にして取り組まれているところがあったんですけど、光市でも地産地消プランのほうでひまわり油ということで掲げて、最初当初スタートしていたんですけど、そのときにはやはり食用の油が取れる種じゃなかったということで、違う品種を選んで取り組まれてきたんだと思うんですけど、その辺について現状どうなっているのか。

また、特産品会についてはブロッコリーとかもやったりしてたんですけど、その辺の実施状況について何かあればお知らせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

ひまわりの品種等ですが、現在おひろめ隊員の皆様には、品種で申しますとサンマリノという鑑賞用のひまわりの品種の種をお配りしているところです。

ひまわりオイルへの活用につきましては、本プロジェクトの初年度、令和5年度の実施にはなりますが、一つの実証実験として、鑑賞用のひまわりのほかに、ひまわりオイ

ルを得るために適した油料用のひまわりの種、また食用の種それぞれ3種類のひまわりの生育を、市内の6農業法人のほうに依頼して取り組んでいただいたところです。

こうした中で、油料用のひまわりと食用のひまわりにつきましては、その当時はいまよく生育を見ることができず、実証実験にご参加いただいた農業法人の方々とも、意見交換をさせていただく中で、油料用のひまわりを育てていくこの困難さを改めて感じたところです。

こうしたひまわりを活用した6次産業化への取組につきましては、地産地消プランにも掲げる取組でもあり、ひまわりを活用した新たな商品開発にも取り組んできたところでございます。

先ほどご紹介いただきました、ひまわりを緑肥に活用して生産されたブロッコリーも、一つのブランド化につながったものではございますが、昨年度、令和7年度には、ひまわり畑が密原として養蜂振興にもつながることにも着目して、養蜂農家にも本プロジェクトへの参加を呼びかけ、蜂蜜のブランド化にもチャレンジしたところです。昨年は農薬等の影響により、養蜂家のミツバチの数が大幅に減少し、十分な量の蜂蜜の採取ができませんでした。

そうしたこともあり、本年度、改めてこうした養蜂農家の方と協力しながら、蜂蜜のブランド化、6次産業化にも挑戦したいと考えており、秋頃には新たな商品化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。いろいろチャレンジしながらその結果を踏まえて取り組まれているんだということで聞かせていただきました。今は蜂蜜に、今年度もチャレンジしているということなので、それが出てくるのを期待したいと思います。

ちょうど地産地消のプランのほうの改定の年にもなりますので、ぜひいい結果が生まれれば、またそこに位置づけしながらどんどん広がっていくと思います。蜂蜜も今すごい人気なので、また新しい商品が生まれることを期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に聞きたいんですが、地域おこし協力隊員についてお聞きできたらと思うんですけど、今経済部所管で2人の方が来ていらっしゃると思うんですけど、その活動についてどのようなことをされているのか、まずはお聞かせをいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

まず、私も配置の観光振興の隊員の活動状況でございます。

昨年8月に着任の後、室積地域をはじめ各地域の方々とネットワークづくりやイベントへの参加、またSNSなどの積極的な配信によりダイちゃんのお愛称で多くの方々とともににぎわいづくりに取り組んでいただいているところです。

本年度に入りまして、5月30日に光市未来創造シンポジウムを実行委員長として主催し県内外の参加者に向けて街の特色を丁寧に説明するとともに、地域の方々や高校生

も巻き込みながら市民にも外から見た光市や室積の魅力を発信したところでございます。

今後カンロ食堂のまちひかりプロジェクトについて光高校の学生とPRの取組を進めるとともに、市外に出た光市のPRとして今月下旬には宇部市のマルシェイベントに出展し、本市の海産物の魅力を体験型で発信するなど本市の観光振興に向けて今積極的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○影土井農林水産課長

農業振興分野における地域おこし協力隊員の活動状況でございますが、本隊員につきましては、先月の5月1日に着任したところです。

着任から1か月余りというところでもあり、例えば、5月9日と23日、6月6日の3回親子を含め10組32名で実施した、里の厨の体験農園での栽培体験教室でありますとか、タマネギ、ニンジンの収穫体験、また6月10日に大和小学校の1年生と東荷幼稚園の園児によるサツマイモの植付け体験にも参加しまして、農業に関わる楽しさを共に分かち合う、こうしたきっかけになったものと感じております。

さらに、市内農業者の田植え作業の様子を見学させていただき、また、直接農業者の方にお話を伺うなど、今まさに本市で展開されている様々な農業を身をもって体験し、取りまとめ、こうした様子を様々な媒体を通じた情報発信に取り組んでいるところです。

また、学級給食センターと里の厨やJA山口県との給食への食材の活用というところも重要な課題であり、こうした意見交換会の場にも参加するなど、また、周南地域地場産業振興センターによる特産品の紹介イベントに向けた連絡会など、こうした各種の会議に積極的に参加しながら、知識の上積みを図っているところです。

以上でございます。

○田中委員

まあ、いろいろ活動されてるんだなというところで外からの風というか、人が来て、それぞれの持っている能力で大いに期待をしているところなんです。ただ、やっぱり市民の方からはなかなか姿が見えないという声をやっぱり聞いてて、農業振興分野については来たばかりなのでまたこれからだと思うんですけど、それぞれが里の厨もですけど、観光振興にも寄与している部分もございまして、市内全体をやっぱり地域おこしの方たちが先ほど観光のネットワーク化というようなお話もありましたけど、人とか観光資源のつなぎ役となって市内全体の底上げを私はしていただけたらなと思っています。

ミッションはそれぞれ、里の厨と観光は全部だと思いますので。

なのでそれぞれ取り組まれているとは思いますが、広い視点で市内全体が盛り上がっていくようにアドバイスをいただきながら取り組んでいただけたらと思いますので、今後見えてくることを期待しておりますのでよろしくお願いします。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

米高騰により前政権は増産体制をとっておられたんですが、現政権になってから減反体制をとるようになったので、光市の米の耕作面積や生産状況について教えてもらえませんか。

○影土井農林水産課長

米の生産の状況でございますが、本市の稲作に関する状況について、過去3年間の状況で申し上げますと水稻の作付面積は、令和4年度が322ha、令和5年度が315ha、そして令和6年度が277haで、毎年減少しております。

こうした作付面積の減少に伴い、収穫量も令和4年度が1,600トン、令和5年度は1,530トン、令和6年度は1,360トンと減少しております。

農業の担い手不足でありますとか、高齢化、こうした背景があるものと思いますが、こうした中で、いずれも減少傾向が続いているといった状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

今聞いてたまげたんですが、随分減っているんですね。昨年の増産体制と言われてから増えたんかと思ったら、そこんとも減っているし、ということは本市は今水稻については全く減る傾向を持っているみたいに見えるんですが、生産が少なくなったら光市の主食である米についても大きく影響すると思われるわけですが、米不足等の影響はないのかあるのかちゅうのはどねえなのか、市内で米の出来具合はどねえなのか教えてもらいたいんですが。

○影土井農林水産課長

米の出来具合ですが、全国的にも令和6年の夏以降、米不足の影響は本市でも顕著であり、振り返りますと、その当時、里の厨での米の販売でも品薄状態が続いておりまして、令和6年の新米まつりでは、事前予約による限定販売でありますとか、市内スーパー等でも幾分の購入制限等の状況がございました。そして、令和7年度、昨年の新米まつりは中止となるなど、令和7年の前半期までは市民の皆様にも、一定の米不足の影響があったものと認識しております。

しかしながら、近年の市内の米の出来具合について、平年値を100とした作況指数を用いて、山口県東部の過去3年間の状況で申し上げますと令和4年度は105、令和5年度と令和6年度は101と、比較的良好な生産状況にあり、直近の令和7年産米の作況指数は、速報値にはなりますが107というところで、これは全国平均が102というところからも、米の収穫量はより改善され、市内に米不足といった状況、お困りの声などは現在、確認していないところでございます。

こうした状況は、夏の猛暑は、今後も続くものと想定されておりますが、近年では大きな台風の到来や日照不足といった影響も少なく、安定した自然環境にも恵まれるといった好条件が継続していることも一つ好要因であるものと考えております。

以上でございます。

○大田委員

この東部においては令和7年度は107とすごい伸び率があるんですが、主食である米飯、これは米不足による米高がなって、その翌年には新米の状況なんかもなかなか手に入りにくくなっているということでもありますから、主食の状況ちゅうのは光市として把握されてますか。米を主食として食べる。その代わりにパンを食べるとかうどんを食べるとかそばを食べるとか、ああいう状況ちゅうのは把握しておられますか、光市として。

○影土井農林水産課長

市民の皆様の消費行動の把握は難しいと思っております。しかしながら、本市の主要作物は水稻でありますので、その辺りをしっかり支援しながら、本市の主要作物であるお米作りをしっかりと支えていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

光市においては今統計上を見ると米の生産が何ちゅうか少なくなっても山口県の平均よりちょっと上よと言うんで、米に対してはちょっと心配しながら心配しなくてもいいような状況が続いとるんですが、その農家さんちゅうか水稻栽培しておられる法人の方やらが一生懸命米を作って販売をしなくてはいけないと思うんですが、PR活動とかいうのは光市としてはどのように考えておられるか教えてほしいんですが。

○影土井農林水産課長

本市のお米のPRや販売の促進への取組は、重要な取組であると認識しております。

そうした取組の一例を申し上げますと、市内の農業法人やJA山口県と協力して、例えば、例年の秋頃に実施する光ふるさとまつりなどで、市内産米の特別価格での販売を通じて、本市で生産をされたおいしいお米を来場された多くの皆様に安く提供するなど、本年も実行委員会において工夫を凝らしたよりよい取組が協議されているところでございます。

それと昨年になりますが、11月に株式会社丸久様と連携、協力して光市産米のPRを市内店舗において、市長のトップセールスによる店頭での販売イベントを行うなど、様々な形で本市のお米のPRに努めているところです。

また、本年5月に着任しました地域おこし協力隊員ともしっかり連携を図りながら、効果的なPRに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

PRするとか、いろんな協力隊の人とも協力しながらいろいろPRするとか言うてお

られますが、やっぱり水稻農家さん、法人とかも含めて、今後とも今減退傾向にあるんですがそこをなんとか確保してもらえるような政策を今後取っていただきたいと思います。

それと次に、事業所設置奨励金というのがあります。これはどのような使い方されて、今現在としては何社ぐらいそこに奨励金補助金を出されたのか、どのぐらい金額も出されたのかちょっと教えてもらいたいんですが。

○山田商工振興課長

事業所設置奨励金の実績といったところのお問合せです。

市内に新たに事業所を新設、もしくは増設した事業所に対して奨励金を交付しております。直近5年間で申し上げますと、令和3年度が9事業者に対し5,636万5,000円、令和4年度が5事業者に4,294万5,000円、令和5年度が5事業者に647万4,000円、令和6年度が6事業者に664万1,000円、7年度は速報値となりますが12業者に対し848万1,000円を交付している状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

本年度は3,438万円予定されておられます。昨年度よりも随分増えたんですが、その増えた理由昨年、使い切って足らなかったから増えたんだろうと思うんですが、そこんところ分かったら教えてほしいんですが。

○山田商工振興課長

事業所設置奨励金、今年度の予算が増えたというところでございます。

こちらにつきましては、固定資産税が払われた翌年に奨励金としてお渡しするものになりますので、令和7年度は対象となる事業者の設置が増えたことと、大規模な投資となる事業者設置が7年度には対象にあったということで、8年度の予算は増額しているものでございます。

以上でございます。

○大田委員

結果を見て金額が出たと、そういうのを理解しました。

そうするとその事業所設置タイプ別奨励金について、やっぱり倍ぐらい増えているんですが、それもその実績によって増えたということになるんですか。

○山田商工振興課長

事業所設置タイプ別奨励金については、先ほどの事業所設置奨励金と違って前年の実績ベースという形ではございません。これまで予算180万円ぐらいに対して今年度倍額ぐらいになっている理由ですけれども、昨年度の4月中に既に予算上限に達しまして、この事業に対するニーズの高さが窺えたこと、空き家などを活用した創業や地域のにぎ

わいにつながるということから予算を増額、今年度はしたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

ということをお聞きしますと、光市において事業所が本社または支店なんかが事業者が増えてきておるという感じに受け取られるんですが、実際そうなんですか。

○山田商工振興課長

申し訳ありませんが、事業所数までの数字は把握しておりませんが、こちらの奨励金を利用された事業者さんが増えたということでございます。

以上でございます。

○大田委員

その事業者さんが増えたということは、要するに光市において本社ないし支店の事業者を設置された方が増えたという理解と私が受け止めたんですが、今の答弁ではそうじゃないように聞こえたんですが。

○山田商工振興課長

先ほど申し上げたとおり、このタイプ別奨励金につきましては4月の初期の段階で予算額に達してしまったので、利用されていない方もいらっしゃいます。

奨励金を使いたかったけれども予算がなかったためにこの奨励金が使えなかったという方もいらっしゃいますので、そういった方も含めると全体として増えたかどうかということについては、申し訳ございませんが把握していない状況でございます。

以上です。

○大田委員

ちょっと私理解に苦しむんですが、事業者が本社ないし支店を設けたらから事業者設置奨励金というものが出るというふうに私は理解をしちよったんですが、そうじゃなくて光市に事業所を設置するかしないかじゃなくて、金が出るちゅうのはどういうことなんでしょうか。

○山田商工振興課長

当初の予算で、これまでは180万円ぐらいの予算をつけておりました。特別な条件がなければ1社当たり30万円を奨励金としてお出しするといった形になりますので、これまでであれば6社に達したら予算に達してしまうということです。それ以降、新たに設置された事業者に対しては予算がない状況ですので、こちらの実績に上がってこないという形でございます。ですから総数が増えたかどうかというのはちょっと把握ができていない状況です。

以上でございます。

○大田委員

設置どうかでなくて、利用されたかどうかで決めたと。何か分かったようなわからんようになるんですが。事業者ね、本当は増えたと私は推測したいところでございます。すいません、よろしくお願いいたします。

それとスポーツセンターから東荷に抜ける農道があるんですが、その農道において今すごいディボットやら亀の甲やらくぼみやら起きてるんですが、それは以前農水省から道路の使用状況について補修するかせんか、新しくきれいにするかとか言うのでやってくださいちゅうような意見が多分多数出ていたようにお聞きしてるんですが、今現在はそういうような道路状況において市の当局としてはどういうふうを考えておられるかちょっと教えてもらいたいんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

大和農免農道の劣化に対する対策という趣旨の御質問だと思います。

この大和農免農道につきましては、委員御指摘のような舗装の劣化が散見されるところであり、現在、舗装改良工事について計画しているところでございます。

こちらにつきましては、大和農免農道と周南広域農道の2路線について舗装や橋梁などといった道路施設の保全対策工事を計画的に実施するもので、今年度は国の補助事業の採択申請に必要となる事業計画を策定することとしております。

大和農免農道の舗装改良についてですが、農道の延長は約2.7kmであり、上下線で5.4kmほどの延長となりますが、そのうち近年舗装の打替え工事を実施しました東荷側の区間を除く約4kmの区間におきまして舗装改良を予定しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それは予定を実施しているということでございまして、施工されるのはいつ頃になるんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

事業のスケジュールについてのお尋ねでございます。

先ほど申し上げましたように今年度事業計画を策定して、来年度国の新規事業採択を受けて、令和10年度から5か年をかけて大和農免農道の約4kmと、周南広域農道の約1kmの舗装改良を予定しているところでございます。

なお、先ほど御指摘いただいた大和農免農道については周南広域農道に比べて舗装の劣化が顕著であるため、大和農免農道の改良工事を先行して実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今の大和農免農道は変更して早く実施したいというような答弁だったと思うんですが差し当たってあそこのスポーツセンターから約700mくらい行ったところに上り坂のカーブンところがあるんです。あそこが幅が1m、長さが2.5mくらいかな、約5cm近くくぼんでるところがあるんです。あそこもあの道路は随分車量が多いんですが、今にも事故が起きそうな感じが感じられるわけです。あそこだけでもどうにか補修といいますか補装し直しといいますか、できないもんでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

舗装の応急対応といった趣旨のお尋ねでございます。

道路の維持管理につきましては、平成24年度に市民サービス向上の観点からそれまで経済部が所管していた一部の農道の維持管理を建設部に移管し、現在の土木課において市道の維持管理と併せて行っているところでございます。

先ほど申し上げましたように計画的な改良工事につきましては経済部が実施し、損傷に応じた維持対応については建設部が実施するといった協力体制により老朽化した大和農免農道を始めとする農道への対応を進めているところです。

お尋ねの応急対応につきましては、建設部と調整しながら進めていくこととしておりますが、建設部によりますと現地の損傷状況を注視し通行車両への影響も考慮した上で事故の発生が未然に防げるよう適切に対応してまいりたいとのことでございます。

以上でございます。

○大田委員

今の答弁からお聞きすると土木課が応急対応するという答弁だったと思うんですが、土木というより建設部が、ということは建設部のほうで今は経済部のほうは極端な言い方をすれば関係ないよという聞き取りなんです、それでよろしゅうございますか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

損傷状況や緊急性を踏まえて判断することとなりますが、応急対応については建設部が担い、計画的な改良や長寿命化対策につきましては経済部がしっかりと実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると建設部にお聞きするようにしましょう。よろしくお願いします。

それと農業水路と長寿命化対策で1,100万円がそのまま残っているようにお聞きしているんですが、その工事ちゅうのはいつ頃終わるような計画、またどういう工事なんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

農業費の農業水路等長寿命化・防災減災事業についてはため池の防災事業を実施する

ものでございます。

こちらは、三井地区の山代ため池を廃止する工事であり、入札不調により不測の日数を要したことから8年度に繰越して実施するものでございます。

現在の状況ですが、ため池の堤体を切り開くためのボックスカルバートと呼ばれる大型水路の設置については完了しており、現在ため池とボックスカルバートを接続する水路や溜め枡の設置工事等を進めておりまして、7月末の完成を目指して工事を進捗しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今7月末でため池の工事を完成するとかでしたが、その前に梅雨時期になって雨がたくさん降ると思うんですよ。そこんところでいろんな災害が起きないように十分な対応をしながら工事していってもらいたいと思うんですが、ぜひよろしくをお願いします。

また、海岸保全事業、これは多分室積の海岸保全事業と思うんですが、この進捗状況、随分残金が残っているように思うんですが、そこんところを詳しくちょっと説明してもらいたいと思うんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

海岸保全整備事業の4,053万円の繰越額については、室積海岸において海岸保全施設を整備するものであり、工事実施に係る漁業関係者等との協議に不測の日数を要したほか、年度途中に交付金の追加内示を受けたことなどにより、8年度に繰越して実施しているものでございます。

繰越の対象は、室積海岸における延長31mの高潮堤防の整備工事と、8年度の養浜工事の実施に向けた島田川河口における深浅測量業務でございます。

これらの進捗につきましては、高潮堤防の整備工事については4月末に完了し、島田川の深浅測量業務についても、4月中旬に完了しております。

以上でございます。

○大田委員

室積海岸高潮というのはもう計画から15、6年たって、いまだに完成のめどは立っていないというふうに思っているんですが、国庫補助金でやるという工事でなかなか進まないのかも分かりませんが、完全に完成するのは何年先を見込んでおられるのか教えてほしいんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

海岸保全整備事業の完成時期についてのお尋ねでございます。

まず、養浜工事につきましては年間1万 m^3 ずつの投入計画としており、残りの投入量が約8万 m^3 であるため、今年度の事業を含めて、残り8か年の事業期間を見込んでおり、令和15年までの期間を想定しております。

次に、高潮堤防につきましては、養浜工事の進捗に合わせて実施することとしており、令和15年までの完成に向けて工事を進捗しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今は室積海岸においては養浜が令和15年まで、高潮対策も令和15年までと、あと7年先、それを目指してやると。それより先に工事が終わるようにぜひとも強力に押し進めてもらいたいと思っております。よろしく願いいたします。

それと、光市の移住定住についてお聞きするんですが、随分と補助金が条件によってはついていると思っておるんですが、大体、年間何人ぐらい移住定住されているか。この2、3年でもいいですが、何人ぐらいずつ入っておられるかお教え願いたいんですが。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの移住者の数でございますが、本市は補助金を使った移住者の数でカウントしておりまして、速報値にはなりますが、令和7年度は29人の方が移住しております。

以上でございます。

○大田委員

その以前、6年度と7年度ぐらいは何人ぐらいでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

ちなみに令和6年度は21人でございます。

以上でございます。

○大田委員

令和5年度は。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

34人でございます。

○大田委員

以前お聞きしたときには随分多いようなことを聞いておるんですが、29人、21人、34人と移住定住されていると。これを地域の皆さんが移住定住されてきて、地域の皆さんと一緒に今度は生活していかなくちゃいけないんですが、そのようなアドバイスちょうかコミュニケーションというか、そういうような対策というのはどういうふうにとっておられるのか教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの移住者と地域の解け込みやコミュニケーションのお尋ねでございます。

これまでも県が委嘱している光市の移住相談員にお願いし、そういう解け込みの交流のお手伝いをしていただいておりますけど、今年度からはさらに「ひかり移住コンシェルジュ」を設置いたしまして、委員が今まさに言われたように移住者と地域コミュニティの関係づくり、こういったものにも民間事業者の力を借りてより拡充させていこうと思っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

ぜひコミュニケーションにとって一体化していってもらいたいと思うんですが、移住定住者について夫婦2人とか、夫婦と子供1人とか、子供2人とか、または定年退職者が移住してきたというふうな、いろいろあると思うんですが、傾向として光市に移住される方はどういう人が多いのでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

やはり傾向としては、かつて光市におられて帰ってこられるUターンの方が比較的多いという傾向がございます。

以上でございます。

○大田委員

年齢は大体どのくらいでしょう。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

年齢はそれぞれございまして、傾向は把握しておりません。

以上でございます。

○大田委員

それと家族持ちか、夫婦2人かの傾向は。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

いろんな制度がございますので、一概には申し上げられませんが、例えば昨年度創設しました「光においでよ！住まいる補助金」は移住者を対象にした支援制度がございますが、これは光市としては若年層を呼び込もうという取組の中で、昨年度は4件の、速報値でございますが実績がございまして、夫婦と子、それと母親と子、それから夫婦と子2人、夫婦と子1人というように、ある程度ターゲットにあった方に活用いただいております。

このように、それぞれの事業にそれぞれのターゲットがございますので、そういった傾向がございます。

以上でございます。

○大田委員

私はやっぱり夫婦と子1人、子2人で来られて、お子さん共々光市にずっと定住されて、光市のいろんなことに発展と一緒にお手伝いをしてできる方が一番いいんじゃないかというふうに理想としてはそういうふうに思うわけですが、今後ともそういうような取組をされて、そういうような方が帰ってくれるような努力をしていってほしいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それと最後に、一般質問でもあった稼げる観光業というのをお聞きしました。大体、概要とかいうのはお聞きしたんですが、それに対する見込み、稼げる観光業とは何か、それは見込み、極端に言い方をすれば実際にこういう作業をしたらこういうふうに稼げる観光業よというような滞在型を延長するとかいうような答弁もありましたが、稼げる観光業の今後の具体的な方針としてはどのようなもんを考えておられるか教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

稼げる観光業については、本会議でも市長お答えいたしております。観光客を地域に呼び込んで、一人一人の消費を拡大させて地域の活性化につなげるということで、市としては市自身が稼ぐのではなくて、民間事業者に稼いでいただく環境づくりをするというものでございます。

お尋ねの具体的な取組といたしましては、先ほどから少し御説明させていただいております民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業では年間を通した体験型のイベントの展開やキッチンカーによる飲食の提供、バーベキューエリアの開放などを展開するとともに、また、カンロ飴食堂のまち光プロジェクトでは主食やデザートなど19の飲食店の参画やスタンプラリーの展開により、今委員も言われましたけれども滞在時間の延伸や観光消費につなげていく、そういった考えでございまして、今後も民間事業者が観光客から稼げることができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

観光業者が直接市にお金を落とすことは少しはあるかも分かりませんが、ほとんど間接的な収入と思うんですよね。民間事業者にお金を通じて、その民間事業者が税金を納めてもらうという間接的な、稼げると思うんですよ。それを実施するにはやっぱり市としては、どういうふうな方針で、極端な言い方をすればコンシェルジュひかりかな、違うた、ネーミングをつけてやるお菓子やら募集されておられたんですが、そねえなネーミングついたお菓子なんかも積極的に売り出すような政策を取っていってほしいと思います。それで直接的に光市内でどうしても民間事業者の方がお金を稼いで、税金を納めてもらって、それが間接的な収入源になると私はそれを信じておるわけなんです、それに対する、今ちらっと言われたんですがキッチンカーなんかそれでもいいんですが、キッチンカー自体は光市にどれだけの本店を持ってやっておられるか、キッチンカーにお金を下ろしてもよその市に持っていかれるんでは、それは稼げ

る観光業ではないというふうに感じておるわけですよ。

それから光市に金をどねえして落としてもらおうかちゅうのは考えがあるんじゃないかと思うんですが、それを今後とも押し進めていってもらいたいと思います。

これ以上追及はしませんが、ぜひとも光市に金が落ちるような政策、観光事業、いろいろやってもらいたいと思いますからよろしくお願いしますよ。

○井垣委員

虹ヶ浜の松林の中に、1年間を通して営業できる店舗を募集してまして3区画募集して応募がないような感じなんですけども、今その募集はどうなっているんでしょうか。もう募集しないのか、これからも営業活動していくのか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

民間活力活用型虹ヶ浜創出事業の募集の際に、松林内のエリアを設けて通年でという御提案をさせていただきました。結果はお答えしているとおりでございますが、現在の今後の方向性については未定でございますけども、このたび応募をいただいた4事業者のほかにも応募に至らなかったものの本事業に興味や関心を示した事業者も複数ございました。

まずは採択した2事業者とともに事業を実施していく予定でございますけども、そうした中で事業の効果であったり事業推進の中で出てきた課題、そういったものを整理分析を進めまして、改めて松林内の利活用の必要性について考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○井垣委員

区画は50平米ぐらいの大きさに3区画あったわけですけども、ちょっと狭いからやりにくいなというのもあったし、その更地から全部自分で建てなきゃいけないというのが、非常にハードルが高いなと感じていたんですね。ところがその浜辺にバーベキューコーナーがあったり、この海を自転車みたいに漕いで行く船みたいなものがあったりすると滞在時間が長くなって、喉が渇いたり、おなかが空いたりしますから、やっぱりにぎやかしのためには、そこ何かソフトクリームとか、何でもいいか、ハンバーガーでも何でもいいんですけど、そういうことがあったらにぎわうなと思うんですね。

市が、今の一昨年までやってたチャレンジショップみたいな箱も作って、水道も引いてあげて電気も引いてあげて使ってくださいみたいな状況だとハードルがすごい下がって、にぎわいの創出に影響すると思いますので、ちょっとそちらの方向もぜひ御検討いただけたらなと思います。

○小林委員

では、1点だけ質問させていただきます。事業承継について少しお聞きをしたいと思っております。

中小企業の経営者の高齢化が進む中で、全国的には平均引退年齢とされる70歳を超える中小企業の経営者のうち、およそ半数で後継者が決まっていない、こういうふうになっておりまして、事業継承は地域経済と雇用維持の大きな課題になっているというふうに認識をしております。

少し帝国データバンクの情報を見ますと、県内における後継者不在率でいきますと2022年は65.3%、2023年は60.3%、緩やかであるものの改善傾向にはあります。

こうした社会背景を踏まえて、市内事業者の事業承継の見通しについて、特に高齢経営者が多く、廃業リスクが高いと見込まれる業種や規模の傾向をどのようなデータや調査結果に基づいて把握をしているのか、現状認識のほうを具体的にお示しください。

加えて、今後10年前後を見据えた場合に事業承継が進まずに廃業に至る可能性が高い事業者数やその場合に地域の雇用生活サービスにどのような影響を及ぼすのかと試算をされているのか、可能な範囲でお示しをください。

○山田商工振興課長

事業承継についての問合せでございます。

事業承継に関する情報につきましては、全国や県単位の状況は民間の調査会社のデータ等により把握を行っておりますが、市内事業者に関しましては光商工会議所や大和商工会、市内金融機関との会合等において随時個別案件に係る情報共有は行っておりますが、具体的な数値等の把握までには至っておりません。本市の補助の下で半期に一度、光商工会議所と大和商工会が市内中小企業を対象に共同で実施される景況調査において現在直面する経営上の問題点等の質問項目がございます。

直近の調査では、高い割合ではないものの様々な業種において後継者の確保難が問題であると回答した事業者が一定数ございました。特に、本市の基幹産業である製造業において、他の業種よりも高い傾向にありました。

次に、近い将来における事業承継が進まず廃業に至る可能性が高い事業者数や地域にどのような影響が出るかなどの試算は困難で現状できていない状況です。人口減少や人手不足がクローズアップされる中、持続的な地域経済の発展やにぎわい創出の観点からも事業承継に関する課題への対応は今後ますます重要になると認識しておりますので、こうした実態調査等の在り方についても関係機関の御意見を伺いながら、他自治体の取組等を参考に調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員

実際に市内事業所の事業承継の状況というところは、いわゆる景況の調査の中で一定数把握ができていて、様々な職種においてはやはり後継者不足というところは少し課題感を持っているというところを理解ができました。

その上で、なかなか実態を把握することってのは難しいんですけども、今後いろんな機関と連携をしていくということを聞いて少し安心をしました。

この質問をする背景に至っては、やっぱり少し私の周りにも自分の事業を今後どうし

ていこうか悩まれる方もそういう御相談を受けまして、そのときにイメージできたのが県の事業であったりとか、あるいは民間のM&Aとか、そういうところを少し御紹介させていただきましたが、そこに少し行政というところが今後課題をちゃんと把握をしてどういう支援ができるかというところについてはぜひ御検討いただけたらというふうに思います。

私からは以上です。

○西村委員

それでは簡潔に、すみません1点だけ。光市物価高騰対応市民生活応援商品券、この事業について1点だけ。

一般質問でも答弁の中で少しいただきましたけれども、不在票の話等々があって今も不在票が入りながら市民の皆様のところへ届いていると、こういう状況だというふうに認識をしておりますけれども、この商品券の使用期限が6月の1日から9月30日までというふうに期間が区切られているわけですが、感覚的に少々期間が短いのではないかとといったような声も聞こえておりますが、この点に関して設定理由には何か理由があるのかどうかその辺りをちょっとお聞かせいただければと思います。

○山田商工振興課長

商品券につきまして利用期間を4か月とした理由でございます。

これまで実施いたしました令和3年度の市民生活地域経済応援商品券、それから令和4年度のコロナ克服商品券、こちらと同様に4か月間とし、物価高騰の影響を受ける市民の皆様の迅速な支援を目指したものでございます。

以上でございます。

○西村委員

恐らくこの背景には商品が手元に来るのが感覚的に遅くなっているんじゃないかというところも感覚的に受けているんじゃないかなというふうに思いますので、順次行き渡って素早く市民の生活を応援するという趣旨のものであるので、こういった期間の設定を引き続きしているというふうに理解をいたしましたので、もし市民の方からそういった問合せであったりということがあった際には、丁寧に対応していただきますようお願いいたします。

以上です。

4 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第34号 令和8年度光市病院事業会計補正予算（第1号）

説 明：海老本病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

おはようございます。今の説明がありましたところ、非常に増収につながるということで、いい取組だなと思っております。

しかし、増収になるけど増益にならないと意味がないというところもありまして、これはこの病床数のところ、障害者のところ手帳がなくても入院できるというところなんです。看護師の人数はこれによって増えたりはするのでしょうか、教えてください。

○原田大和総合病院業務課長

今回の病床変更による看護師の増員等は、現在のところ変更の予定はございません。以上でございます。

○清水委員

分かりました。

それでは、今後の見込みのところなんです。この病床をまた増やしていくのか、それとも、取りあえず今の現状のところなのかっていう、今後の見通しというか、見込みのところを教えてください。

○原田大和総合病院業務課長

現時点で、他の療養病床を一般病床へ変更は難しいと考えております。

理由ですけれども、今回の変更は、予定しております2階療養病床には、これまでも医療度の高い患者様が多かったことから、看護師の配置を多くして運用しており、障害者施設等入院料を算定する一般病床へ変更したとしても、看護師を増やすことなく変更することが可能でした。

一方で、3階・4階の療養病床については、変更した場合、現時点で看護師の人員配置を満たさないことから、変更は考えておりません。

今後においては、医療ニーズや看護師等の人員を鑑み、費用対効果を検証しながら必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。内容も分かりました。

最後に、おっしゃられたとおり、地元のニーズ、地域の周南医療圏域の中でのニーズ、

その立ち位置、大和総合病院の、そういったところも連携しながら、地元のニーズも拾っていった、増収増益につなげていっていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

以上です。

○大田委員

収益が上がるちゅうことは大変、今までずっと赤字で収益が上がらないというんですが、今回大変喜ばしいことで、1,781万円も上がるということは、大変病院にとってありがたいことだったと思うんですが、50床、これを障害者入院施設に変更するというあれは、以前から私はできたんじゃないかと思うんですが、そこんところはどういう理由でできたのか、教えてもらいたいと思います。

○原田大和総合病院業務課長

以前から障害者病床については検討を何度も繰り返し、シミュレーション等行っていました。

今回、診療報酬改定がございまして、これに伴って当院でもいろいろシミュレーションした結果、増収につながることを確定しましたので、この8月1日のタイミングで変更するようにいたしました。

以上でございます。

○大田委員

8か月で1,781万円ということは、1年間で約2,500万円も増収の見込みで、3,000万円相当の赤字の予算でしたのですが、今後はそれは2,500万円じゃったら、何百万円程度の赤字予算で済むと思うんで、それは今後も解消できるじゃろうと思うんですが、そこんところはどういうふうな、これに伴ってできるかちゅうのを何か考えがあったら、お示ししてほしいんですが。

○原田大和総合病院業務課長

今回の取組については、1つの方法だと考えております。

今後についても、いろいろな方法で収益を上げること、それから、費用もどう抑えていくか検証しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

こういうふうに赤字予算を組まれている中で、ようやく8か月で1,700万円、1年で2,500万円相当の増収を見込んでいるという、今後とも何かしら知恵が出ると思うんですよ。ぜひ行っていってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①令和7年度光市病院事業決算見込みについて

説 明：海老本病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

それでは、同僚議員の一般質問でありましたが、収益が上がっていくところで言うと、訪問看護というところを伺いました。訪問看護のもう一度詳しい状況、そして、今後の見込みを教えてください。

○田中光総合病院医事課長

訪問看護ステーションのまず活動状況について報告をいたします。

訪問看護ステーションを開設いたしました令和8年度4月から2か月間の実績ですが、令和8年4月、こちらが延べ訪問看護の提供患者数が68人、実患者数が23人、1人当たりの訪問回数が3.2回です。

続いて、令和8年の5月の延べ訪問看護提供患者数は80人、実患者数が25人、1人当たりの訪問回数が3.2回、収益が80万円といったところでございます。

この提供患者数についての保険別の割合ですが、こちらは医療保険の対象者が100%で、介護保険の対象者はいらっしゃいません。これは当院の訪問看護ステーションが、退院直後の患者さん、重症度の高い患者、専門性の高い医療の提供が必要な患者を対象としているといったところによるものでございます。

続いて、今後の見込みというところでございますが、市内には当院以外の訪問看護ステーションも開設されております。こういった訪問看護ステーションさんと競合する介護保険の対象となる患者さんや、重症度の低い医療保険の対象患者さんへ対象を拡大するといったところは、現時点では考えておりません。

看護師3.5名体制という限られた人員ですので、当院だからこそ対応できる、重症度、専門性の高い患者さんからの需要に確実に応えていく、こういったところを目標としていくというところでございます。

すみません、令和8年4月、こちらはすみません、1人当たりの訪問回数なんですけど、ちょっと3.2回と申したんですが、2.9回です。

○清水委員

ごめんなさい。これ一般質問でもあったと思うんですけど、一応もう一回確認で、看護師の人数を教えてください。

○田中光総合病院医事課長

3.5名体制で現在やっております。

○清水委員

分かりました。これ看護師の人数が、結構ぎりぎりな人数の基準だと思うんですけど、今後これを増やしていくっていう計画などはないんでしょうか。

例えば、年内には5名体制にするとか、人員基準のところを、どれだけ回られるか等もよると思うんですけど、そのあたりのちょっと計画というか、見通しを教えてください。

○田中光総合病院医事課長

現在時点で3.5名というところで、令和8年5月の時点でも、まだフルにこちらが活動しているという状況ではございません。

今後の推移を見ていく中で、需要がかなり高いということが分かれば、人増ということもあるかと思うんですけども、現時点はその辺を推しはかっているという段階でございます。

○清水委員

分かりました。本当、釈迦に説法だと思うんですけど、訪問っていうのが、やっぱり病院で勤めるよりも、看護師さんって技術を求められたりとか、結構大変な業務だったりとかして、入れ替わりがこの業界の中でも多くなっているのは、自分の中で感じております。

そういった中で、例えば2人辞めることになったっていったときに、新たな看護師さんをまた入れないといけない。そういったときに、大和総合病院で働いている看護師さんの中から、ちょっと訪問に行ってくれないかというような形で声かけをしていくのか、そういった急に辞めるときになった場合っていうのは、新たに訪問で募集をかけていくのか、それとも既存にいる施設で働いている、病院で働いている看護師さんを訪問のほうに行くのかって、そのあたりはどうなんだろう、教えてください。

○坪井光総合病院事務部長

光総合病院では、この4月から訪問看護ステーションを開設し、3.5名体制でやっておりますけれども、今後、様々な看護職員のローテーション等も人事異動等で行っていくような形になりますので、まずは光総合病院の中で対応していきたいと考えております。

それでも、患者さん等の人数が増えたり、急な対応等ありましたら、大和総合病院のほうにも相談して、それぞれで調整しながら対応していけたらと考えております。

以上でございます。

○清水委員

ごめんなさい。光総合病院って大和総合病院って言っちゃって、すみません、光総合病院の名前の間違いです。

だから、人事異動とか含めて、そういうふうに流動的に、今後、人が減ったときとかもやっていくというようなところの認識だと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

以上です。

○井垣委員

訪問介護がスタートしたのは、非常に私はいいいことだと思っています。病院に来れない人も出てくるでしょうし、足もないとか、そういう方にサービスを提供するっていう仕組みがスタートしたっていうことは、本当にうれしく思ってます。

ところで、例えば救急車に乗る救急隊員っていうのは、資格を取れば、お医者さんじゃないきゃできないような処置ができるような資格っていうのがあると聞いてますが、看護師にもそのような資格があると聞いてます。普通の看護師がやるのじゃなくて、何か資格を取れば、本来はやれないことまで看護師レベルでドクターがやるようなことをちょっとできるっていう。

これから訪問介護を充実させていく時代だと思うので、そのような資格のことは計画に入っておりますでしょうか。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○吉岡光総合病院総務課長

今現在も特定行為研修と言いまして、医師の指示を待たずに看護師が専門的な医療処置を迅速に行えるよう、実践的な知識や判断力を習得するため、厚生労働省の定めた研修制度に参加して、看護師の能力の向上を図っております。

以上です。

○田中委員

旧光総合病院の跡地について、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、今年度、不動産鑑定等行うことになってたと思いますんで、その状況について報告いただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

旧光総合病院跡地につきましては、売却に向けた準備として、令和7年度に土地の境界と面積を確定するための測量業務を終えています。

今年度に入りまして不動産鑑定を行い、現在、公告に向けた準備を進めているところです。

以上です。

○田中委員

公告に向け、準備をしているってということなんですけど、たしかこれ以前お話ししたこともある、帳簿価格が210万円だったかと思うんですけど、今後のスケジュールについてどのようになっていくのかをお聞かせいただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

帳簿価格につきましては、売却が完了した場合に、その後、補正予算において貸借対照表の土地のほうから落とします。また、帳簿価格より売却価格が高ければ、帳簿価格との差額分を特別利益として損益計算書のほうに計上します。

なお、処分前の動きとしましては、光市病院事業設置条例第6条に基づきまして、重要な資産の処分として、次回の9月議会に上程します。

以上です。

○田中委員

次回9月議会ということなんですけど、売却に向けて動きが出るのが9月ぐらいの、議会を通して動くという理解でいいですか。

○吉岡光総合病院総務課長

そのとおりでございます。

○田中委員

それで、以前から、これ病院局じゃなくて、市のほうにもなるのかもしれない。方針を示して、まちづくりに有効な活用をしてほしいっていうお話をさせていただいてたんですけど、市のほうに通っても、なかなか方針が出てこないところだったんですけど、その辺の調整も含めて、9月議会に売却方針的なものもお知らせをいただけるという理解をさせていただいていいですか。

○吉岡光総合病院総務課長

そのとおりでございます。

○田中委員

承知しました。

以上です。

○小林委員

すみません、何点か質問させてもらいます。

まず、1点目につきましては、ナフサの問題に伴う医療用手袋等の供給不安について、公立病院として材料費増や調達難の影響というのは、同僚議員の一般質問を通じて一定

程度理解はできました。

ただ、併せてお伺いしたいところが、本市の公立病院においては、こうした医療材料のサプライチェーン途絶に備えて、どのようなバックアップ体制を構築しているのか。例えば、仕入先の複数確保、代替商品の選定、一定期間分の材料確保や、国・県備蓄等の連携など、現在講じている具体的な取組と今後の強化方針についてお示しをください。

○吉岡光総合病院総務課長

光総合病院では、医療材料の供給状況について、納入業者等から情報収集を行い、不足が見込まれる医療材料について早期の把握を努めております。その中で、供給が不安定となる可能性のある注射器や点滴用チューブなどについては、一時的に院内在庫を増やしております。

また、納入が遅れているニトリル手袋については、卸業者へ代替品の提案を依頼するなど、診療に必要な医療材料が継続して確保できるよう対応しております。

なお、この手袋については、先日、国が備蓄している医療用手袋5,000万枚について購入の案内がありましたが、現在保有している在庫量から応募要件に該当しないという状況でした。

今後も、マスク、手袋、ガウン等の感染対策に必要な物資につきましては、一定量の備蓄を維持することで、緊急時の医療提供が継続できるよう備えるとともに、他の医療材料についても、引き続き納入業者と情報共有を密にしながら、適正な在庫管理に努めることといたします。

以上です。

○小林委員

状況について、よく理解ができました。一定程度の在庫を持つことによって、いろんな問題点っていうのをカバーできているということをよく理解ができました。

あとは納入業者との緊密な連携によって、在庫が不足するであろうっていうところの早期の把握に努められているっていうこともありましたし、国との連携っていう部分、5,000万枚の手袋のところ、こういうところも今回はその結果には至っていませんでしたが、そういう連携もできているっていうところでよく理解ができました。

今回のこのナフサの問題については非常に、既に病院としてもいろんなことに取り組まれているとは思いますが、やはり在庫をどの程度持つのかっていうのは非常に重要だと思います。

なので、在庫を持ち過ぎると当然利益を下げることになりますので、そこをやれっていうわけではないんですけど、やはりこういう状況を少し精査した上で、在庫の状況っていうところの一定定数どれぐらい持つのかっていうのは、しっかり病院内で検討していただけたらというふうに思います。

もう一点です。

少子高齢化や人口減少が進む中で、公立病院では医師や看護師、コメディカル職員、事務職員に至るまで、人材の確保と定着が大きな課題となっています。長時間労働や不

規則勤務など厳しい勤務環境の一方で、キャリアパスや教育体制が十分見えにくいことが、離職や人材流出の要因として指摘をされています。

こうした社会的な背景を踏まえて、本市の公立病院において、医師、看護師、コメディカル職員、事務職員、それぞれの中長期的なキャリアの形成をどのような方針で支援をしているのか。

また、キャリアラダーとか、あるいは研修制度など具体的な取組を通じて、どのように人材の定着につなげていくのか、この部分についてお示しをください。

○吉岡光総合病院総務課長

看護部門におきましては、段階的な育成プログラムであるクリニカルラダーを導入し、個々の能力に応じた確実なステップアップを図っているほか、専門看護師や認定看護師、特定行為研修等の資格取得を目指す職員に対して、研修費用の助成や勤務時間の配慮等、積極的なキャリアアップ支援を行っております。

また、医師やコメディカル、さらには病院経営を支える事務職におきましては、職員数も少ないため、看護部のような体系的なキャリア形成の仕組みは有していませんが、それぞれの職種に応じた学会・研修参加を支援し、より専門的な技術が身につけられるよう、中長期的な視点に立った人材育成を努めているところです。

加えて、当院には様々な委員会活動があり、その中で感染・防災・接遇といった職種を問わず必要な研修も随時行っており、業務の都合で参加できない職員が、院内eラーニングで受講できる体制も整えております。

このほか、育児や介護のような個人の事情に応じた短時間勤務制度の活用や、夜勤免除等の多様な働き方を推進することで、ワーク・ライフ・バランスを保ちながらキャリア形成が続けられることにより、職員の離職防止と定着に努めています。

以上です。

○小林委員

非常に人材の定着につながるような研修が行われているという部分と、多様な柔軟な勤務体系の下で働きやすさ、ワーク・ライフ・バランスのところについても、しっかりと努められていることがよく理解できました。

以前から私、このキャリアパスのことについては御質問させていただいていて、やはりこれは病院だけではないんですけど、民間等でもやっぱり今せっかくいろんな投資をして、いわゆる人材に対して投資をしたけど、結局そこが外に出てしまうと、すごくもったいないので、しっかりとそこで働いている人たちが、自分がどういうキャリアを目指せるかっていうところをしっかりと見える化をしていただく。

さっきクリティカルラダーっていうのも、まさしくそのことなので、それをぜひ引き続きやっていただきたいていいうところと、あとは直属の上司としっかりとコミュニケーション取っていただいて、職員一人一人がどういうキャリアを描きたいのかっていうのをしっかりと把握をしていただいて、一人一人に合った、確かに職員少ないっていうところもありますけど、職員に合った、いわゆるキャリアっていうのを構築をしていた

だけたらというふうに思います。

以上です。

○大田委員

まず、以前もお聞きしたんですが、光総合病院は看護 7 対 1 じゃったのが、今 10 対 1 になって収入が減ったというふうにお聞きしたら、夜間看護手厚くしてるから、それほど収入が減ってないというような答弁いただいておったんですが、7 対 1 から 10 対 1 したら、どのぐらいの減収になるんですかね。

○田中光総合病院医事課長

すみません、新報酬のちょっと改定後の資料を持ち合わせてないんですけども、改定前の資料で言いますと、7 対 1 から 10 対 1 に変更後、夜間の看護師の配置加算、こちらを取得したことで収益としてはプラスになっています。

○大田委員

それなぜ夜間看護加算っていうこと、なぜ昼も 7 対 1 にならないのか、ちょっとそこんどこ理解しにくいんですがね。それは看護師の人間が足りないのか、それとも何ができなくて 10 対 1 になったのか。

○田中光総合病院医事課長

こちらに関しては、10 対 1 の施設基準しか国の基準上ちょっと通らないというところで、配置としては昼間も 7 対 1 相当の配置が、その当時もございました。

ただ平均在院日数、こちらが基準をちょっと満たしていないというところで、7 対 1 の配置があっても、国のほうで 10 対 1 の配置までしか認められないというところで、10 対 1 の入院基本料を算定するようになったといったところでございます。

○大田委員

7 対 1 から 10 対 1、国の基準を満たしていないという理由は、よくそこんところ、私よく分からない。7 対 1 で始めて、それんときには 7 対 1 で認められちゃったの、途中で 10 対 1 になった。基準を満たしてない。

それが、光市は 7 対 1 で基準を満たしてるから 7 対 1 になっちゃったと思うんですが、途中で基準が変わったんですか。

○田中光総合病院医事課長

こちらに関して、前回の診療報酬の改定に際して、それまでは患者さんの平均在院日数、こちらが 18 日でその基準は満たしておったところが、16 日、患者さんが 16 日で帰っていないと認められないというところになりまして、そこで基準を初めて満たさなくなったというところで、10 対 1 に変更をしたということでございます。

○大田委員

患者が、光は18日入院しちよるところを、国は16日の入院しか認めないというので、今、光は18日の入院を認めちよるから10対1になったという解釈に、今、私はそういう解釈したんですが、それでいいんですかね。

○田中光総合病院医事課長

18日を認めたというよりは、退院した患者さんの平均値を取ったら18日であったと。そういった実績では満たさないというところで、16日でないと満たさないというところで、10対1にしたというところでございます。

○大田委員

それは、平均日数、入院患者数が18日ということは、それだけ重症な患者がおるから、16日で退院させなくて18日以上になったという解釈になるんですが、それでその解釈でいいんですかね。

○坪井光総合病院事務部長

光総合病院を受診される患者さんも、確実に高齢化しております。1つの疾病によって、例えば手術とか入院をされた方であっても、複数の慢性疾患を抱えている方の割合が高くなっておりますことから、状態が落ち着かれ、退院されるまでの期間っていうのも必然的に長くなってきているといった状況でございます。

○大田委員

入院患者さんが今のあれでは高齢化しちよるから、割合、複数の病床が出てきたから、入院患者が18日以上に平均でなったという解釈になる。それだったら分からないでもないんですが、夜間の充当がすごく高いから、夜間看護の比率を高うしてもろうたちゅうのは、それちょっと詳しく教えてほしいんですよ、そこんところを。

○田中光総合病院医事課長

前回の診療報酬の改定時点で7対1の基準を満たす人員がいたというところと、そこを10対1まで国は認めてくれないので下げなきゃいけなくなった。そこで余った余力といますか、そこを夜間の看護配置のほうに振り分けて、そこで基準を満たしたというところでございます。

○大田委員

単純に考えると、看護師数を増やしてから手厚く診たというふうに、単純に考えると、そういうふうに解釈できるんですが、ちょっとそこんところ、もう少し詳しく教えてほしいんですが。

○田中光総合病院医事課長

新たに看護師数をプラスして、この基準を満たしたというよりも、7対1相当の看護師、こちら配置がもともとございました。これを10対1に変えたという、その差分、この余力を夜間の配置のほうに回したといったのが現状でございます。

○大田委員

それによって夜間の充当数が上がったから、普通の7対1よりも10対1して、収入が7対1よりも今んところは増えておるとい、そういう解釈になるんですが、それでよろしいんですかね。もう一遍、お聞きするんですが。

○田中光総合病院医事課長

診療報酬の改定前までは、その認識で結構です。

○大田委員

それと、初診料が要らなくなった、この4月から。2か月、3か月近くたってんですが、入院じゃなくて受診者、あれはどのぐらい増えたのか、教えてほしいんですがね。

○田中光総合病院医事課長

選定療養費の発生がなくなったというところで、初診料に関しては従来どおり費用はかかるというところです。

患者数についてですが、ちょっと病院のほう、周知がまだ至らなかったのか、大きく増加というところには至っておりません。

○大田委員

初診料を要らなくなった……。

○委員長

紹介診療が……。

○大田委員

いや、紹介初診料で、初めて行くのが初診料が7,000円かかっちゃった。それ今、もっと下がるとははずなんですが。下がってますよね。違いますか、初診療。7,000円じゃなくて下がってるでしょ。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

患者数は増えたと思うんですが、統計を取ってないというふうに、ちらっと言われたと思うんですが、1か月ごとに統計取るんじゃないんですか。

○田中光総合病院医事課長

統計のほうは取っておるんですけど、今、その資料をちょっと持ち合わせていないので、はっきりしたところは申し上げられないんですけども、若干減っていたか、ほぼ同数だったか、初診患者に関してはそのくらいであったかなと思います。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・

○田中光総合病院医事課長

初診患者さんに関しては、若干やっぱ減っておるんですけども、外来患者さんについては、4月増えております。こちらも若干ですけど、増えております。

○大田委員

紹介料がないから、初診料だけで済むから増えるから、それ199床にしましたという議会と言われて、患者が増える見込みでありますということであったんですが、若干増えたという、あまり増えていないような感じでもあったんですが、そこんところもう少し、外来患者が信頼を得て診に来てもらうようにしてもらいたいと思っております。

次に、緩和ケア病棟についての入院、それ新築るときには、退院を目的とした緩和ケア病棟を開設するというふうに、我々議会のほうには説明があったんですが、今、大体何人ぐらいの患者が入院されて、退院された患者さんというのはどのぐらいおられるのか、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○田中光総合病院医事課長

緩和ケア病棟の直近の状況について、まず報告いたします。

患者数については、令和6年度の延べ患者数が1年間で2,650人、令和7年度の延べ患者数が3,382名であり、増加傾向にあります。一月当たりの平均患者数では、令和6年度、こちらは221人、令和7年度281人、令和8年度5月末時点で320名というふうになっております。

退院患者さん、こちらちょっと正確な数字ないんですけども、退院までの日数については、直近の3か月の実績で、5月の平均在院日数は35.2日、4月の平均在院日数が35.4日、3月の平均在院日数が27.1日っていうところで、通年でも20台の後半から30台の後半までの日数で、大体患者さんは退院されているといったところでございます。

○大田委員

これは今、20床に対して何人ぐらい。

○田中光総合病院医事課長

1日平均の患者数では、令和6年度が7人、令和7年度が9人、現時点で9.5人といったところでございます。

○大田委員

たしか20床じゃったはずなんです、緩和ケア病棟の病床数は。違いましたかね。20床ですよ。

それで、平均7人と9人というふうになってるんですが、それ中で退院は、よく何か知らん、ごそごそと言われてよく分からなかったんですが、どのぐらいおられるか。

また、7人か9人、1日当たりっていうのは、随分少ないように感じておるんですが、そこんところはどういうふうになされようとしてるんか、お聞きしたいと思うんですが。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○田中光総合病院医事課長

緩和ケア病棟を担当します医師や地域医療連携室の職員により、緩和ケア病棟への患者の紹介増を目指した取組、こちらが功を奏してまして、毎年患者数は今増えております。

今後も引き続き、こういった努力を続けていくことで、さらなる患者数の増加につなげたいというふうに考えております。

○大田委員

それと、退院ですが、亡くなって退院されるのも退院じゃろうと思うんですが、生きて、生きて言うたら言葉遣い悪いかも知れませんが、病床が快方に向かってちゅうか、現状維持のままで退院というか、その振り分けは教えてもらえませんか。

○田中光総合病院医事課長

すみません、本日そのような資料をちょっと持ち合わせておりません。

○大田委員

資料を持ち合わせてませんという、そりゃ言われたんですが、本当はそのぐらいは資料を持ってきて当然と思っておるんですが、後でいいから資料を見せてください。

それと、今現在、光総合病院は資本金が21億円、大和総合病院が41億円あるように大体記載されておるんですが、今も現在はそれ現金であると思うんですが、そこんところはどねえなんでしょうか。

○坪井光総合病院事務部長

資本金について、今も現金で持っておられるかということで問合せをいただきましたが、この資本金なんです、病院の例えば建物や医療機器などを整備するための事業の元手とするために市から出資を得たものとなります。

今、光総合病院で計上している資本金というのは、設立当初のものも少しはございますけれども、ほとんどが新病院の整備に係る出資を受けたものとなっております、こちら全て病院の建物や設備などに充てられておりますので、この額が現金として残って

いるものではございません。

以上でございます。

○国広大和総合病院事務部長

大和総合病院も光総合病院と同じように、41億円余りの資本金ございますけれども、こちらのほうはキャッシュが今あるというわけではございません。

以上です。

○大田委員

そういうふうにいるいろいろな資本金を使われておって、今現在そりゃ、そういうな機器なんかにはそろった資本金で、一応名前だけは21億円あるというふうな理解になるんですが、それでよろしいんですかね。

○坪井光総合病院事務部長

この資本金という表記は、貸借対照表、バランスシートのほうに出てくるものですが、貸借対照表の見方としまして、左側の借方っていうのが現在ある資産になります。その資産を形成している元となったお金の内訳っていうのが、右側の貸方に出ております。

この元となったお金の内訳として、右側の貸方に負債や資本金などというのが示されておりますので、これらは今は資産に形が変わっているものでございます。

そのため、今の時点で幾ら現金・預金があるかということにつきましては、借方の資産の内訳である現金・預金の額となります。

以上でございます。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○大田委員

資本金はいろんな建物やら、何ちゅうか、機器なんかに使うて、今現在はなかなか表面上的には出てきてないような答弁だったと思うんですが、今後の見通しとして光総合病院は、大和は50床の増床されて1,700万円ほどの増床をされたんですが、光はそこんところはというふうに考えておられるのか。

○坪井光総合病院事務部長

光総合病院につきましては、現在、経営改善というのが喫緊の課題ということをお認識しております。

医療圏における光総合病院の役割を担いつつ、地域ニーズの変化に応じた見直しを随時行いながら、必要な医療を提供することで、この収支改善を図り、不採算な医療、政策的な医療も守り抜きながら、引き続き市民の安心安全の砦としてあり続けていくということが必要と考えております。

そのためにも、経営強化プランに掲げる現在の取組を着実に進めていくことが、当面

の目標としているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

強化プランのあれに向けて、いろいろやっていこうというふうに私は取ったんですが、具体的に何例かあるんじゃないかって教えてもらいたいんですが。

○坪井光総合病院事務部長

まず取り組むべきことは、収益のうち、入院収益、病床利用率を上げていく必要があると思っております。

昨年度から、院内の経営改善会議の中でも話しておりますが、超急性期の病院からの下り搬送を受け入れたり、レスパイトやメンテナンス入院を受け入れていくというところで、まずは入院患者数を増やしていったところなんです。

また今、経営改善についてのコンサルも入れて、今後どうしていこうというところを話し合っているところです。

これらも踏まえて、今後、まずは入院収益、病床利用率の向上を目指していきたいと考えております。

○大田委員

いろいろ考えておられるみたいですが、やっぱり一番は、私は外来患者増やすんと、入院患者が増えるのが、一番収益に一番直結してるんじゃないかと思うんですから、それをできるような体制づくりが一番大事じゃろうと思ってますから、それに向かって努力していただきたいと思います。

それは大和総合病院でも大体同じじゃろうと思いますので、そのほうもよろしく願いしたいと思っております。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第41号 市道路線の廃止について

説 明：山本土木課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第42号 市道路線の認定について

説 明：山本土木課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

樋ノ口2号線にしても協和町3号線にしても、今までお聞きしておったところでは行き止まりのところはUターンができるように拡幅するように、一応、お聞きしておったんですが、このたびのところの線では、協和町7号線はUターンができるようになっているんですが、3号線と樋ノ口2号線はそれが書いていないんですが、そのところはどのようなふうな解釈をしたらいいのか教えてください。

○山本土木課長

回転場について御質問をいただきました。

回転場につきましては市道の認定の要件というものがございまして、袋状の道路である場合、道路幅員が6m未満の場合は回転場を設置するようになっております。

今回、お諮りしている道路につきましては、70ページの市道路線認定調書を見ていただきますと、幅員のところに記載がありますように御質問の2路線については6m以上の幅員でありますことから、回転場の設置は市道の認定の要件にはあたらないと考えております。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第32号 令和8年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：山本土木課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

報告：①令和8年度の山口県関係事業について

説 明：山本土木課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

すみません。1点だけ、番号1番の光柳井線についてお尋ねできたらと思うんですが、前年度末ぐらいに橋梁が見えてくるのではないかというようなイメージで思っていたんですけど、今回、この予算が上がっている部分で計画どおりにその工事が、今、進んでいるのかどうかを確認させていただけたらと思います。

○山本土木課長

瀬戸風線について、橋台設置に関する御質問でございます。

現在は、虹ヶ丘側からＪＲ山陽本線を越え、国道188号へ接続するオンランプ橋の海側橋台を設置するための仮設工事を行っているとのことでございます。仮設工事完了後にオンランプ橋の海側橋台の本体工事に着手する予定とのことでございます。

以上でございます。

○田中委員

それは計画どおりに工事は進んでいるという理解でいいんですか。

○山本土木課長

計画どおりに進んでいると承知しております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。ありがとうございます。

○大田委員

2番の光日積線の歩道設置工1億500万円は、もうこれで終わりなんですかね。まだ続く予定なんですかね。

○山本土木課長

光日積線の岩田工区の歩道設置ということでございます。

この区間の具体的な整備の完了時期というのは現時点ではお示しできないということで、未整備箇所の早期完成に努めてまいりたいと県からは説明を受けております。

以上でございます。

○大田委員

まだ舗装を全部していないから舗装も入っているんだろうと思うんですが、まだ草場の池のところが大工事だろうと思うんで、しっかりと市のほうから請求をしていてもらいたいと思います。

また、11番の光井島田線がなかなか進まないんですが、見込みはどのぐらいなんでしょうかね。

○山本土木課長

県道光井島田線についてでございます。

山口県によりますと、上島田と光井の両側から整備を進め、現在は畑地区の約680mが未整備区間となっております。

この区間につきましては切土工事が中心になっておるということで、工事が進むにつれ計画道路と山との高低差が大きくなり、これまで以上に切土工事に要する土量等も増えてくることから、今後も一定の期間を要するということが見込まれるとのことでございます。

以上でございます。

○大田委員

光井島田線は一番難所の掘割のところが残っているんですよ。全く手をつけていない状態で。今からまだ今の答弁だったらいつになるか分からないというふうな感じだったんですが、これも市のほうから強烈的な請求をしていてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

報告：②令和7年度光市下水道事業決算見込みについて

説明：中本下水道課長 ～別紙

その他（建設部関係分）

質 疑

○新見委員

現在、出水期にも入りまして、大雨や台風などに備えて市民が浸水対策として土のうを必要とする場合があるかと思います。土のうを必要とする市民に対して、現在、どのような対応がなされているのか。また、土のう袋の配付場所、土を入れる場所、利用方法、市民への周知方法について、併せてお示してください。

○山本土木課長

土のうの支給に関するお問合せをいただきました。

市民の方々の自助、共助による被害軽減を目的に、市民が主体的に行う水防活動を支援するため土のうステーション事業を行っているところでございます。

土のうステーション事業は、平成30年7月豪雨で大きな被害を受けた島田川沿岸流域の市民の方々が自宅の近くで土のうを作成し水防活動に活用できるよう、土のう作成に必要な土のう袋や土砂といった資材と作成する場所を提供するもので、三島、周防の各コミュニティセンターで土のう袋の支給を受け、周防、三井、上島田の3地区の4か所に設置した土取り場において土のうを作成していただき、水防に役立てていただいております。

土のうステーションについては、三島、周防のコミュニティセンターから各自治会へ情報提供をしておるところでございます。

以上でございます。

○新見委員

土のうステーションが4か所あること、また土のう袋についてはコミュニティセンターで配付していることを理解いたしました。必要とする市民が迷わず利用できるように、引き続き周知等をよろしく願いいたします。

引き続き、土のうは浸水被害を未然に防ぐための身近な対策ではありますが、実際に準備するには土のう袋の入手、土を入れる作業、運搬、設置など一定の労力を必要とするかと思います。

特に、高齢者のみの世帯や単身世帯、車を持たない世帯などについては、自力で土のうを準備することが大変難しい場合もあるかと思います。こうした世帯への支援や土のうをより利用しやすくするための今後の改善について、本市としてどのように考えておられるのかお示してください。

○山本土木課長

土のうステーションの設置は、平成30年7月豪雨を教訓に令和元年度から試行的な取組を始めました。

当初は、作成した土のうを配備し、使用に当たっては市役所等へ連絡していただくよ

うお願いしていたところですが、連絡がないままの無断で土のうを使用されることも多く管理が難しくなったことから、令和3年度からは、現在の土のう袋の支給を受け、土取り場で土のうを作成する手法に切り替えたところでございます。

市民の方々の自助、共助による被害軽減を目的としていることや令和元年度からの試行的な取組により、土のうを受け取り、土取り場で土のうを作成する現在のやり方について市民の方々の理解が進み、またこの方法が定着してきているものと認識しているところでございます。

こういった経緯から、現在の方法で実施をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

現状でのお考えにつきましては理解いたしました。実際、高齢者のみの世帯等につきましては本当に負担が多い面もあるかと思しますので、一定数量は真砂を詰めた状態の土のうとしてコミュニティセンターで配付できるような検討のほうをしていただければと思います。

以上です。

○清水委員

それでは、建設業のICTのことについて伺いたいと思います。

ICTは「Information and Communication Technology」情報通信技術のことになりまして、建設業ではドローンとかGPS、三次元データ、AIなどを活用して、測量、設計、施工、維持管理を効率化して生産性や安全性を向上させる技術のことでありまして、建設業のICTは単なる機械化だけではなくて担い手不足への対応や災害対応力の向上、生産性向上を実現するための重要な手段であるというところになります。本市としてICTの導入状況はどういった状況か。まず教えてください。

○山本土木課長

土木工事におけるICTのことについての御質問でございます。

土木課が発注する工事の多くは小規模の施工数量の現場が多く、導入コストとのバランスや様々な工種が組み合わさっているなど、単にICT技術を導入しただけでは効果が出にくいといった特徴もございます。このことから、ICTを活用した工事の実施は限定的であるものと認識しているところでございます。

ICTの活用工事につきましては、土木課が所管する工事におきましては発注時に国や県が定める要領に基づいて工事を実施するICT活用工事として発注はしておりませんが、契約後に受注者からICT活用工事の実施の申出があった場合は、受注者と協議の上、実施しているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。小規模なものとか様々な工種があつて市の工事は限定的だということで費用対効果のところということだと思ふんですが、とはいえ、ICTは本当にここ近年、目まぐるしく進化しております。これは本当に建設業界も先ほど申し上げたとおり担い手不足とかというところで、技術力がどんどん、やっぱり職人さんが減っていつて下がっておるという現状があります。それを補うためのICTの活用になっております。

今、課長の答弁から発注時にICT活用はやっていないというところで、その後にICTを使うよというところは許可しているというか、いいよというところであつたんですけど、これは県の工事とかだと受注者希望型という形で、受注した、落札した後にICT使いますか、使います、では追加で予算をここはつけますというような受注者希望型というような形も取っているんですが、本市としてはそういった後押しするような取組というのは、今のところはしていないということでしょうか。

○山本土木課長

県の発注のような受注者希望型とか発注者指定型というのは、現在、取組はしておりませんが、契約後にICT工事の対象として対応しているところでございます。これにつきましては、ICT工事としてされた場合は検査時の評定点にも反映をさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。検査時の評定点に入れていくというのは非常にいいかなと思いました。今、受注者側のところは分かったんですが、行政、発注者側としてはICTの利活用というのは、今、どういった状況なのか教えてください。

○山本土木課長

ICTを導入するに当たっては、データを取得するための計測機器や測量機器、取得したデータを処理するCADなどのソフト、そしてこれらを使いこなす職員の確保が必要となります。

また、先ほど御説明したように本市が発注する工事は小規模の施工数量の現場が多く、導入コストとのバランスなどを考えると工事を発注する側においてもメリットが出にくく、これらが課題となっているところでございます。

しかし、今後、さらに業務の効率が求められる現状においては、ICTをはじめとするデジタル技術の活用を進めていく必要があるため、調査研究を行っているところでございます。

発注者側においても、ICTをはじめとするデジタル技術の活用を進めるための取組を進めているところでございます。

一例を御紹介させていただければ、昨年の7月には、県により「内製化への一步～3D～」と銘打った地上レーザースキャナーやモバイルスキャナーなどの最新測量機器などを体験できるイベントが本市で開催されました。その際には、本市の技術職員が積極的に参加し、最新の3D技術を体験したところでございます。

今後とも、ICTをはじめとするデジタル技術の活用による効率化について調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。いろいろな課題があるということも分かりまして、とはいえ、調査研究を行っているという前向きなところも聞けました。

先ほど申し上げたとおり、このICTは本当に近年は、去年、最新だね、すごいねと思っていたものが、もう今年はそれも古くなって、さらにすごいものが出ていたりします。

さっき発注者側のところも言いましたけど、確かにいろんな課題があって、先ほど僕が言った県の事業でも、では、例えば1,000万円の予算があると、しかしICTを発注者の希望型にすると、例えば100万円は後からつけるとなると、1,000万円でやろうとすると900万円の工事として、またプラスで100万円つけて1,000万円にするという形で、本当は例えば1kmの工事がしたかったのを800mにするのかとかいろんな課題が出てくるとは思うんですが、これも年に1本とか、ぜひ私としてはこういった後押しするようなものをぜひ検討いただきたいということ、あとは発注者側のところも、私が数か月前に展示会を見に行ったときには、土砂が崩れたと、それをスマホのアプリ、システムに入れておいて、そこにかざすと何 m^3 の土砂が崩れて、50 m^3 がここは崩れているねというのがもう一瞬で分かるというものとかもあります。

そんなに高くない予算のものだったりとかあります。こういったものというのは本当に災害時とか、そういったときに物すごくいいなというのは感じましたので、ぜひこういった発注者側のところもぜひ調査研究を、こういったものがあつたらいいなというところをやっていただきたいと思います。

もう一つ、すごく分かりやすいもので言うと、もう地面を掘ると、タブレットで地面をかざすと下に入っているものが全部分かるんですね。水道管、下水管、あとは危ないガス管とかNTTの管とか、そういったものも、もうここにこういったものがあるね、それを重機に取り込んだらもう自動運転で管を傷つけないで掘削していくといったものもあります。

ただ、これは1回、それをその工事でスキャンしないと、もう1回してしまえば、その後、未来永劫そのデータが使えていけるというのがあって、費用対効果のところもありますし、ではICTを入れていないところが不利になるじゃないとか、そういったところもあるんですが、もうぜひこれはいろんな課題があるにしろ導入して行って、市としては後押ししていくことで災害時のところもそうなんですけど、この担い手不足のところの課題の解決にも取り組んでいけると思いますので、ぜひ引き続き調査研究を行

って前向きに考えていただければと思っております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

虹ヶ浜の市道浜線についてお聞きできたと思うんですけど、梅雨時ということもあって排水口が虹ヶ浜の浜線についてはよく詰まることがあって、梅雨時の雨水対策としてそういったチェックをしたりとか、また排水口の中自体が詰まって排水していないとかで、今朝も池になって皆さん回避しながら通行していたんですけど、そういったことの対応は、毎年のことだと思いますが、どのようにされているのか教えていただけたらと思います。

○山本土木課長

御質問の市道浜線やその周辺の道路沿線には多くの松が植樹されており、市道に落ちた松葉が排水ますなどに詰まることが懸念されていることは承知をしております。このことから、土木課では虹ヶ浜海岸沿いの市道浜線やその周辺の市道については、清掃車による松葉の除去や排水ますの清掃などを毎年行っているところでございます。

今年度は、清掃自動車を使用した清掃を4回、ますの中の清掃を1回予定しており、落ち葉の状況などを見ながら適切な時期に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

清掃車につきましては景観対策ということもあって、松葉が排水口のほうに集まらなくなるんです。特にこの梅雨時の雨、台風の時もそうなんですけど、そういったときには特に詰まることによって雨水がたまるということもありますので、時期を見ながらというか、そういった時期に合わせて、ぜひ排水口のほうの抜けチェックと清掃も行っていたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、あと浜線のほうで、浜線と松林の間に植樹ますがあって、その木がどんどん茂ってきて危ないんじゃないかというような声も届いているんですけど、あの間の植樹については、どこの管理になっているのかというところから管理状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○山本土木課長

市道のほうに出ている樹木の枝等につきましては、現地を確認の上、通行の支障とならないように対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。建設部のほうで対応していただけるということで、よろしくお願いいたします。

もう一つお聞きしたいのは、下水道のほうでお聞かせいただけたらと思うんです。デザインマンホール蓋のお披露目から数か月が経った状況なんですが、その反響についてお聞かせいただきたいのと、その後の取組としてお披露目会のときも市長も前向きに、取材陣のほうからマンホールカードのお話なんかも出る中で前向きに回答されていたと思うんですけど、マンホールカードの取組についても一緒にお聞かせいただけたらと思います。

○藤岡下水道課下水道技術担当課長

下水道マンホール蓋の反響についての御質問にお答えします。

今年3月17日にデザインマンホール蓋の発表会をして以降の反響につきましては、デザインマンホール蓋の設置箇所について、市内の方はもとより県内外の方から電話やメールでのお問合せや来庁される方がいらっしゃいました。

また、個人のインスタグラムなどのSNSに本市のデザインマンホール蓋の写真が掲載されているものを確認しております。そのほか、光市観光協会にマンホールカードを求めて来られた方やマンホールカードの作成の予定はありますかというお問合せがあったと聞いております。

ほかにもテレビ局のクイズ番組、BS10の「パネルクイズアタック25」の出題としてデザインマンホール蓋の写真を使用したいとの連絡もあったところです。

次に、今年度のデザインマンホール蓋の取組について主に4つございます。

1つ目は、今回作成したデザインマンホール蓋には伊藤博文公が描かれていることから、市教育委員会文化・社会教育課文化振興係と伊藤公資料館と連携し、伊藤公資料館の受付に設置された二次元コードをスマートフォン等で読み取ることで取得できる入館日入りのデザインマンホールのデジタルスタンプとして活用するなど、その魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

2つ目に、人々の健康と安全を支える重要なインフラでありながら、日常生活の中ではあまり注目されることのないマンホール蓋に光を当てる「日本マンホール蓋アワード」の選考部門の新人賞にエントリーいたしました。

3つ目に、書籍の掲載についてです。今年、出版予定の全国各地の御当地マンホールを多数紹介する「日本ご当地マンホール大全」へ、大和町が作成した第二奇兵隊のマンホール蓋と併せて、今回作成したデザインマンホール蓋も掲載していただくこととなっております。

4つ目として、公開型GIS「ひかりピカピカマップ」へ、観光・文化財情報として掲載する予定としております。

そのほか、今後の取組につきましては、デザインマンホール蓋を地域の魅力発信や誘客促進にどのように活用できるか、関係部署とも連携、協力を図りながら効果的な情報発信の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○田中委員

今、お聞かせいただいて、思った以上にすごい反響があったんだなということにびっくりしております。そして、またマンホールカード等についての期待もすごく大きいんだなということで聞かせていただきました。

今、4つの取組があるよということだったんですけど、1つは、当初から求めているGISと連動してやっていただいたほうが探しに行くほうも探しやすいということなので、それは早急に対応していただけたらと思う部分と、あとマンホールカードについて、今後という部分は検討にはなるのかもしれませんが、伊藤公という部分でキーワードがやっぱりあるので、伊藤博文公は9月に資料館のほうも企画展等が始まると思いますので、そういったタイミングに合わせての発表とかも相乗効果につながっていくのかと思いますので、タイミングを見ながら今の流れを途切れることなく観光につなげていただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。

また、マンホールカードを渡すのも、どうしても担当としては負担になるのかなというところもありますけど、観光協会で渡したりとかという事例もたくさんある中で、例えば伊藤公資料館でももらえるよとかになれば、それもまたもらいに行く一つの魅力にもなるかもしれませんし、そういったこともいろいろと検討しながら前向きに取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○西村委員

それでは、1点だけ御質問させていただきます。

近年、道路のポットホールとかもそうなんですけれども、それよりももっと大きい陥没、道路の下が砂が抜けて、もうアスファルトがぱかっと落ちているという事案が全国的にもかなり増えてきているというふうに承知をしております。

私が調べたところでは、そういったポットホールみたいなものを除いて、全国的に大体年間1万件ぐらいそういったのがあるという情報もあるんですけども、そういった意味合いで本市の状況について確認をしたいというところでございまして、主にLINEの通報機能とか、そういったもので道路の状態とか様々な方法で把握をしていらっしゃると思うんですけども、その状況について、今、どのようになっているのかお伺いいたします。

○山本土木課長

LINEアプリによる通報件数でございしますが、令和7年度のLINEによる道路に関する通報件数をお答えさせていただきます。

道路に関する通報件数は42件ありました。そのうち市道に関するものは28件でございします。市道関係の28件の内訳は、陥没やポットホールなどの異常が13件、側溝の異常が6件、支障木の関係が8件、その他、道路のり面に関するものが1件でございします。

以上でございします。

○西村委員

L I N E のほうでは28件ほど道路に関する通報があつて、そのうち13件がポットホールとか陥没だということかというふうに理解をいたしました。

ポットホールとか陥没は大小様々あると思いますが、私の身の周りでもやはり抜けたとか、民地の中で抜けたという事例もちょっと増えてきているなというふうに肌感で感じます。

これを事前に察知してというのはちょっと難しいところがあるかと思いますが、L I N E での情報の提供、あるいはパッカー車に導入している路面のA I の解析装置であったりとか巡回とかも通じて、見つけた際にはどうか情報が入った際には迅速に対応していただきまして、市民の生命と財産を守っていただきますようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○大田委員

最近、雨が増えてきて、道路横の木ないし竹なんか道路のほうに倒れてきてというのを再々見かけるんですが、草刈りなんかでは、普通1 mとかお聞きしているんですが、そのほうまで草刈りなんかというか竹切りというか、そういうのは今後はどのようにされようとしているのかお教え願いたいんですが。

○山本土木課長

道路の草刈り等、今後、どうしていくかという御質問でございます。

高尾鍋倉線、大和農免線、周南広域農道、こういった幹線的な役割を果たしている市道などについては、委託により草刈りをしているところでございます。また、道路に出てくる支障木、枝等につきましては、現地を確認の上、通行に支障にならないように対応しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

道路に支障がないと言われても、最近、道路を横断して市民の方がそれに接触したという報告もあったんですが、そういうふうに、今現在、雨が降る中、多い中、だんだんそういうのが出てくる可能性が高いんですが、そういうようなところを年間委託ではなくて、今からまた梅雨時期になると雨が増えてそういうのが多数出てくる可能性があるんですが、やっぱり公有地の場合なんかは斜面の上まで伐採と言いますか、あれをするようなことをしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、そのところはどういうふうに考えておられるんですかね。

○山本土木課長

周南広域農道におきましては、一部の箇所においては、今、委員さんが言われました

ように斜面の部分も草刈りというか、木の除去もしている状況でございます。状況を確認しながら適切な対応を今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

農道はそういうふうになっているというふうには言われているんですが、木が垂れ下がって3.5m以下になったら伐採するようなことを以前は言われているんですが、結構下がってきているわけです。そういうような対策はどのようにされるんですか。

○山本土木課長

降雨時は状況により、職員がパトロールを実施しております。木などの垂れ下がりがひどい箇所については順次対応しているところでございます。市のほうでは建築限界として4.5mという基準も見ながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

私の記憶が違うんかも分かりませんが、以前は3.5mとお聞きしていたんですが今は4.5mと言われたんですが、以前は3.5mと、私の記憶違いですかね。

○山本土木課長

記憶違いかどうかはちょっとお答えできないんですが、建築限界としては車道は4.5m、歩道は2.5mというふうに認識しております。

以上でございます。

○大田委員

そこが垂れ下がってこないようには努力していつてもらいたいと思っております。

また、先ほども同僚議員が言っていたんですが、A Iによって市道なんかの表面を探索しておられて、以前は59%の市道をカバーしておられるというふうにお聞きしておるんですが、今、そのA Iによって、日本語で言ったら穴が開いているとか、ひび割れがしているとか、亀の甲状にひび割れするとか、下がっておるとかという状態なんかをどのように把握して、どのような方法でそれを補修しているのかお教えいただきたいんですが。

○山本土木課長

路面情報A I解析システムについての御質問でございます。

この路面情報A I解析システムは、市内を走行するじんかい車に搭載したスマートフォンで路面を撮影した画像情報をA Iで解析し、舗装の損傷などを見つけ出すことにより効率的な維持管理を行おうとするものでございます。

令和7年度におきましては、7月、8月、11月、2月にこのシステムの運用を行っております。この間、おおむね6割の市道をカバーし、約4万7,000件の画像を取得しA

I 解析により約1,600件のポットホールを検出を行い、このうち150件については早急に、常温合材を使った補修等の対応を行っております。

以上でございます。

○大田委員

それは昨年度の大体の件数なんですかね。それとも、今、4月から今現在においてですかね。

○山本土木課長

先ほど申した数字は、令和7年度における数値でございます。

以上でございます。

○大田委員

それで、その金額は幾らぐらいかかったんですかね。

○山本土木課長

路面情報A I 解析システム業務委託料として54万7,800円でございます。

以上でございます。

○大田委員

それは、A I 解析することにおいて54万7,800円かかって、今、150件補修されたというように答弁されたんですが、その150件補修された金額と残りの件数はどういうふうにしておられるんですか。

○山本土木課長

150件の補修対応につきましては市の職員が補修を行っております。常温アスファルト合材というものがございます。これを使用して補修しております。残りの150件以外のところでございますが、A I システムで約1,600件のポットホールを検出したというふうにお答えしました。このうち軽微なものやポットホールでない誤検知のものなども多く含まれておりました。補修が必要なのが150件ということで対応し、残りの軽微なものは経過観察等を行っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに4,700件のあれにして1,600件あって150件補修したというふうに言われているんですが、それが59%であると、残りの41%のところはどういうふうにされているんですか。

○山本土木課長

御質問は、路面情報A I 解析システムでカバーできないところはどうしているかという御質問だと思います。

道路の異常箇所につきましては、これまでどおり土木課職員を中心としたパトロールや職員が道路利用する際の情報、市民の方々からのLINEや電話による情報提供など様々な手段により異常箇所の発見に努めております。

路面情報A I 解析システムの導入は、これらを補完するもので道路舗装面のポットホールなどの損傷をより効率的かつ効果的に検知し、対応しようとするものでございます。

以上でございます。

○大田委員

市民よりの情報がLINEでされたというのが随分あったように思うんですが、今現在、経済部でもお聞きしたんですが、大和の体育館から東荷に抜ける道路の農道に対して幅が1.5m、長さが約2mぐらいのくぼ地ができています。路面上がすごく悪くて、もうカーブのところで事故でも起こしそうなぐらいできている。それを補修してくださいとちらっとお願いしたら、建設部のほうですよというふうに言われたんでお聞きするんですが、そのようなのを言われたときには早急に対応してもらえるんですかね。

○山本土木課長

舗装の異常箇所の対応でございます。

異常箇所の情報が入りましたら、早急にまずは現地を確認の上、その状況を見た上で対応を判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

具体的にそこがあるというふうに、今、お伝えしたんですが、もう現在は確認されていると思うんですが、しておられますか。

○山本土木課長

現地の状況等は確認しております。今後、下がりの進行具合、下がりの状況、その辺も注視しながら、必要に応じた対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

必要に応じた対応と言われるんですが、私は、今、事故が起きていないんですが今にでも事故が起きそうな状態でありますから、早急に対応してほしいと思っておりますので、ぜひそのところはよろしくお願いしたいと思います。

美原線の起点のところにも舗装が割れて陥没、5cmぐらいの穴が開いているんですが、そういうのも見ていってもらいたいと思うんですが、今から梅雨になって雨が降ったら

どうしても亀の甲狀に割れる舗装表面が出てくるわけです。その対応はというふう
にされようとしているんですかね。

○山本土木課長

亀の甲狀にひび割れが発生しているところをどう対応するかということでございますが、やはり現地を確認の上、舗装の下がり具合、欠け具合、損傷具合、その辺を確認した上で、状況に応じた対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

雨が降って亀の甲狀になったら、車が走るとそれが飛び跳ねて穴が開いて次々に広がっていくという状況が出てくるはずなんです。だから亀の甲狀になったときには早急に対応してほしいと思うんですが、そのところはよろしくお願いしたいと思います。

市営住宅で、マネジメントで解体作業が今現在進行中と思うんですが、市営住宅で今現在どのぐらい解体がマネジメントで進んでおられるかちょっと教えてほしいんですが。

○小林建築住宅課長

光市公共施設等総合管理計画では、平成28年度から令和17年度までに公共施設等のうち建物の総床面積を20%縮減することを基本目標とするとあります。

市営住宅の縮減率につきましては、計画策定時の総延べ床面積6万6,928.73m²に對しまして、令和7年度までに縮減した床面積は3,649.35m²でありましたので、縮減率は約5.5%です。

以上です。

○大田委員

これは8%いっていないと思うんですが、あと10年あるんですが20%に達成する可能性はあるんでしょうか。

○小林建築住宅課長

光市営住宅等長寿命化計画におきましては、供給戸数の約2割を用途廃止することとしていますが、集約、再編、建替えのためには、今、住んでいらっしゃる方の移転が必要となります。

今後におきましては、光市営住宅等長寿命化計画に基づいて古い住宅の集約、再編と計画的に建て替えることにより移転先を確保し進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○大田委員

今現在5.5%で8%はしていないよというふうに解釈したんですが、これは建築住宅課だけの問題で今はの発言だったと思うんですが、全体的な感じはおたくのほうではあ

まり取り扱っていないのか。

○小林建築住宅課長

全体の数値につきましては、私どもでは把握しておりません。
以上です。

○大田委員

その中で5.5%という計算が出たんですが、それはちょっと分かりかねるんですが、
どういう…。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○小林建築住宅課長

繰り返しになりますが、市営住宅の総床面積が6万6,928.73 m^2 でありました。その
うち、解体しました床面積が3,649.35 m^2 でありましたので、5.5%という数字でござい
ます。
以上です。

○大田委員

全体的ではなくて建築住宅課が管理する住宅の建坪面積が6万6,928.73 m^2 の中から
3,649.35 m^2 を解体したから5.5%よと、建築住宅課だけではそうですよと、全体は自分
のところはよく把握していないよという解釈をしてくださいということでございますね。
分かりました。

そういうふうにもいろいろとあれなんです、マネジメントではそういうふうに全体で
はなかなか進みにくいというところでございます。

また、道路の補修に関しましてもいろいろと試行錯誤でやっておられるんですが、今、
どうしても道路面の補修なんかというのは、手遅れではないがそういうふうな感じで痛
むほうが激しくなっているから、そのところも早め早めに道路補修なんかを先に先に
進めるような計画をしていってもらいたいと思っております。

あとは予算の関係もあるでしょうが、予算も市のほうにお願いして、もう少しつけて
もらえるようにお願いして、先に先に市民の安全・安心のための考え方を示していって
ほしいと思っていますので、よろしくお願いします。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

6 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第32号 令和8年度光市一般会計補正予算（第1号）

説 明：北川都市政策課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

今説明がありました冠山総合公園、DSライフデザイン冠山パークのレストラン棟バルコニー、老朽化に伴いバルコニーの改修工事をするというところですが、工事内容の詳細を教えてください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

こんにちは。レストラン棟のバルコニーの改修工事の内訳でございます。

バルコニーの既存の天然木のウッドデッキを撤去し、人工木材のウッドデッキに改修する工事、それに係る手すりや基礎等も改修する予定としております。バルコニーの規模としては、幅2.4メートル、延長22.24メートル、面積が47.3平米を人工木材で改修する予定としております。規模については既存と同等となります。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。

これは、発注方法は建築一式で発注予定でしょうか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

バルコニー改修工事については、建築一式工事で発注する予定にしております。

○清水委員

分かりました。

建築一式でということなんですけど、最初に屋根というか、ひさしの部分の改修とかもあったと思うんですが、一式じゃなくて、分離発注をするということは考えられないか。また、こういった方法だと分離発注が可能になってくるか、その辺りも今回の工事を例に教えていただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

本年度のレストラン棟に関する工事の事例でございますが、レストラン棟の空調設備の改修工事を実施予定としております。それと、屋根改修工事を実施する予定としております。

空調設備の改修工事につきましては、業種としては、管工事の業者さんで発注する予

定としております。屋根改修工事については、建築一式工事で発注する予定としております。工種等が違いますので、空調設備工事と屋根改修工事については別々に発注する予定としております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。

分離発注になると、工程の調整が難しくなったりとか、責任の所在が曖昧になったり、工期が長くなるとか、結果的に経費が増えたり、いろんなリスクがあると思うので、それは理解できるんですが。

私、一般質問でも触れさせていただいた市内業者への受注機会の確保のために、できるだけ分離発注ができるもの、例えば防水のところ、このぐらいの1,150万円とかの規模だったら難しいなというところは十分理解できるんですが、何かそういったところで受注の機会を確保するために、コストが上がらないような範囲でできるものは、積極的に分離発注を検討していただきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○新見委員

それでは、バス・タクシー運転手確保に向けた取組についてお伺いします。

今月、地域づくり支援センターにおいて、バス・タクシー運転手会社説明会が開催されたかと思えます。

まず、会社説明会の参加人数、また、今回の実施に当たって、新たな取組などありましたらお示してください。

○秋山公共交通政策課長

バス・タクシー運転手会社説明会についてのお尋ねでございますが、慢性的に不足し、かつ運転手の公募年齢化が大きな課題となっております路線バスやタクシーの運転手確保を図るため、ハローワークとの共催によりまして、本年6月11日に、光市地域づくり支援センターにおきまして説明会を開催し、今回は過去最多の11名の方にお越しをいただきました。

今回の説明会の開催に当たりましては、過去の実績などを踏まえまして、まず開催時

期につきましては、ハローワークによりますと、求職活動が活発となる５月から６月、この時期での開催を目指し、バスやタクシー事業者と調整を行い、日程を前倒しして開催させていただきました。

また、初めての取組としましては、バスやタクシー業界への理解を深めていただき、就労への契機とするため、説明会の冒頭で、バス協会、タクシー協会、それぞれ15分程度の業界説明の時間を設けたところでございます。

以上でございます。

○新見委員

参加人数が11名であったこと、それから、開催時期の変更、また、新たな取組として、会社から説明をされたということについて理解いたしました。

それでは、続いての質問ですが、公共交通を支える運転手の確保は、路線バスやタクシーの維持に直結する重要な課題であり、本市においても、路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金により、運転手確保に取り組まれているものと理解しております。

３月の委員会では、同僚議員の質問に対し、執行部からの答弁では、令和６年度の実績が１名、令和７年度は、そのときの時点で２名に交付決定しており、内訳は、バス１名、タクシー１名との説明がありました。

そこで、令和７年度の最終的な状況について、交付決定件数、また、バス・タクシー別の就労状況をお示してください。

○秋山公共交通政策課長

臨時給付金の給付実績でございます。

最終的な令和７年度の実績でございますが、バス事業者１名、タクシー事業者３名、計４名の方に給付金の給付をしたところでございます。

以上でございます。

○新見委員

令和７年度は３月の委員会の時点から２名から最終的に４名の就労につながったということで、運転手不足が続く中、一定の成果があったものと受け止めました。

公共交通を維持していくためには、交付金制度に加え、会社説明会やハローワーク、交通事業者との連携を継続し、採用につながる機会を増やしていくことが重要だと考えます。令和８年度も、引き続き制度の周知と運転手確保に取り組んでいただきたいと思います。

また、人口減少が進む中で、バス・タクシーなどの既存の公共交通を維持・強化していくことは困難な面も考えられます。

昨日の委員会で、観光振興の観点からシェアサイクルを取り上げさせていただきました。公共交通を補完する短距離移動手段として、また、都市の回遊性向上や環境負荷の低減に資する可能性があることから、都市政策上も検討に値する取組ではないかと考えております。

今後の移動手段の多様化に向けて、調査研究を進めていくことを要望いたします。
以上です。

○田中委員

時期的に、どうも草木が伸びる時期なので、植樹ますと街路樹の管理についてお尋ねできたらと思うんですが、まず、188号線の沿いに、草が今、繁茂している状況になっていると思うんですが、県道との交差点と、伸びているところと伸びていないところが見かけられるんですが、188号線交差点の草の管理について、市内で市が管理している場所と、してない場所というか、管理している場所についてをお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

国道沿いの植樹ます等の管理についてでございます。

光市で維持管理しているものは、光市役所前の交差点にあります植樹ますについては、市で維持管理をしております。あと、浅江の相生の交差点の植樹ますの中にある高木のフェニックスの維持管理については、光市で行っております。そのほかは、市では維持管理を行っておりません。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。

確かに市役所の前については、高就労の方たちがやっていたところもあり、今も、なくなっているけど、ある程度きれいな状況になっているのではないかと思います。

相生のところのフェニックスについては市だけど、ほかについては国道なので国だとは思いますが、ここもすごい茂っていますし、島田市のこの交差点が特に今伸びて、身長を超えるぐらいの草が生えていて、本当、多分車で北側から来て左折される方は、横断歩道の人が見えないぐらいの草が生えているんじゃないかと思うんですね。

毎年、列島クリーン大作戦で、市民の方たちの力できれいになっている部分があって、維持できていた部分が、今回中止になったので、国道を走っていても随分地区で差が出ている状況だと思います。

その状況を見た上で、やはり、市民の方たちの力に感謝するところもありますし、この状況を見て、どうにか安全管理のために対策を打たないといけないと思うんですが、その辺りで、市としてどのように考えていらっしゃるのかお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

国道沿いではありますので、基本的には道路管理者が維持管理すべきものと考えております。

また、今年、列島クリーンが中止になりまして、国道沿いの草が結構伸びているとこ

ろが多いと思いますので、それも国道管理者のほうに連絡しておきたいと思います。
以上でございます。

○田中委員

まずは、ぜひ国のほうにお伝えをいただけたらという部分と、同僚議員が一般質問でも取り上げていましたけど、そういったものを、地域と一緒にやって維持して管理していくという体制づくりにしないといけないと思いますし、市長も言われていましたけど、一緒にやろうやっという声かけ、これは市民のほうからでも行政側からでもどちらからでもいいと思うんですね。

列島クリーンをやっていた部分がなかったことによって、こういう状況が生まれているという部分は、市民全員の多分気づきだと思いますので、その課題解決に向けて、ぜひ一緒にやろうやっという行動も起こしていただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。

あともう1点が、同じように街路樹・植樹ますの管理の考え方なんですけど、どうしても人件費の高騰とか物価の高騰等があって、作業される方たちの価格も上がっていくと思います。草木のほうも、木も大きくなればどんどん管理もしんどくなっていくという中で、将来的に見たら、これ管理できなくなるというのが想定されるのではないかなと思うんですね。

ということは、今ちょっと体力ないといえども、体力あるうちに総量を減らしていくということと一緒にやっていかないと、将来的にもたなくなるというものが想定されるんですけど、そういったところで、総量を減らしていくという考え方とかがあるのかどうなのかお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

街路樹や植樹ますの剪定や除草などの維持管理には毎年多大な費用、また、労力が必要となっております。

本来、街路樹は良好な景観の形成だとか適度な木陰を提供し、道路にあっては歩行者の安全確保や自動車の視線誘導など多くの役割を有しておりました。

しかしながら、植樹後の長い年月が経過し、樹木が成長し老木になり、倒木のおそれがあったり、また、枝葉が生い茂り、歩行者や自動車の見通しを阻害したり、信号機が見づらくなるとか、ほかにも歩道の根上がりなどによる通行に支障を来すなど、街路樹に起因する様々な問題が生じてきております。

このようなことから、倒木のおそれがあるものや、交通安全に支障となるような樹木については、伐採など、街路樹の総量の減少も見据えて適正に維持管理できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。将来的な課題となって必ず出てきますので、今のうちから計画的に対

応いただけたらと思います。

また、公園については少しの報酬というか、対価を払って地元で管理してもらうという仕組みをつくって、ある程度そういったものが浸透しながら地元で管理してもらっているという仕組みをつくられているので、街路樹とかそういったものについても、業者に出すよりは——出すよりはと言ったらちょっといけないのかもしれませんが、適切なお金で地元の方に、年2回とかじゃなくて、常にきれいにしてもらうというような仕組みをつくって呼びかけてやっていくということも考えられますので、そういったことも含めて一緒に考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○新見委員

それでは、D S ライフデザイン冠山パークのオートキャンプ場の利用について伺いたします。

6月議会で同僚議員からの質問に、D S ライフデザイン冠山パークの利用者数は、指定管理者等の自主事業の開催の努力により増加しているものと承知しております。

しかしながら、オートキャンプ場の利用状況において、令和7年9月の委員会及び12月議会での答弁では、料金収入は、令和4年度が804万4,000円、令和5年度は690万6,000円、令和6年度が565万8,000円。また、利用者数についても、令和4年度が約1万4,000人、令和5年度が約1万1,500人、令和6年度が約9,700人との説明があり、共に減少傾向にあります。

このように、利用者数、利用料金収入を共に減少する状況において、市としてどのように分析しているのか、また、指定管理者と連携し、利用回復に向けてどのような取組を検討されているのか、令和7年度の利用状況と併せて伺いたします。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

D S ライフデザイン冠山パークのオートキャンプ場の利用者数、また、利用料金の減少について、どう分析しているかについてでございますが、市としては、オートキャンプ場の利用者数及び利用料金収入の減少については、複数の要因が重なった結果であると整理しております。

まず、大きな要因としては、コロナ禍におけるアウトドア需要の高まりや、キャンプブームの反動が上げられます。感染症流行期には比較的安心して利用できる屋外の施設ということで、キャンプ需要が急増したものの、令和5年の新型コロナウイルス5類移行により、生活様式の正常化に伴って、キャンプ場の利用が落ち込み、また減少傾向に転じていると考えております。

また、近年の気象条件の変化、特に夏の猛暑や天候の不安定さも要因と考えております。

これらの要因が重なった結果として、利用者数及び利用料金収入の減少が生じていると考えております。

指定管理者と連携し、利用回復に向けてどのような取組を検討しているかについてで

ございますが、まず、現状の利用動向や利用者ニーズの分析をさらに進めるとともに、施設の魅力向上や利用促進などの対策を検討しております。

具体的には、手ぶらキャンプなど気軽に利用できるよう、食材やレンタル用品の充実やキャンプサイトの新たな利用形態の導入の可能性、また、イベント開催による新規の集客増等が検討対象となっております。

あわせて、SNSを利用した情報発信の強化や予約方法の改善など、利用しやすさの向上についても指定管理者と協議を進めており、既存利用者のリピート率の向上と新規利用者の獲得を図りたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

すみません。もしお分かりになるようでしたら、令和7年度の利用者数など、お分かりになりましたら、お示してください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

令和7年度のオートキャンプ場の入園者数でございますが、速報値でございますが、令和7年、オートキャンプ場の入園者数が8,971人、オートキャンプ場の利用料金が推定値で513万8,330円となっております。

以上でございます。

○新見委員

現状での分析、それから、指定管理者と協議しながら改善に取り組まれていることを理解いたしました。

しかしながら、やはり令和7年度においても、令和6年度に比べ利用者数が減少傾向にあることも理解いたしました。それを踏まえて、ソフト面においても新たな取組が必要なのではないかなと感じております。

現在、冠山総合公園使用規則第3条第6号では、公園内に動物を持ち込まないこととされており、身体障害者の補助犬を除き、ペット同伴は認められていないものと理解しております。

一方で、近年はペットを家族の一員として捉え、一緒に旅行やキャンプを楽しむ方も増えております。また、飼い主のマナーについても、リードの着用、ふん尿の処理、ほかの利用者の方への配慮など、ルールを守って利用しようとする意識は、以前より高まっているのではないかと感じております。

こうした状況を踏まえ、オートキャンプ場での新たな利用者層の開拓という観点から、ペット同伴可能な区画を一部開設する、期間を限定して施行する、利用ルールを明確に定めるなど、オートキャンプ場に限ってペット同伴を認めることを検討されてはどうかと考えております。

利用者増加への施策の一つとして、ペット同伴利用の導入についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

オートキャンプ場へのペットの同伴利用の導入についてでございます。

近年のキャンプ需要の多様化の中で、ペットと一緒にアウトドアを楽しみたいというニーズが一定程度あることは認識をしております。また、指定管理者へ聞き取りますと、ペット同伴についての問合せの件数なども確認したところ、年に数件程度の問合せがあるというものの、ホームページや電話予約の際の周知により、苦情等は発生していないということでございます。

一方で、ペット同伴利用の導入に当たりましては、鳴き声や衛生面、アレルギーを含む他の利用者への影響、さらには安全管理や規則改正など、解決すべき課題も多いと考えております。

このため、先行事例や他自治体の運用状況を参考にしながら、指定管理者とも協議の上、施設の特性や、利用者のニーズやバランスを踏まえ、慎重に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○新見委員

理解いたしました。

キャンプ場によってはペット可としているところも多く、そういった一定のニーズはあるのではないかと考えています。オートキャンプ場へのペット同伴を許可することで、利用料金の収入増加が見込めるだけでなく、ペット連れでの室積海岸や虹ヶ浜海岸を訪れて散歩動画を配信していただくことで、交流関係人口の拡大にもつながるのではないかと考えております。ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

以上です。

○大田委員

公園整備事業で1,900万円というのはやっていないみたいなんですが、それはどういう工事でどういう理由で、また、終わるのはいつ頃なのか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

公園整備事業費の1,900万円でございますが、繰越事業でございます。2件ほどありまして、1件はDSライフデザイン冠山パークへの遊具設置工事、砂場設置工事でございます。この工事については現在完了しております。もう1件の、同パークのオートキャンプ場のウッドデッキ改修工事は、現在進捗としては約90%ぐらいの進捗となっております。

以上でございます。

○大田委員

光駅拠点整備事業で35万円しか使われていないんですが、その後の、どういう理由で

35万円しか使われていないのか、今後推進はどのようなになっているのか。

○北川都市政策課長

繰越明許のお尋ねであろうかと思えます。

こちらにつきましては、昨年12月議会におきまして、補償算定費等委託料として1,300万円予算を計上し、御議決を頂きました。その後、入札を経まして、業者と1月19日付で契約を締結して、現在算定業務を行っているところでございます。なお、業務実施に必要な額につきましては、令和8年度に繰り越しました。

繰り越しました額が1,265万円でございます、35万円は実質的に不用額というところでございます。

以上でございます。

○大田委員

いつ終わるんですか。

○北川都市政策課長

契約自体は令和9年3月31日までとなっておりますが、なるべく早くの算定を心がけているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

できるだけ速やかに終わらせてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、光、名前変わったんだよね。光総合運動公園、今何といいますか（発言する者あり）その運動公園において、山が、グラウンドゴルフ場が整備されて、公園が整備されている。それで滑り台がある。今、全然使われていないし、あまり整備されていないんですが、その後、それをどういうふうに活用するか。

また、活用しないんなら、公園としてどういうふうに整備していくかという案があると思うんですが、そこんところはどねえなっておるんか教えてもらいたいんですが。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

光スポーツ公園の詳しく言うと上のグラウンドの横に公園があるんです。その上に、頂上のほうにグラウンドゴルフか何か、ああいうな遊具で遊ぶ施設があって、そこから滑り台が出ているんです。

あれ今、滑り台も風化してからざらざらになって、子供たちが滑るのは危ないと思うんですが、そこを、多分今のところはないと思うんですが、それを今後どういうふうに活用するか。また、そのまま使用するにはどうしたらいいのかとかいう対策が多分取ら

れていると思うんですが、そのところをお答え願います。

○北川都市政策課長

スポーツ公園の遊具であったり滑り台であったりということについて、活用はどうかというお尋ねでございますけれども、こちらの施設につきましては指定管理ということで、教育委員会からスポーツ振興会に管理が委託されております。

実際にどのように活用されている、使われているかというのは、スポーツ振興会が詳しいとは思いますが、その活用の在り方等につきましては、実際の利用状況等を勘案する必要もございまして、所管である教育委員会と協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

あそこは都市公園じゃないん、違うの。教育委員会のあれなの、管理なの。

○北川都市政策課長

都市公園でございますけれども、管理運営、使用許可等につきましては、教育委員会がスポーツ振興会を指定管理者として指定しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それと同時に、上のグラウンドの横に便所があって、そこにあずまやがあるんです。滑り台の滑り下りたところに。あれはずっと雨戸が閉まったままで、使用されていないように、私が見る限りでは99.99%使用されていないように見えるんです。その周りに縁側があるんですね。縁側があるときには日陰で、あそこを利用されている方が日よけに座っておられるんですが、建物自体は使われていないんです。

今、マネジメント計画の中でもそのような、あそこは使用されていないのに、そのまま置いとくということはどうかなと思うんですが、そこんところはもうどういうふうに考えておられるかお教え願えませんか。

○北川都市政策課長

多分、第1公園の近くにあるトイレの横にあるあずまや、滑り台の下のあるあずまやであろうかと思いますが、こちらにつきましても、申し訳ございません。管理運営につきましては、スポーツ振興会でございますことから、実際にそのような御意見があったということは、教育委員会には伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

あそこも公園ではないと。

○北川都市政策課長

先ほどお答えをいたしましたとおり、確かに都市公園でございます。都市公園として認可を受けておりますけれども、その実際の管理運営、いわゆるスポーツ施設としての管理運営につきましては、教育委員会が光市スポーツ振興会を指定管理者として運営をしているというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そしたら、公園の樹木なんかも教育委員会が管理というふうに理解をするようになるんですがね。

○北川都市政策課長

日常的な維持管理につきましては、指定管理の業務の中に入っておると認識しております。一方で、危険な樹木、大きな木であったり、スポーツ振興会の手には負えないような木につきましては、都市公園でございますことから、都市政策課において対応しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

なかなか、私は、あそこは都市公園と思っていたから、都市政策、当然管理運営していると思っておりましたからそういうふうに質問させていただいたんですが、教育委員会のほうにはしっかりとそういうことをお伝えして頂きたいと思います。

あずまやにしても、日陰の場所と休む場所として扱うのは大変ええと思うんです。だから、そういうような戸が閉まっている状態で、休む場所がちょこっとしかないから、全部開放するようにして使ってもらいたいと思っておるんですが、そのところは教育委員会のほうにも、スポーツ、都市政策課のほうでもしっかりと対応して頂いてもらいたいと思っていますから、よろしくお願いします。

○清水委員

すみません、1点だけ。光駅南口の駐車場の利活用のところなんですが、3月議会で測量・分筆のところで、ここでこの場で話した後、その後の進捗、何か変化があれば教えてください。

○北川都市政策課長

光駅の南口駐車場の測量の件、お問合せでございますけれども、新年度予算を御議決をいただきました後、今月の2日に入札を実施いたしました。現在は、そちら落札業者と契約を締結して測量業務に入っているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。

ホルムズ海峡閉鎖で建築資材の先行きもどうなのかというところもあって、実際にマンションなり何か建物が建つというところで、かなりハードルもちょっと上がってきたんじゃないかなというのを思っておりますので、その辺りはちょっと気になって質問させていただきました。

なので、今後もですね。2日にまずはその入札が終わったということで、今後もぜひ民間業者ともいろいろと交渉していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。